

第4章

復旧・復興

- 第1節 復旧・復興推進本部
- 第2節 罹災証明
- 第3節 被災者支援
- 第4節 災害ボランティア
- 第5節 義援金・義援品
- 第6節 広報
- 第7節 道路復旧
- 第8節 公共施設等の復旧
- 第9節 応援要請
- 第10節 災害救助法
- 第11節 財務・契約
- 第12節 協定の活用状況
- 第13節 東日本台風を踏まえた新たな取組

第1節 復旧・復興推進本部

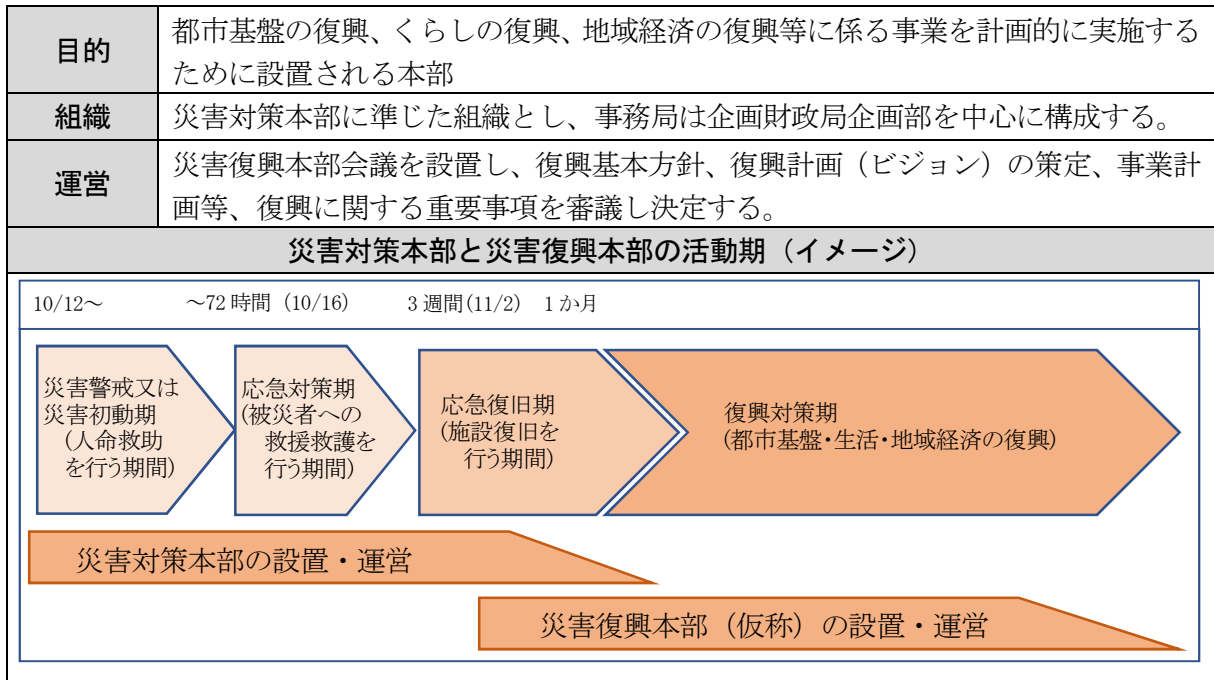
1 復旧・復興推進本部の設置

(1) 災害復興のための組織の検討

東日本台風当時の地域防災計画¹では、災害時の復旧・復興対策について、「大規模な災害により市内に甚大な被害が発生し、その被災状況等から『大規模災害からの復興に関する法律』に基づく特定被災市となった場合に、復興計画を策定し計画策定のプロセスとして災害復興本部を設置する」こととしていた。

東日本台風では、特定被災市町村となった自治体はなく、地域防災計画に基づく災害復興本部の設置要件に該当しないことから、10月下旬に本部事務局と災害復旧・復興に係る事務を所管する企画財政局との間で本市の復興体制について協議を行った。その後、11月1日(金)に開催した第12回災害対策本部会議において、「被災者への救援救護を行う応急対策期から、施設の復旧や被災者に対する各種生活再建支援を行う応急復旧期に移行しつつあることを踏まえ、本市の体制を災害対策本部から災害復興本部(仮称)へ移行すること」について検討し、活動内容や災害対策本部との役割分担を整理した上で、設置に向けた検討を進めることとした。

図表 4.1.1 災害復興本部(仮称)の目的、組織及び運営素案(令和元年11月1日時点)



(2) 復旧・復興推進本部の設置

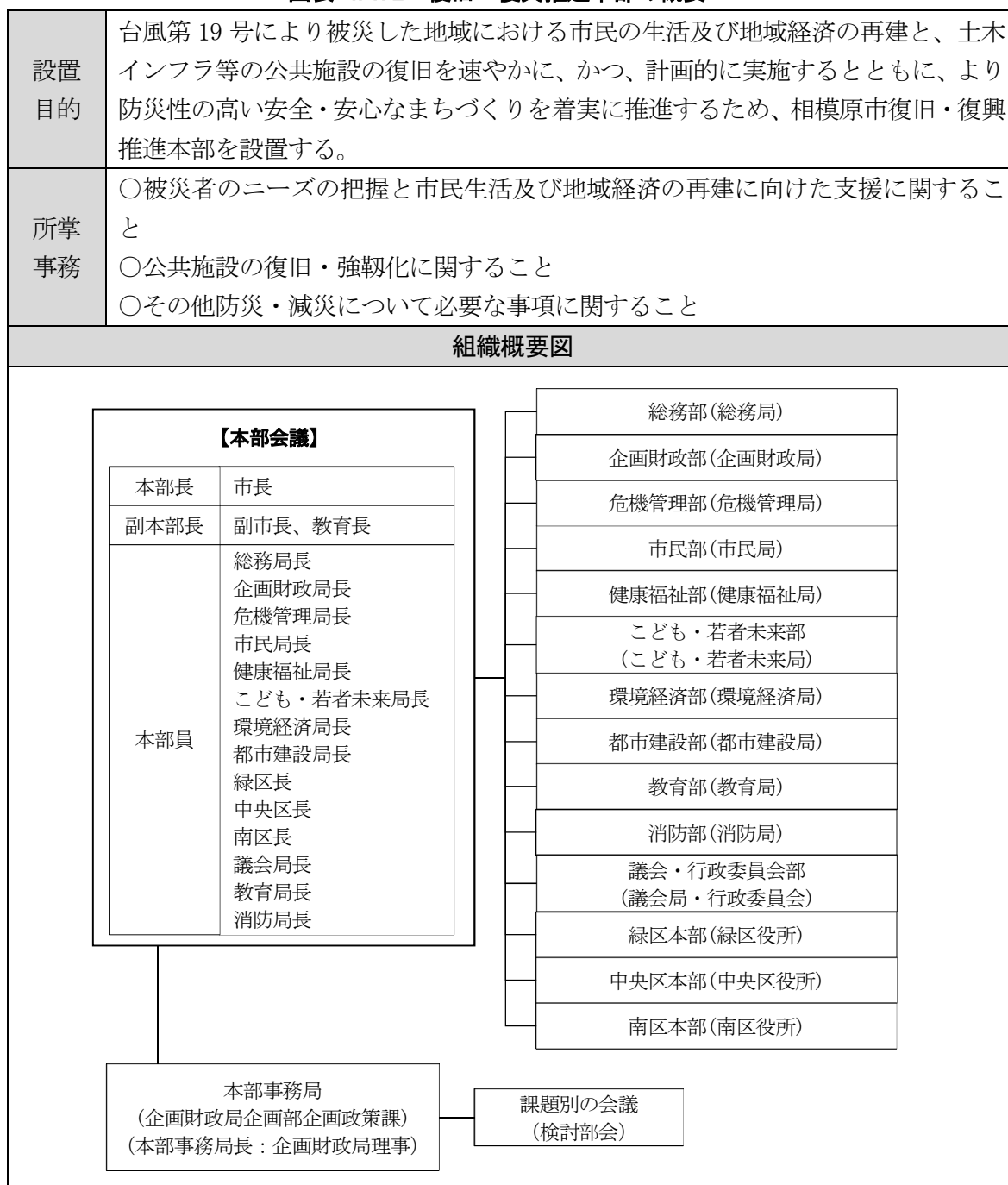
第12回災害対策本部会議後、企画財政局が組織の体制や目的、所掌事務、復旧・復興に向けた取組の進め方等を検討し、11月7日(木)に開催した第13回災害対策本部において、「台風第19号に係る相模原市災害復旧・復興推進本部(仮称)」の設置について審議し、11月11日(月)をもって「相模原市災害復旧・復興推進本部(以下「復旧・復興推進本部」という。))」を設置すること及び災害対策本部は引き続き継続していくことを決定した。

¹ 平成30年5月修正

(3) 復旧・復興推進本部の組織等の概要

復旧・復興推進本部は、設置に当たり新たに要綱²を制定し、設置目的、所掌事務、組織等を定めており、その概要は、図表 4.1.2 のとおりである³。

図表 4.1.2 復旧・復興推進本部の概要



² 「台風第 19 号に係る相模原市災害復旧・復興推進本部設置要綱」（令和元年 11 月 11 日施行、令和 2 年 4 月 1 日改正（組織改編に係る改正））

³ 令和元年 11 月 11 日時点の組織概要。令和 2 年度の組織改編により、新たに市長公室部が置かれるとともに、企画財政部が財政部に、本部事務局が市長公室長に、本部事務局が市長公室総合政策部政策課に改められた。

2 復旧・復興推進本部会議

第1回復旧・復興推進本部会議は、第15回災害対策本部会議終了後の11月22日（金）14時50分から、報道機関に公開して開催した。

復旧・復興推進本部会議は、これまでに4回開催し、第4回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により書面開催とした。第4回の会議以降については、令和2年4月7日（火）に神奈川県に対し「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出され、新型コロナウイルス感染症に係る対応を喫緊に進めていく必要が生じたこと等を踏まえ、各所管部局が、令和2年5月に策定した「令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン」に基づき、それぞれ計画的に市民の生活や地域経済の再建、公共施設の復旧、防災性の高い安全・安心なまちづくりの推進に向けた取組を進めていくこととして、会議を開催していない。

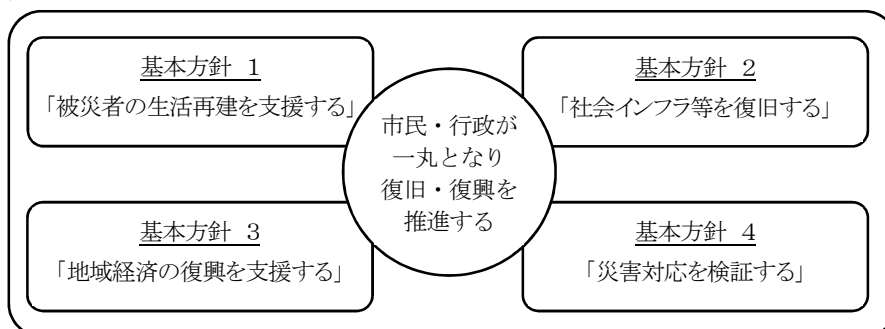
図表 4.1.3 復旧・復興推進本部会議の開催経過

回数・日時	議題・結果等
第1回 令和元年11月22日（金） 14:50～15:30	《議題》令和元年台風第19号に係る復旧・復興基本方針について 《結果》「令和元年台風第19号に係る復旧・復興基本方針」（案）が承認された。
第2回 令和元年12月26日（木） 16:20～16:50	《議題》復旧・復興に係る主な経過について 復旧・復興基本方針に基づく取組項目について 《結果》「（仮称）復旧・復興ビジョン」を策定するに当たって、現在市が実施し、又は今後実施を予定している項目を取りまとめた「復旧・復興に向けた取組項目」について、記載内容等を審議した。
第3回 令和2年3月23日（月） 9:30～10:20	《議題》「（仮称）復旧・復興ビジョン」（案）について 《結果》審議の結果を踏まえ、「（仮称）」復旧・復興ビジョン」（案）の掲載内容等を修正し、次回本部会議においてビジョンの策定を予定するが、公表・周知の時期については、新型コロナウイルス感染症への対応状況により、別に調整する。
第4回 令和2年5月7日（木） 書面開催	《議題》「（仮称）令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン」の策定について 《結果》書面開催により、ビジョンの掲載内容等について意見を求め、災害復旧・復興推進本部事務局（市長公室総合政策部政策課）で意見に係る対応の検討・調整を行い、ビジョンの最終案を確定した。

3 令和元年台風第19号に係る復旧・復興基本方針

「令和元年台風第19号に係る復旧・復興基本方針（以下、「復旧・復興基本方針」という。）は、発災からひと月を経て、応急復旧期に移行しつつあることを踏まえ、1日も早い復旧・復興の実現に取り組むことが求められていることから、11月22日（金）に開催した第1回復旧・復興推進本部会議において審議し、同日に決定した。

図表 4.1.4 復旧・復興基本方針において定めた「取組の基本方針」（イメージ）



図表 4.1.5 基本方針の概要

趣旨	
<p>10月12日(土)から13日(日)にかけて記録的な豪雨をもたらした令和元年台風第19号は、本市にかつてない規模の被害をもたらした。</p> <p>本市では、これまで、多くの方々からの支援のもと、応急対策活動に取り組んできたが、発災からひと月を経て、応急復旧期に移行しつつあることを踏まえ、1日も早い復旧・復興の実現に取り組むことが求められている。</p> <p>こうしたことから、令和元年台風第19号に係る復旧・復興の基本方針を定める。</p>	
取組の基本方針及び取組の具体的な方向	
《基本方針1》 被災者の生活再建を支援する	①住まいの再建（賃貸型応急住宅の提供、被災者生活再建支援金の支給等） ②生活の支援（災害弔慰金、義援金の配分、市税等の減免等） ③各種相談窓口など被災者に対する支援
《基本方針2》 社会インフラ等を復旧する	①道路の復旧（道路（農道・林道を含む）の復旧、オリンピック自転車ロードレース競技の会場となる国道413号の復旧） ②その他公共施設の復旧等（緑地・河川・橋梁等の復旧等） ③災害廃棄物の早期処理（災害廃棄物の適正な処理等）
《基本方針3》 地域経済の復興を支援する	①被災事業者への支援と商工業の復興（中小企業融資制度等） ②農業の復興（農地・農業用施設の復旧・復興） ③観光産業の復興（キャンプ場の復旧・復興等）
《基本方針4》 災害対応を検証する	①令和元年台風第19号被害の把握と検証に基づく施策の見直し ②市民の防災意識の向上 ③職員の防災対応力の向上
推進体制	
①庁内の体制	基本方針1～4に沿って、それぞれ検討部会を設置する
②市民等からの意見聴取の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体等の会議における意見聴取 ・中山間地域向けアンケートの実施 ・その他被災者以外の市民やボランティア等からの意見聴取 ・災害対応に従事した職員からの意見聴取
復旧・復興のスケジュール案	
《令和元年》	《令和2年》
11月 復旧・復興基本方針の決定	～3月 部会における検討
11月～ 部会における検討	3月 (仮)復旧・復興ビジョンの策定
～12月 復旧・復興に向けた施策の一覧化及び公表	4月～ ビジョンに基づく施策の進捗管理 施策の進捗状況に応じたビジョンの改訂 検証結果等の関連する計画への反映 必要な財源の確保
《スケジュール案イメージ図》	

4 令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン

(1) 検討部会の設置

復旧・復興基本方針の決定後、復旧・復興に向けた取組を推進するため、それぞれの基本方針に沿って検討部会を設置し、「(仮称) 復旧・復興ビジョン」の策定に向け、課題の抽出や課題解決に向けた検討等を行った⁴。

図表 4.1.6 検討部会の構成⁵

部会名 (構成数)	構成課 (員)
被災者の生活再建支援部会 (15)	健康福祉総務室 (部会長)、税制課、区政支援課、地域福祉課、精神保健福祉センター、地域包括ケア推進課、中央保健センター、建築・住まい政策課、市営住宅課、緑区役所参事(災害対策担当)、緑区役所地域振興課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター
社会インフラ等の復旧部会 (23)	都市建設総務室 (部会長)、土地利用調整課、危機管理課、環境経済総務室、商業観光課、農政課、津久井地域経済課、水みどり環境課、津久井地域環境課、廃棄物政策課、廃棄物指導課、清掃施設課、津久井クリーンセンター、都市計画課、道路計画課、路政課、道路整備課、緑土木事務所、津久井土木事務所、緑区役所参事(災害対策担当)、学校施設課、学校教育課、スポーツ課
地域経済の復興支援部会 (9)	環境経済総務室 (部会長)、産業政策課、雇用政策課、商業観光課、農政課、津久井地域経済課、緑区役所参事(災害対策担当)、緑区役所区政策課、緑区役所地域振興課
災害対応の検証部会 (16)	緊急対策課 (部会長)、総務法制課、企画政策課、危機管理課、区政支援課、健康福祉総務室、こども・若者政策課、環境経済総務室、都市建設総務室、緑区役所参事(災害対策担当)、緑区役所地域振興課、中央区役所地域振興課、南区役所地域振興課、議会総務課、教育総務室、消防総務課

図表 4.1.7 検討部会の開催経過

部会名	開催日時	議題
被災者の生活再建支援部会	第1回 令和元年 12月9日(月) 9:00~10:00	復旧・復興に係る取組項目の一覧の作成及び作業部会員の選任について 等
	第2回 12月18日(水) 10:30~11:45	災害見舞金について 義援金配分の考え方について
	第3回 令和2年 1月28日(火) 13:30~14:30	義援金配分の考え方について
	第4回 2月28日(金) 書面開催	(仮称)復旧・復興ビジョン(案)について
社会インフラ等の復旧部会	第1回 令和元年 12月9日(月) 15:00~15:50	復旧・復興に係る取組項目の一覧の作成及び作業部会員の選任について 等
	第2回 令和2年 2月28日(金) 書面開催	(仮称)復旧・復興ビジョン(案)について
地域経済の復興支援部会	第1回 令和元年 12月4日(水) 13:30~14:30	復旧・復興に係る取組項目の一覧の作成及び作業部会員の選任について 等
	第2回 令和2年 2月28日(金) 書面開催	(仮称)復旧・復興ビジョン(案)について
災害対応の検証部会	第1回 令和元年 12月6日(金) 13:30~14:30	復旧・復興に係る取組項目の一覧の作成及び作業部会員の選任について 等
	第2回 令和2年 1月22日(水) 15:00~16:00	作業部会の設置について 今後のスケジュールについて
	第3回 2月28日(金) 書面開催	(仮称)復旧・復興ビジョン(案)について
	第4回 4月20日(月) 書面開催	(仮称)復旧・復興ビジョン(案)について 課題に基づく今後の進め方について

⁴ 検討部会を設置するに当たり、「台風第19号に係る相模原市災害復旧・復興推進本部要領」を定めた。(令和元年11月26日制定、令和2年1月23日改正(作業部会の構成員に係る改正)、令和2年4月1日改正(組織改編に係る改正))

⁵ 令和元年11月26日時点

(2) 復旧・復興に向けた取組項目の公表

「(仮称) 復旧・復興ビジョン」の策定に先立ち、第2回復旧・復興推進本部会議での審議を経て、令和2年2月7日(金)、復旧・復興に向けて市が現在実施している取組及び今後実施を予定している取組を一覧にまとめた「復旧・復興に向けた取組項目」を市ホームページに公表した⁶。

図表 4.1.8 復旧・復興に向けた取組項目 (令和2年2月7日 市ホームページ掲載内容)

この一覧は、令和元年台風第19号による災害に関して、市が現在行っていること及び今後行おうとしていることをまとめ、被災者の皆様にお示しするためのものです。この項目を基に、今後市で検討や調整を行い、令和2年3月を目途に(仮称)復旧・復興ビジョン(復旧・復興に向けたロードマップ)をまとめる予定であり、検討の状況によって項目の追加や項目名の変更を行います。 なお、避難場所の運営など応急対策等として既に完了した項目については、「基本方針4 災害対応を検証する」の中で検証してまいります					
大分類	中分類	小分類	実施中	取組・検討項目	
基本方針1 被災者の生活再建を支援する	①住まいの再建	ア 賃貸型応急住宅の提供	○	住宅が全壊の被害を受けた方等に対する一時的な住まいの提供	
		イ 住宅の応急修理	○	被災した住宅に対する、災害救助法に基づく応急修理の実施	
		ウ 宅地内に堆積した土砂混じりがれきの撤去	○	市が実施する宅地内に流入した土砂混じりがれきの撤去	
		エ 市営住宅の一時提供	○	被災者の住宅確保までの一時的な居住場所とする市営住宅の提供	
		オ 被災者生活再建支援金の支給	○	被災者生活再建支援制度の適用を受けた、被災者に対する被災者生活再建支援金の支給	
		カ 災害援護資金の貸付	○	災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく、被害を受けた世帯主に対する貸付の実施	
		キ 風水害り災者住宅改良資金利子補給制度	○	住宅に被害を受けた方が、独立行政法人住宅金融支援機構等から資金を借り受けた場合の、利子の一部補助	
		ク 全壊家屋・半壊家屋の公費解体	○	市が実施する全壊及び半壊家屋の解体	
		②生活の支援	ア 災害弔慰金の支給	○	災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく、死亡者の遺族に対する災害弔慰金の支給
	イ 義援金の配布		○	神奈川県及び相模原市に寄せられた義援金の配分方法の決定及び配布	
	ウ 災害見舞金の支給		○	被災者に対する災害見舞金の支給	
	エ 被災者生活再建支援金の支給【再掲】		○	被災者生活再建支援制度の適用を受けた、被災者に対する被災者生活再建支援金の支給	
	オ 市税等の減免		○	被災者に対する、対象となる市税等の減免(令和元年度分)	
	カ 証明書手数料の免除		○	被災を原因とする各種支援制度等の手続に必要な住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税課税(非課税・所得)証明書等の交付手数料の免除	
	キ ささえあいセンターの運営支援		○	これまでボランティアセンターが行ってきた業務を引き継いだ、ささえあいセンターに関する市社会福祉協議会への運営支援	
	ク 被災者の健康支援		○	災害による生活の変化等による被災者の体やこころの健康状態への影響の確認、及び、必要な支援の実施	
	③各種相談窓口など被災者に対する支援		ア 専門相談会の開催	○	必要に応じた、相談員(弁護士、行政書士、技術士等)による専門相談会の開催
		イ 就職の支援	○	被災による離職者等を対象とする、労働相談や再就職支援等の実施	
		ウ 生活再建調査担当による支援	○	緑区内の各地区まちづくりセンターに配置した生活再建調査担当による被災地訪問	
	基本方針2 社会インフラ等を復旧する	①道路の復旧	ア 道路・橋りょうの復旧	○	台風により損傷した複数の道路、橋りょうの順次復旧 ※具体的な箇所ごとの復旧状況については今後周知予定
			イ 水路・河川等の復旧	○	台風により損傷した複数の水路の順次復旧 市以外が管理している箇所についての関係機関との復旧に向けた調整
			ウ 農道・林道等の復旧	○	台風により損傷した複数の農道、林道等の順次復旧 市以外が管理している箇所についての関係機関との復旧に向けた調整
		②その他公共施設の復旧等	ア 公園・緑地の復旧	○	台風により損傷した相模湖林間公園、長竹白山公園、金丸斜面緑地の復旧
			イ スポーツ施設の復旧	○	台風により損傷した相模川沿岸の昭和橋スポーツ広場の復旧
			ウ 相模川沿岸の散策路・多目的広場の復旧	○	台風により損傷した相模川沿岸の散策路及び多目的広場の復旧 市以外の管理箇所についての、関係機関との復旧に向けた調整
			エ 学校施設の復旧	○	台風により土砂崩れの被害にあった藤野北小学校に関する、敷地内の土砂等の撤去及び擁壁の復旧 土砂崩れを起こした山林の復旧に向けた、関係機関との調整 ※学校活動については、現在、ふるさと自然体験教室やませみにおいて再開しており、令和2年度中にプレハブの仮設校舎に移る予定
		③災害廃棄物の早期処理	ア 災害廃棄物の適正な処理	○	災害廃棄物の受入に必要な仮置場の確保と、受け入れた災害廃棄物の適正な処理仮置場としているスポーツ施設等の再開に向けた原状回復
			イ 被災事業者への金融支援	○	台風により被害を受けた中小事業者の運転資金及び設備資金の融資に関する認定等
基本方針3 地域経済の復興を支援する		①被災事業者の事業継続・再開に向けた支援	イ 就職の支援【再掲】	○	被災による離職者等を対象とする、労働相談や再就職支援等の実施
			ア 農地・農業用施設の復旧・復興	○	台風により損傷した農地・農業用施設の復旧
		②農業の復興	○	同上	
	③観光産業の復興	○	台風により被害を受けた観光資源の復旧に向けた関係機関との調整 観光客向けのPRなど、復興に向けた取組に関する検討		
④森林環境の適切な保全	○	山林の崩落等に係る被害への対応についての関係機関との調整 災害に強い森林づくりに関する検討			
基本方針4 災害対応を検証する	①令和元年台風第19号に係る対応の検証と施策の見直し	○	災害対応力の向上のための、地域防災計画をはじめとした、関連計画や各種マニュアルの改正、避難時の自治会館の利用のあり方を含めた風水害時避難場所の見直しについての検討		
	②市民の防災意識の向上	ア 自助・共助の取組推進	○	市民一人ひとりの防災意識の向上や、地域防災活動の支援による、市民と行政が一体となった地域防災対策の充実	
		イ 情報発信の充実	○	市民の防災意識の向上、的確な行動のための防災知識の啓発や、ひばり放送等の様々な手段による避難情報の伝達などの、市からの情報発信の充実	
③職員の防災対応力の向上	○	職員に対する訓練や研修の実施等による、防災対応力の向上			

⁶ 公表後、令和2年3月6日(金)に「令和元年台風第19号」から「令和元年東日本台風」に、(仮称)復旧・復興ビジョン策定時期を「令和2年3月」から「令和2年4月」に修正を行っている

(3) 「令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン」の策定

復旧・復興基本方針の策定時点において、「(仮称)復旧・復興ビジョン」は、令和2年3月に策定し公表する予定としていたが、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症対策に全庁を挙げて取り組む必要が生じたことから、策定期間を延期することとし、令和2年5月7日(木)の第4回復旧・復興推進本部での審議を経て、令和2年5月29日に「令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン(以下「復旧・復興ビジョン」という。)」を策定し公表した。

復旧・復興ビジョンは、令和2年2月7日(金)に公表した34項目からなる「復旧・復興に向けた取組項目」について、さらに検討を重ね、それぞれの項目の進捗状況・実績や今後のスケジュール等を40項目にわたり掲載している。

図表 4.1.9 復旧・復興ビジョンの構成・記載内容

構成(目次)	記載内容												
<p>1 はじめに</p> <p>2 本市の主な被害状況</p> <p>3 これまでに本市に頂いた主な支援</p> <p>4 復旧・復興のための取組(合計40項目)</p> <p>(1)被災者の生活再建を支援する</p> <p>①住まいの再建(8項目)</p> <p>②生活の再建(7項目)</p> <p>③各種相談窓口など被災者に対する支援(2項目)</p> <p>(2)社会インフラ等を復旧する</p> <p>①道路等の復旧(3項目)</p> <p>②その他公共施設の復旧(5項目)</p> <p>③災害廃棄物の処理及び仮置場の原状復旧(1項目)</p> <p>(3)地域経済の復興を支援する</p> <p>①被災事業者の事業継続・再建に向けた支援(2項目)</p> <p>②農業の復興(2項目)</p> <p>③観光産業の復興(4項目)</p> <p>④森林環境の適切な保全(1項目)</p> <p>(4)災害対応を検証する</p> <p>①令和元年東日本台風に係る対応の検証と施策の見直し(1項目)</p> <p>②市民の防災意識の向上(2項目)</p> <p>③職員の防災対応力の向上(1項目)</p> <p>④復旧に関し引き続き検討を行う事項(1項目)</p> <p>(資料)</p> <p>令和元年東日本台風に係る活動状況・被害状況 相模原市災害復旧・復興本部設置からの経過</p> <p style="text-align: right;">総頁数 60頁</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 復旧・復興のための取組 ※今後、取組の進捗状況等により、項目を追加することがあります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(1)被災者の生活再建を支援する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">【①住まいの再建】</p> <p>【方向性】 ○住宅被害があった方に対し、資金の援助や、安心して暮らせる住まいの提供等を行います。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">～令和2年 3月</th> <th style="text-align: center;">令和2年度</th> <th style="text-align: center;">令和3年度</th> <th style="text-align: center;">令和4年度 以降</th> <th style="text-align: center;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地内に堆積した土砂混じりがれきの撤去</td> <td style="text-align: center;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">現地確認・撤去実施</div> <div style="font-size: 2em;">➡➡➡</div> </div> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">建築・住まい政策課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【制度概要】</p> <p>○支援の内容 宅地内に堆積した土砂混じりがれきについて、所有者等の申請に応じて市が所有者等に代わって撤去を行うもの。</p> <p>○対象の土地 土砂混じりがれきが流入し、堆積した市内の宅地等 ※現に居住の用に供する家屋がある土地に限る。</p> <p>○対象となる方 上記宅地等を所有する個人又は中小企業者</p> <p>【進捗状況・実績】(令和2年3月末日現在) 受付開始：令和元年10月18日 撤去完了件数：86件</p> </div> <p>○それぞれの取組項目について、取組の方向性を示し、各項目のスケジュール、制度の概要、進捗状況・実績及び補足事項を表にして掲載している。</p> </div>	項目	～令和2年 3月	令和2年度	令和3年度	令和4年度 以降	担当課	宅地内に堆積した土砂混じりがれきの撤去	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">現地確認・撤去実施</div> <div style="font-size: 2em;">➡➡➡</div> </div>				建築・住まい政策課
項目	～令和2年 3月	令和2年度	令和3年度	令和4年度 以降	担当課								
宅地内に堆積した土砂混じりがれきの撤去	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">現地確認・撤去実施</div> <div style="font-size: 2em;">➡➡➡</div> </div>				建築・住まい政策課								





(4) 復旧・復興ビジョンに基づく進行管理

復旧・復興ビジョンは、策定後、復旧・復興に向けた各取組の進捗状況等の進行管理を行い、市ホームページに公表することとした。

図表 4.1.10 復旧・復興ビジョン各取組の進捗状況一覧（令和3年3月末時点）

復旧・復興のための取組	R元年度	R2	R3	R4以降	現状	詳細ページ
(1) 被災者の生活再建を支援する						
① 住まいの再建						
宅地内に堆積した土砂混じりのがれきの撤去	完了	R2.8月に受付終了(88件)				1
市営住宅の一時提供	完了	R2.4月すべて退去済(2世帯3名)				2
賃貸型応急住宅の提供					14世帯26名入居中	3
住宅の応急修理	完了	R2.8月受付終了(10件すべて対応済)				4
全壊家屋・半壊家屋の公費解体					受付26件(23件済)、R3に3件実施予定	5
被災者生活再建支援金の支給					R4.11.11まで加算支援金受付	6
災害援護資金の貸付	貸付終了				貸付は終了(申請2件)、返済期間が10年継続	7
風水害り災害住宅改良資金利子補給制度					~R6.10.12申請可能(現在、申請なし)	8
② 生活の支援						
災害弔慰金の支給	完了	8件支給済				9
災害見舞金の支給	完了	67件支給済				10
義援金の配布					今年度4回目配布最終、未受領者への対応がR8.1まで継続	11
市税の減免等					R6までに資産を代替取得した場合に4年分を減免	12
証明書手数料の免除		完了	R2.11.30完了			13
被災者の健康支援					R2はコロナ禍で未実施、R3は必要に応じて実施	13
③ 各種相談窓口など被災者に対する支援						
専門相談会の開催					令和元年度に4件開催(R2以降開催なし)	14
被災者の困りごとに対する相談支援					R3までささえあいセンターで受付、R4からは社協で対応	15
(2) 社会インフラ等を復旧する						
① 道路等の復旧						
道路・橋りょうの復旧					全面通行止め3路線、通行規制3路線	17
水路・河川等の復旧					11箇所のうち8箇所完了、3箇所工事中	21
農道・林道等の復旧					全面通行止め(林道16路線)	22
② その他公共施設の復旧						
公園・緑地の復旧	完了				相模湖林間公園、長竹白山公園復旧済	23
スポーツ施設の復旧		完了			11箇所のうち8箇所完了、3箇所工事中	24
相模川沿岸の散策路・多目的広場の復旧					相模川散策路の一部(諏訪森)復旧工事中	26
学校施設の復旧					藤野北小復旧工事中	28
小原市有林の復旧					R3市有林擁壁工事の地元調整、R4復旧工事	30
③ 災害廃棄物の処理及び仮置場の原状復旧						
災害廃棄物の適切な処理					相模湖林間公園のみR3完了予定(他は完了)	31
(3) 地域経済の復興を支援する						
① 被災事業者の事業継続・再開に向けた支援						
被災事業者への金融支援					確認書発行2件、融資実行1件(R3以降、利子補給のみ)	32
被災事業者への再建支援		完了			補助金交付済27件	32
② 農業の復興						
農地の復旧					R3.5月復旧	33
農業用施設の復旧		完了			復旧済	34
③ 観光産業の復興						
観光施設等への情報提供及び活用支援	完了				キャンプ場等の支援を実施	35
緑区を中心とした観光情報発信					観光協会と連携して情報発信	35
動画を活用した観光プロモーション					動画制作、継続的に観光プロモーションを実施	35
④ 森林環境の適切な保全						
災害に強い森林づくりの検討					森林の整備・保全に係る取組の検討、実施	37
(4) 災害対応を検証する						
① 令和元年東日本台風に係る対応の検証と施策の見直し						
台風の対応に係る検証と施策の見直し					地域防改正、避難場所の追加(53→114)等	38
② 市民の防災意識の向上						
自助・共助の取組推進					各種啓発活動の実施、自主防災活動事例集を更新	41
情報発信の充実					個別受信機追加配備予定、避難場所混雑状況表示システム構築予定	42
③ 職員の防災対応力の向上						
訓練・研修の実施					職員への訓練・研修の実施	43
④ 復旧に関し引き続き検討を行う事項						
既存制度で対応が困難な事例等についての検討・要望					関係所属による打合せ会議で対応を検討中	43

※再掲の項目を除く38項目のうち11項目が既に完了し、7項目が今年度中に完了予定。20項目は来年度以降も継続。

【凡例】  :すでに完了した取組  :ビジョンに基づく取組に遅れが生じている項目(令和5年度以降も継続する取組は矢印で表記)
 :ビジョンに基づき概ね順調に進捗している項目(令和5年度以降も継続する取組は矢印で表記)
 :ビジョンに基づく取組が早く進捗している項目

5 緊急要望等

(1) 防災担当大臣の視察

10月24日(木)に武田内閣府特命担当大臣(防災)が本市を訪れ、土砂の崩落現場の視察や避難所の訪問を行った。また、現場視察後には、一刻も早い救助や復旧・復興に向けて県知事及び副市長と意見交換が行われた。

図表 4.1.11 視察行程表

時間	行程
13:25 ～ 13:55	被災現場視察(牧野)
14:10 ～ 14:25	避難所訪問(藤野農村環境改善センター)
14:30 ～ 14:50	意見交換会(藤野芸術の家)
14:50 ～ 14:55	会見(藤野芸術の家)

(2) 国への緊急要望等

ア 国土交通省への緊急要望

10月24日(木)に国土交通省に対し、市長から次のとおり緊急要望を行った。

(ア) 要望先

赤羽国土交通大臣

(イ) 要望内容

- ① 国道413号の早期復旧
- ② 災害復旧事業の早期実施等
- ③ 激甚災害の早期指定と地方財政措置

イ 内閣官房・内閣府への緊急要望

10月29日(火)に内閣官房及び内閣府に対し、市長から次のとおり緊急要望を行った。

(ア) 要望先

- ① 菅内閣官房長官
- ② 武田内閣府特命担当大臣(防災)

(イ) 要望内容

- ① 行方不明者の捜索への支援
- ② 激甚災害への早期指定
- ③ 被災者の生活再建への支援
- ④ 特定大規模災害等への指定及び重要路線の早期復旧に向けた支援
- ⑤ 災害復旧事業の早期実施等
- ⑥ 災害廃棄物の処理に対する支援
- ⑦ 農林業、商工業や観光業の事業再開に向けた支援
- ⑧ 農地・農業用施設災害復旧事業における手続期間の延長
- ⑨ 農地、森林の復旧対応に係る支援体制の充実
- ⑩ 復旧に向けた財政支援

ウ 指定都市市長会における緊急要請

11月1日(金)に内閣総理大臣に対し、指定都市市長会から次のとおり緊急要請を行った。

(ア) 要請先

安倍内閣総理大臣

(イ) 要請内容

- ①速やかな人命救助活動の実施
- ②被災者の生活再建への支援
- ③災害廃棄物の処理等への支援
- ④公共土木施設等の早期復旧及び改良復旧
- ⑤道路、鉄道等の交通網の早期復旧に向けた支援
- ⑥港湾施設の復旧支援
- ⑦農林水産業の復興に向けた支援
- ⑧商工業の復興に向けた支援
- ⑨観光産業に対する支援
- ⑩文化財等の保全・修復に対する支援
- ⑪復旧・復興に向けた財政支援
- ⑫住家被害認定調査の効率化及び応援体制の確立
- ⑬治水・治山・土砂崩落対策の推進
- ⑭内水浸水対策の推進
- ⑮生活関連インフラの早期応急復旧に向けた対策の推進

エ 指定都市教育委員会協議会における緊急要望

11月20日(水)に文部科学省に対し、指定都市教育委員会協議会から次のとおり緊急要望を行った。

(ア) 要望先

萩生田文部科学大臣

(イ) 要望内容

学校現場における安全対策の推進

オ 九都県市における要望

第77回九都県市首脳会議における合意に基づき、令和2年6月30日(火)に関係府省庁に対し、九都県市を代表して相模原市長が次のとおり要望を行った。

(ア) 要望先

- ①武田内閣府特命担当大臣(防災)
- ②高市総務大臣
- ③萩生田文部科学大臣
- ④江藤農林水産大臣
- ⑤赤羽国土交通大臣

(イ) 要望内容

- ①被災者生活再建支援法の対象範囲の拡大
- ②災害救助法の弾力的な運用
- ③農地災害復旧事業の拡充

- ④公立社会教育施設災害復旧事業の拡充
- ⑤土砂災害の防止に向けた対策の充実
- ⑥緊急防災・減災事業債の拡充及び期間の延長

(3) 県への緊急要望等

ア 県への緊急要望

12月3日(火)に県に対し、市長から次のとおり緊急要望を行った。

(ア) 要望先

黒岩神奈川県知事

(イ) 要望内容

- ①斜面崩壊への対策
- ②水害への対策
- ③水道施設の強化
- ④経営の再建に係る支援の充実
- ⑤ダム緊急放流時における的確な情報提供等
- ⑥2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する支援
- ⑦復旧等に向けた財政支援

イ 県央相模川サミット⁷における要望

令和2年2月4日(火)に神奈川県に対し、県央相模川サミットから次のとおり要望を行った。

(ア) 要望先

黒岩神奈川県知事

(イ) 要望内容

- ①城山ダムの治水能力の確保・強化
- ②相模川の流下能力の増強
- ③市町村との情報共有と連携

⁷ 共通課題の解決に向けた相互連携・情報交換を目的に相模川周辺の自治体である相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村で構成された組織。

第2節 罹災証明

1 罹災証明書の受付・被害認定調査

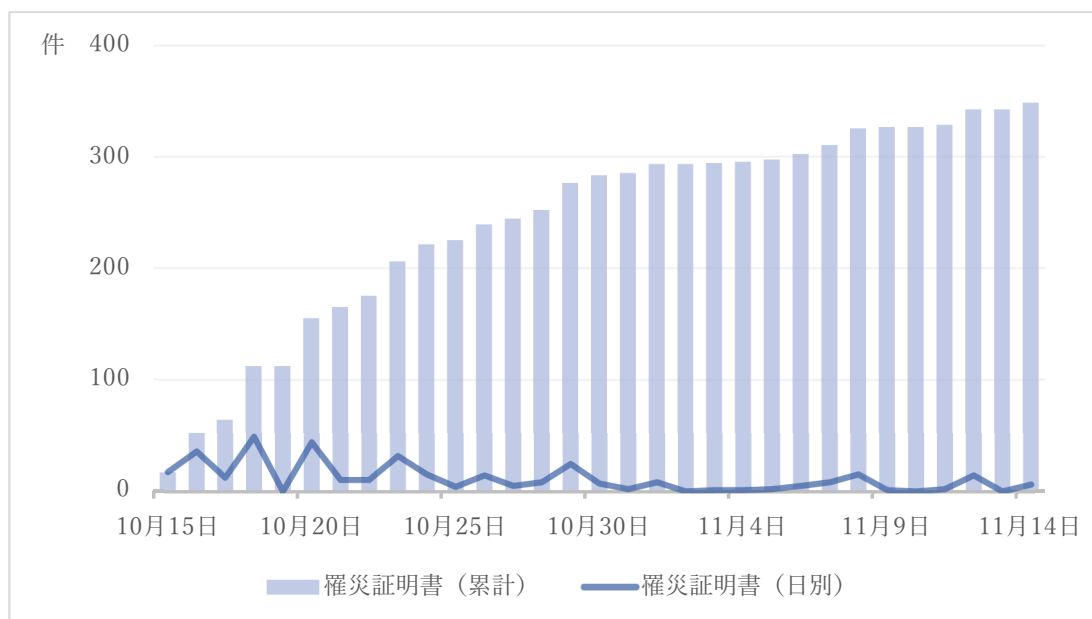
(1) 罹災証明書の受付

10月15日（火）から、罹災証明書及び罹災届出証明書の申請受付を開始した。罹災証明書の申請場所は各区役所区民課・まちづくりセンター・出張所であったが、東日本台風の際は、牧野・佐野川・津久井中央連絡所でも窓口を開設し、申請の受付を実施した（受付後の手続は緑区役所区民課が実施）。また、罹災証明書の受付・発行業務が、津久井地域の各まちづくりセンターに集中することが見込まれたことから、庁内から応援職員を派遣し、受付開始日から窓口職員を増員して対応した。

図表 4.2.1 罹災証明書と罹災届出証明書の違い

	罹災証明書	罹災届出証明書
概要	自然災害（火災を除く）による家屋の倒壊などの被害が生じた場合に災害対策基本法に基づき市区町村が発行するもの。	自然災害（火災を除く）によって被害が生じた旨の届出があった事実を市区町村が証明するもの。
対象	住家、非住家	自動車、カーポート、家財、墓石などの家屋以外の被害
必要書類	罹災証明願 本人確認書類 委任状（代理人申請の場合） 被害の状況が確認できる写真や、修理見積書等（ある場合）	罹災届出証明願 本人確認書類 委任状（代理人申請の場合） 被害の状況が確認できる写真や、修理見積書等
現地調査	あり	原則なし

図表 4.2.2 罹災証明書の申請受付件数の推移（受付開始後1か月）



(2) 住家被害認定調査の実施

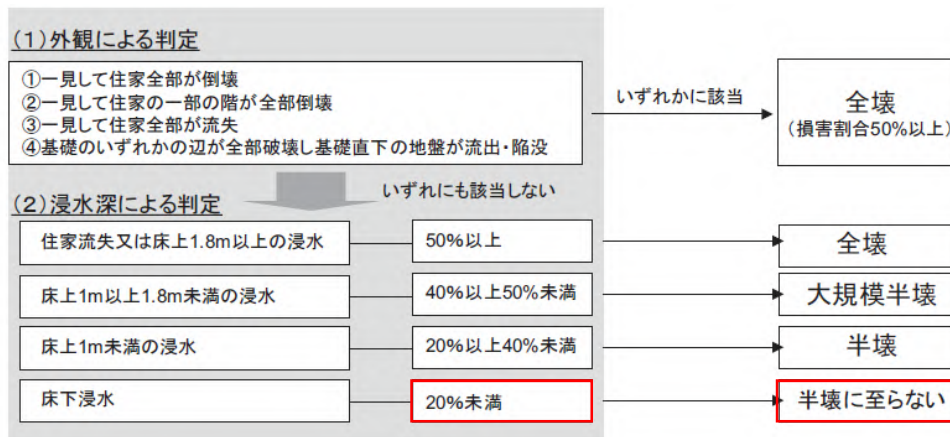
罹災証明書の申請に基づき、家屋調査を行う必要があることから、資産税課は10月16日(水)午後から住家の被害認定調査を実施した。調査は、3名1組の班体制であたり、11月8日(金)までの平日は庁内の職員の応援を受けながら4班体制で実施した(11月11日(月)以降は、資産税課で対応)。

(3) 迅速化手法による調査の実施

住家被害認定調査は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準」⁸で示された迅速化手法である図表4.2.3の第1次調査の手法で建物の外観による調査・判定を実施した。一方で、内閣府からの令和元年10月14日付け通知「令和元年台風第19号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項について」にて、災害救助法の住宅の応急修理が拡充され、「半壊に至らない」被害を受けた住宅のうち損害割合が10%以上20%未満の住宅について、支援の対象となったことから、11月7日(木)以降は、図表4.2.4の区分で判定を実施した。

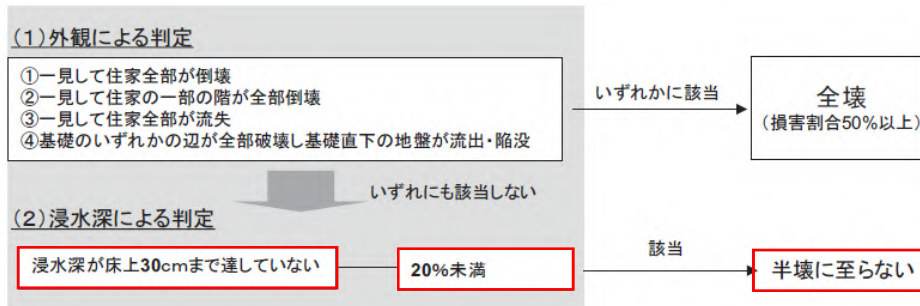
図表 4.2.3 被害認定フロー (第1次調査)

【第1次調査】 戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合(※1)



(※1) 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100% (浸水による損傷を除く)に該当する損傷が、それぞれ1箇所以上発生している場合。

【第1次調査】 戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合(※2)



(※2) 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100% (浸水による損傷を除く)に該当する損傷が、外壁に1箇所も発生していない、又は建具(サッシ・ガラス・ドア)に1箇所も発生していない場合

《出所：平成30年3月災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料(損傷程度の例示)(内閣府)より一部抜粋及び作成》

⁸ 内閣府「災害に係る住家の被害認定基準」(平成30年3月改訂)

図表 4.2.4 東日本台風における住家の被害の程度及び認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上 50%未満
半壊	20%以上 40%未満
一部損壊（準半壊）	10%以上 20%未満
一部損壊（10%未満）	10%未満

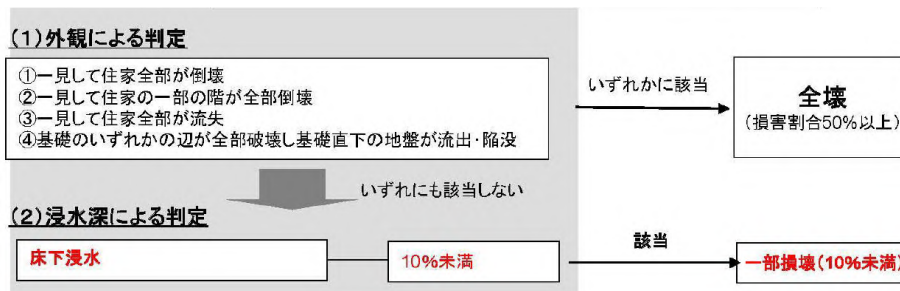
図表 4.2.5 東日本台風における住家の被害認定フロー（第1次調査）

【第1次調査】 戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷※が発生している場合



(※1) 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（浸水による損傷を除く）に該当する損傷をいう。

【第1次調査】 戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷※が発生していない場合



(※1) 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（浸水による損傷を除く）に該当する損傷をいう。

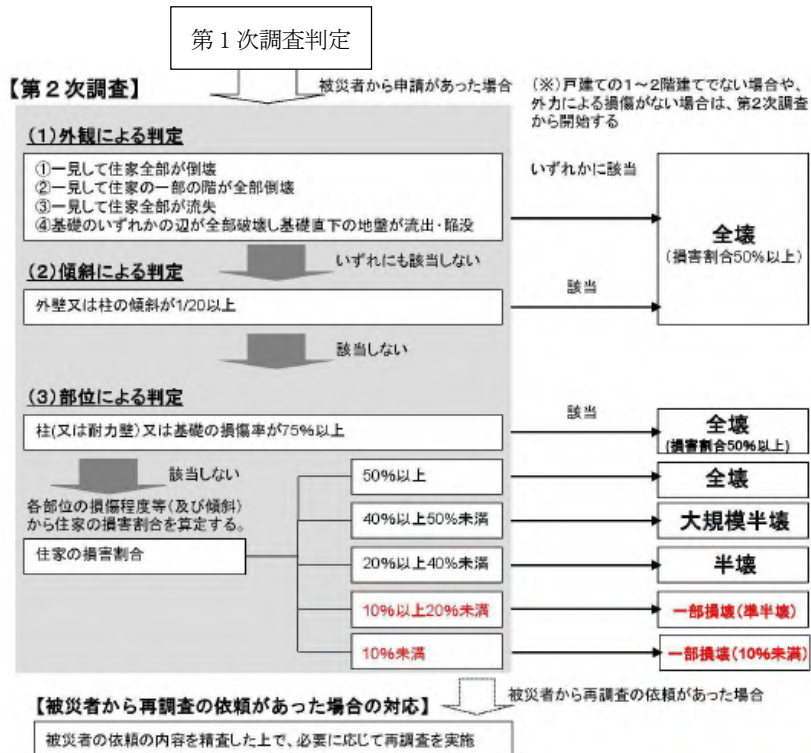
《内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）令和元年10月14日付け事務連絡「令和元年台風第19号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項について」より一部抜粋及び作成》

(4) 第2次調査・再調査の実施

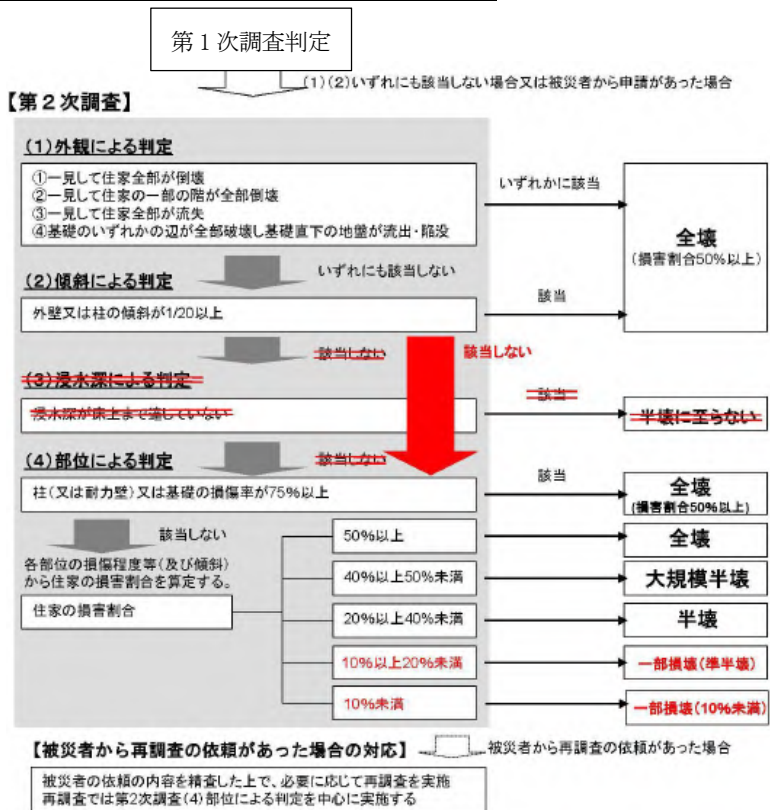
第1次調査は、浸水深による調査であり、迅速に調査を実施するための外観による簡易判定であった。そのため、申請者が判定結果に不服がある場合は、建物内部に立ち入り、詳細に調査を行う第2次調査の申請を受け付けた。第2次調査の被害認定は、第1次調査の区分と同様に、東日本台風における認定基準で実施している。また、第2次調査の結果についても不服がある場合は内容を精査し、再調査を実施した。

図表 4.2.6 東日本台風における第2次調査、再調査被害認定フロー

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合



戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合



《出所：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）令和元年10月14日付事務連絡「令和元年台風第19号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項について」より一部抜粋及び作成》

2 罹災証明書の発行等

(1) 罹災証明書の発行

被害認定調査後、罹災証明書の交付準備が完了次第、申請を受けた窓口（津久井中央・牧野連絡所受付分は緑区役所区民課）から申請者へ連絡を行い、10月18日（金）から令和2年3月31日までの間に405件の罹災証明書を発行した。

※受付時間は、平日（月～金曜日）8時30分から17時まで⁹

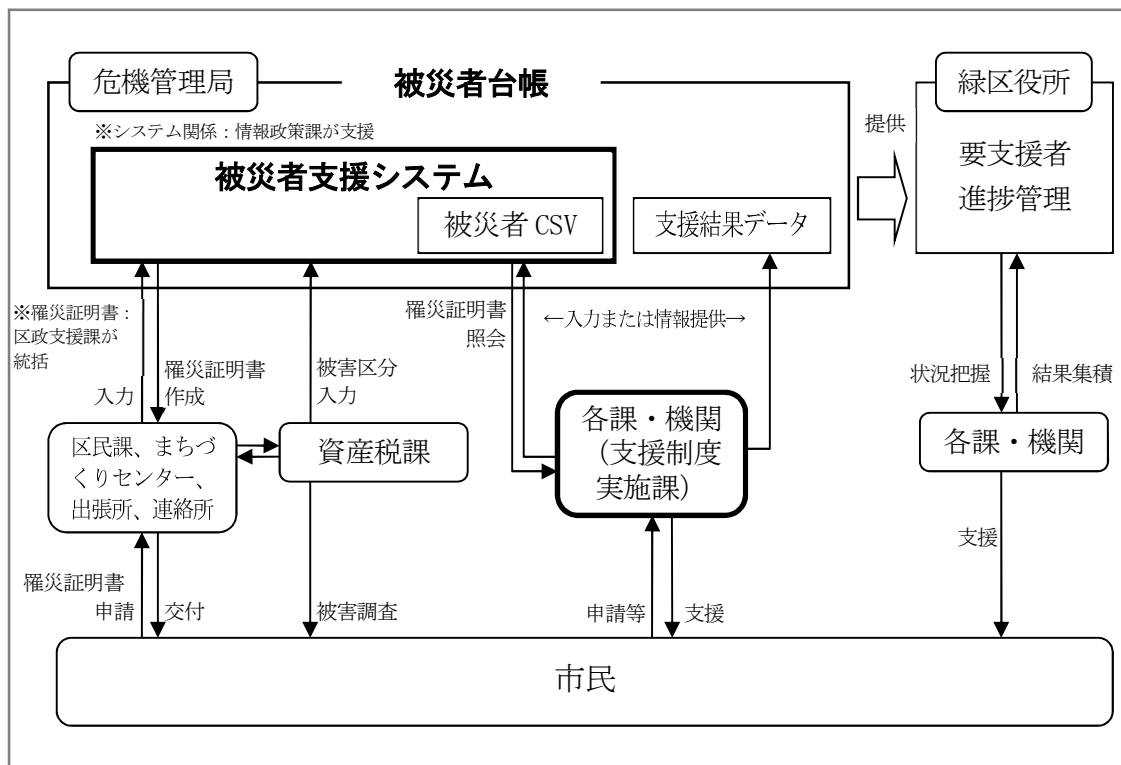
(2) 被災者支援システムの稼働

被災者支援システムは、大規模災害時において被災した市民の情報から被災者台帳を作成し、一元的に庁内での情報共有を図ることを目的に平成30年度に導入したシステムである。

東日本台風被災時には、被災者支援システムを導入している課に限られていることや被害区分の設定が現状と異なる等の課題があったことから、必要な整備を行い、11月11日（月）から稼働した。

東日本台風に係る被災者支援システムは、被災者の罹災証明書の申請受付や証明書の発行状況、家屋の損害区分についての運用を行っており、被災者の被災状況の確認や支援制度の案内の発送等に活用した。

図表 4.2.7 被災者支援システムの概要



⁹ 各区役所区民課では第2・第4土曜日の午前中も受付。

津久井・相模湖・藤野まちづくりセンターでは令和元年12月1日（日）まで、土日祝日も10時から15時まで受付。

第3節 被災者支援

1 相談窓口の開設

(1) 新たに開設した相談窓口

ア 災害相談室

甚大な被害が発生した緑区内に、被災者の相談窓口として「緑区災害相談窓口」を開設した。相談には市民相談員のほか、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会から派遣された行政書士会の協力を得て対応した。

窓口は10月23日（水）に津久井総合事務所及び藤野総合事務所、28日（月）に相模湖総合事務所に開設し、冊子「令和元年台風第19号の被害を受けられた方へ」を活用しながら相談に応じた。

開設当初は、土砂撤去に関する相談が多く、日が経つにつれて、生活再建資金や住居に関する相談などに内容が変わっていった。

図表 4.3.1 災害相談室^(※1)の受付期間及び受付件数

開設場所	開設期間	相談件数
津久井総合事務所 1階 相談室	10月23日（水）～11月29日（金）	95件
相模湖総合事務所 2階 市民相談室	10月28日（月）～11月10日（日）	8件
藤野総合事務所 3階 会議室 303	10月23日（水）～11月15日（金）	43件

(※1) 各窓口とも受付時間は9時から16時まで（12時～13時までを除く）

イ 災害専門相談会

被災者を対象に、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会から派遣された弁護士や行政書士、不動産鑑定士、建築士等の専門家による相談会を、津久井総合事務所及び藤野総合事務所において各2回ずつ合計4回実施した。

各総合事務所の1回目の開催では各種支援制度に係る相談がほとんどであったが、2回目の開催では崩れた土地の補強や復旧に係る相談が増加した。

図表 4.3.2 災害専門相談会の実施内容及び受付件数

開設場所	開設日 ^(※1)	相談件数
津久井総合事務所	10月27日（日）	8件
	12月1日（日）	12件
藤野総合事務所	10月26日（土）	20件
	11月30日（土）	16件

(※1) 相談時間は1人30分まで。

ウ 建築相談

住宅に被害を受けた方からの住宅の補修・再建等に係る相談窓口を、津久井総合事務所、相模湖総合事務所及び藤野総合事務所に開設した。

窓口では、建物の技術的な面について、かながわ災害時建築相談対策協議会から派遣される専門家である建築士が相談に応じた。

図表 4.3.3 建築相談窓口の実施内容及び受付件数

開設場所	開設期間 ^(※1)	相談件数
津久井総合事務所	11月11日(月)～11月15日(金)	9件
相模湖総合事務所	10月28日(月)～11月1日(金)	2件
藤野総合事務所	11月5日(火)～11月8日(金)	5件

(※1) 各窓口とも受付時間は10時から16時まで(12時～13時を除く)

エ 住まいの地盤相談

東日本台風により被災した宅地の所有者等、宅地の地盤に不安や疑問のある方からの相談窓口を、津久井総合事務所、相模湖総合事務所及び藤野総合事務所に開設した。

東日本台風で被災者の宅地の地盤に関する不安や疑問について、宅地地盤技術の専門家である地盤品質判定士が相談に応えることにより、被災者の不安や疑問の解消を図った。

図表 4.3.4 住まいの地盤相談窓口の実施内容及び受付件数

開設場所	開設日 ^(※1)	相談件数
津久井総合事務所	11月12日(火)、14日(木)、16日(土)	13件
相模湖総合事務所	11月19日(火)、21日(木)、23日(土)	5件
藤野総合事務所	11月6日(水)、7日(木)、9日(土)	19件

(※1) 各窓口とも受付時間は10時から16時まで(12時～13時までを除く)

オ 雑損控除説明会及び相談会

市民税課では、確定申告の受付期間に先立って、東日本台風により家屋又は家財に損害を受け、所得税法上の雑損控除の確定申告を希望される方への説明会を、令和2年1月27日(月)に津久井総合事務所で開催した。制度の概要、雑損控除の適用範囲、控除計算のために必要となる資料について相模原税務署職員による説明が行われた。

また、相模原税務署主催による個別相談会が2月5日(水)及び6日(木)に開催(予約制)され、事案ごとにより具体的な計算や申告手続等の案内が行われた。

(2) 既存の相談窓口

ア こころの健康相談

本市では、不眠や不安等こころの健康に関する悩みや困りごとについて、相談員が相談に応じる窓口を開設しており、東日本台風の接近・通過の際も平時と同じように業務を行うとともに、東日本台風に関連する相談についても対応を行った。

○電話相談窓口

「こころの電話相談」

「 “ いきる ” ホットライン (相模原市自殺予防・自死遺族専門電話相談)」

イ 高齢者に関する身近な相談

高齢者支援センター(地域包括支援センター)では、高齢者や介護家族からの保健・福祉・介護等に関する様々な相談を受け付けており、東日本台風の接近・通過の際も平時と同じように業務を行うとともに、東日本台風に関連する相談についても対応を行った。

ウ 成人健康相談

各区の保健センターでは、保健師が健康に関する相談に応じ、内容によっては、その他必要な相談事業等を案内する成人健康相談を受け付けており、東日本台風の接近・通過の際も平時と同じように業務を行うとともに、東日本台風に関連する相談についても対応を行った。

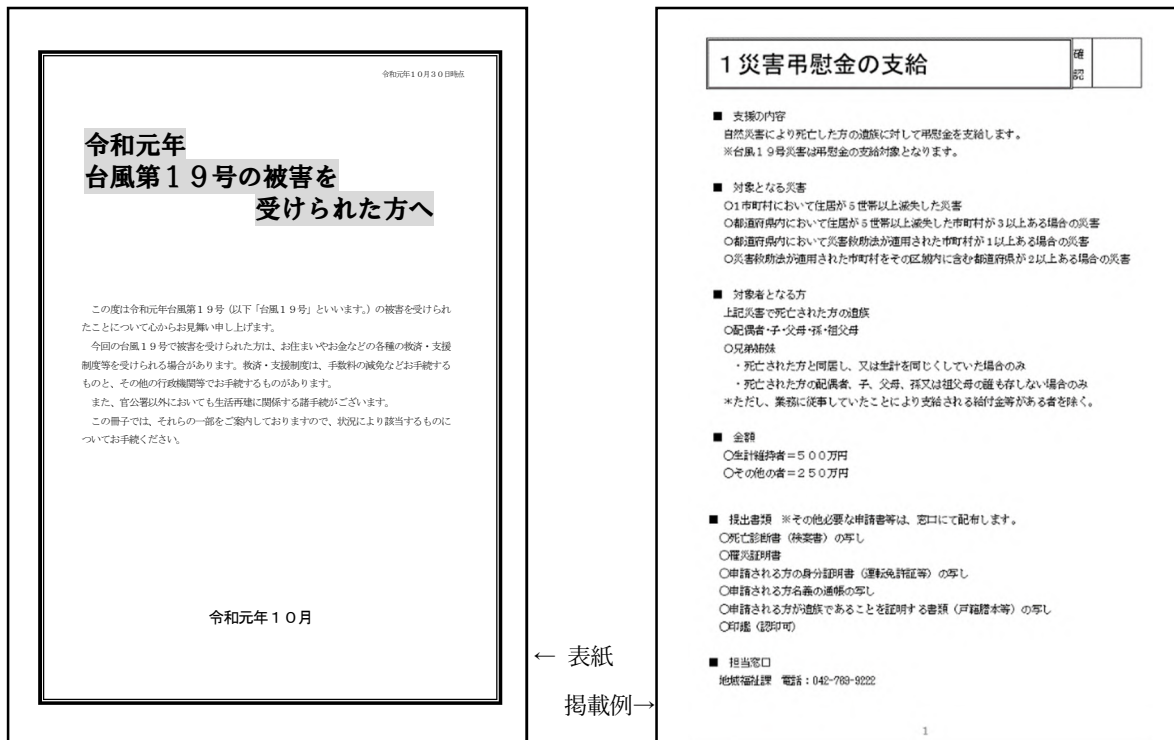
エ ペットに関する相談

生活衛生課では、迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットに関する相談を受け付けており、東日本台風の接近・通過の際も平時と同じように業務を行うとともに、東日本台風に関連する相談についても対応を行った。

2 被災者支援に係る冊子の作成

本市には、これまで、火災の被害を受けた方向けに各種救済・支援制度をまとめた冊子は存在していたが、大規模災害時における国等が実施する支援制度をまとめたものがなかったことから、被災者の生活再建を支援するため、健康福祉局（地域福祉課）が国や県、市などが実施する様々な被災者への救済・支援制度やその手続きをとりまとめた冊子「令和元年台風第19号の被害を受けられた方へ」を作成し、10月30日（水）に公表した¹⁰。

図表 4.3.5 令和元年台風第19号の被害を受けられた方へ（初版）



¹⁰ 第7版から冊子の名称を「令和元年東日本台風の被害を受けられた方へ」に改め、令和3年12月現在、第9版（令和2年10月15日改訂）まで改訂。

図表 4.3.6 冊子作成・改訂の経過

日付	概要
令和元年 10月17日(木)	「台風第19号の被害を受けられた方へ」暫定版を作成。
10月30日(水)	「令和元年台風第19号の被害を受けられた方へ」作成。31日(木)、市ホームページに公表。 《冊子の概要》 「台風第19号の被災後」から「生活再建」への手続等の流れについて、100項目の救済・支援制度を「お見舞金等」「速やかに」「順次」「主に事業者の方向け」「その他」の区分に分けて掲載。
11月19日(火)	第2版改訂(各種証明書の手数料免除、市税の徴収猶予の記載追加等(計19箇所))
11月22日(金)	第3版改訂(中小企業組合共同施設等災害復旧事業の記載追加等(計13箇所))
11月26日(火)	第4版改訂(被災した農業者の方への補助金の記載追加等(計4箇所))
12月16日(月)	第5版改訂(賃貸型応急住宅の提供の記載事項の修正等(計12箇所))
令和2年 1月31日(金)	第6版改訂(見舞金支給制度、災害義援金の配分の記載追加等(計8箇所))
4月1日(水)	第7版改訂(台風の名称の変更、組織改編に係る担当窓口の変更、期間終了に伴う一部制度の記載の削除等(計56箇所))
7月20日(月)	第8版改訂(災害援護資金貸付金の記載事項の修正等(計5箇所))
10月15日(木)	第9版改訂(期間終了に伴う一部制度の記載の削除(計7箇所))

3 被災者の健康調査等の巡回

避難所等に滞在している避難者に対し、市役所内各部署の保健師を派遣し健康調査等を実施した。対応状況は図表 4.3.7 のとおりである。

図表 4.3.7 健康調査等実施状況

日付	内容
10月16日(水)	相模湖まちづくりセンターから中央保健センター(緑保健センター)に依頼があり、民間施設(増原営農センター)に自主避難した4名の健康状態を緑保健センターの保健師が確認。
10月21日(月)	「避難者世帯等支援チーム」からの応援要請により、保健師2名が「避難者世帯等支援チーム」の保健師とともに、藤野農村環境改善センターへの避難者8名の健康状態を確認し、相談対応。
10月23日(水)	緑区本部より、次の7箇所の自主避難者の健康調査依頼があり、対応を検討。 ①東野自治会館 ②西門自治会館 ③串川地域センター ④増原営農センター ⑤篠原の里 ⑥上河原自治会館 ⑦上青根自治会館 →①東野自治会館は、津久井保健福祉課が状況を把握。 ④増原営農センターは10月16日(水)に対応済み。 ⑤篠原の里及び⑥上河原自治会館は避難者世帯等支援チームで対応。
10月24日(木)	②西門自治会館、③串川地域センター及び⑦上青根自治会館は津久井まちづくりセンター職員に同行し、保健師が2名の健康調査を実施。
10月29日(火)	避難者世帯等支援チームの保健師等が、藤野地区の避難所及び在宅避難者の健康調査を実施。津久井まちづくりセンター職員1名及び保健師1名の体制で、津久井地区の在宅避難者の健康調査を開始。 串川地区の12名の健康調査を実施。うち2名は継続支援者として、関係機関へ引き継ぐ。
10月30日(水)	串川、青根地区を訪問し、3名の健康調査を実施。うち1名は継続支援者として、関係機関へ引き継ぐ。

日付	内容
10月31日(木)	青根地区を訪問し、6名の健康調査を実施。 被災者世帯等支援チームの派遣が終了し、以降の被災者相談については、現地対策班に引き継ぐ。
11月1日(金)	青野原地区を訪問し、11名の健康調査を実施。
11月5日(火)	青根地区、鳥屋地区を訪問し、9名の健康調査を実施。 藤野地区の避難所巡回について検討を実施し、11月14日(木)、22日(金)に保健師の巡回を予定。
11月7日(木)	精神保健福祉センターの医師と保健師が藤野地区の避難所を訪問し、心のケアを実施。 青野原、青根、鳥屋地区を訪問し、8名の健康調査を実施。
11月8日(金)	鳥屋地区を訪問し、7名の健康調査を実施。
11月12日(火)	鳥屋地区を訪問し、4名の健康調査を実施。 津久井地区の在宅避難者の健康調査は終了。
11月14日(木)	精神保健福祉センターの医師と保健師が藤野地区の避難所を訪問し、心のケアを実施。
11月22日(金)	避難所(藤野農村環境改善センター)の巡回訪問を実施。1名の健康調査、みなし仮設住宅に移動した2名へ電話で健康状況確認を行うとともに感染防止の啓発を実施。
12月2日(月)	避難所(藤野農村環境改善センター)の巡回訪問を実施し、2名の健康調査を実施。 感染症予防について、毎朝のアナウンス時に啓発を行うこととした。
12月18日(水)	避難所(藤野農村環境改善センター)の巡回訪問を実施し、避難所職員から情報収集。退所した家庭を訪問し、2名の健康調査を実施。
12月26日(木)	避難所(藤野農村環境改善センター)の巡回訪問を実施し、避難所職員から情報収集。退所した家庭を訪問し、1名の健康調査を実施。 26日をもって、全員退所のため、避難所での巡回訪問を終了。

4 避難者世帯等支援チームの設置

10月16日(水)に、避難者の住居や生活物資等に関する総合的な支援窓口として「避難者世帯等支援チーム」を藤野総合事務所内に設置した。避難者世帯等支援チームは、藤野まちづくりセンター所長を総括として、「衣服・食事・生活物資に関すること」、「子ども・教育に関すること」、「住宅に関すること」、「福祉相談に関すること」、「健康相談に関すること」の各担当に関係各局から派遣された職員を充てて構成し、避難所等へ出向き、避難者へ支援内容の周知や聞き取り、要望事項の取りまとめを現地対策班とともにを行い、31日(木)まで活動を実施した。

図表 4.3.8 避難者世帯等支援チームの構成及び派遣期間

支援内容	所属局	派遣期間 ¹¹
衣服・食事・生活物資に関すること	環境経済局	10月16日(水)～10月28日(月)
子ども・教育に関すること ¹²	教育局	10月16日(水)、17日(木)
住宅に関すること	都市建設局	10月16日(水)～10月28日(月)
福祉相談に関すること	健康福祉局	10月16日(水)～10月29日(火)
健康相談に関すること	こども・若者未来局	10月16日(水)～10月31日(木)

¹¹ 10月19日(土)、20日(日)、22日(火・祝)、26日(土)、27日(日)は除く。

¹² 子ども・教育に関することは、各学校から教育委員会への問い合わせが多いことから17日(木)をもって終了した。

5 生活再建調査担当の配置

(1) 経過

緑区本部では、10月15日（火）から12月1日（日）までの毎日、現地対策班から寄せられた支援が必要と思われる被災世帯の情報をリストに集約し、災害対策本部等と情報共有を図っていたが、被災者が必要な支援に結びついているかを確認するためには、罹災証明の判定結果や被災者支援制度の利用状況などの情報が不可欠であり、リストによる管理は限界に達していた。

このため、緑区本部では、津久井地域の各まちづくりセンター職員を生活再建調査担当者として選任し、12月から順次、訪問調査等により被災者の状況や生活再建に向けた進捗状況を世帯ごとに被災者台帳を基に個票にまとめることで、新たなニーズ等を把握し適切な支援につなげるとともに、復興に向けた地域課題の抽出などを一体的に行うこととした。

(2) 調査担当者の選任

調査担当者は、支援の進捗状況等を勘案し、津久井地域の各まちづくりセンターの所属長が所属職員の中から選任した。

(3) 調査担当者の役割

- 被災者の訪問調査、支援ニーズや新たな課題の把握
- 支援制度実施課との連絡調整、支援の進捗状況の把握
- 要支援者シートの作成、管理

(4) 調査対象

調査対象者は原則として次のとおりとした。また、相模湖地区のように地区社会福祉協議会と連携し、調査対象を広げて調査を行った地区もあった。

- 避難者、自主避難者
- 各まちづくりセンターが聞き取り及び訪問調査等により把握した要支援者
- 各種支援制度、見舞金等の申請者及び対象者
- 罹災証明の申請者（ただし、「被害なし」及び「一部損壊（10%未満）」を除く）

(5) 調査期間

調査期間については、令和元年12月から被災者の支援ニーズ終了までとした。ただし、調査の趣旨を踏まえ、できるだけ短期間に集中して調査を行う必要があったため、令和2年3月末を最終期限とした。

(6) 調査方法

調査の方法については、地区や担当する職員によって違いが出ないようにするため、共通様式の要支援者シートを作成し統一化を図った。要支援者シートは図表4.3.10のとおりである。

また、要支援者シートは、被災者支援システムから抽出した被災者の基本情報のほか、調査担当者が訪問調査の結果等を入力できる様式とした。

罹災証明の申請状況や支援に関する情報は、被災者支援システムから抽出し、被災者台帳のデータベースを更新することにより、常に最新の情報を要支援者シートに反映する仕組みとした。

具体的な調査の方法については、職員体制や地域の事情が異なることから、統一的な方法は定めなかった。調査地域を決めて集中的に調査する方法や、見舞金の支給に合わせ保健福祉部局の職員とともに被災者宅を訪問しニーズを聞き取るなど、様々な方法で調査を行った。

図表 4.3.9 被災者支援システムからの被災者台帳データ抽出頻度及び更新回数

抽出期間	更新回数
調査開始～1月9日まで	毎日（土日祝を除く）
1月10日～3月1日まで	週3回（月・水・金）
3月2日～3月31日まで	週1回（月）
被災者台帳更新回数	54回

※罹災証明の申請件数の減少に合わせ、段階的にデータ抽出回数を減らした。

図表 4.3.10 要支援者シート

要支援者シート		地区	地図No.	地区No.	通しNo.	
世帯番号	世帯人数	連絡先	共有	備考		
郵便番号	住所		番地、号	方書		
別送先						
識別番号	氏名	氏名カナ	性別	生年月日	続柄	年齢
罹災証明 <input type="checkbox"/> 1号（住家・住登有） <input type="checkbox"/> 2号（住登無） <input type="checkbox"/> 3号（非住家又は所有者）						
第一次調査日	判定結果	第二次調査日	判定結果			
第三次調査日	判定結果	り災証明書(1号様式)発行回数				
罹災届出証明 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
被災状況						
意向確認	確認日	確認者	確認方法			
被災者生活再建支援金						
申請	支給	特記事項				
各種相談実績						
地盤相談	建築相談					
土砂混じりがれき撤去						
進捗状況	判定	内容				

賃貸型応急住宅						
入居（予定）日						
減免関係						
減免推奨	対象者					
制度6						
制度7						
制度8						
進捗確認1	確認日	確認者	確認方法			
進捗確認2	確認日	確認者	確認方法			
進捗確認3	確認日	確認者	確認方法			
状況区分 調査終了時の状況						
上記のとおり、調査結果を報告します。				起案日	決裁日	
		参事	所属長	担当課長	担当	合議

(7) 調査結果

調査世帯全 181 世帯のうち、全体の 60.8%（110 世帯）については、生活の再建が進み、被災者のニーズも解決していることから、市として可能な支援はすべて終了していることを確認した。また、全体の 22.7%（41 世帯）については、引き続き何らかの支援が必要又は支援を実施中であるが、すでに支援担当課で対応していることを確認した。

一方、全体の 11.6%（21 世帯）については、一部の課題が解決しておらず、生活再建調査終了後も、まちづくりセンターとして定期的に状況確認等を行う必要性が認められた。

図表 4.3.11 生活再建調査結果

単位：世帯

		合計	城山	津久井	相模湖	藤野
要支援者シート 作成総数		181	13	48	88	32
調査済		181	13	48	88	32
未調査		0	0	0	0	0
継続調査中		9	2	0	7	0
調査終了		172	11	48	81	32
調査終了時 の内訳	A	110	9	31	55	15
	B	41	2	4	18	17
	C	21	0	13	8	0
	D	0	0	0	0	0
	E	0	0	0	0	0
A～Eの 解説	A	生活の再建が進み、被災者のニーズも解決しており、市として可能な支援はすべて終了している状態。				
	B	引き続き支援が必要な状態（又は支援実施中）であるが、関係機関につないでおり、生活再建調査担当者としての役割は終了している状態。				
	C	一部の課題は解決しておらず、今後もまちづくりセンターとして定期的に状況確認を行う予定のもの。				
	D	新たな支援策がなければ、生活の再建が進まない状態。				
	E	上記A～D以外の状態。				

6 各種災害給付

東日本台風で被害を受けた人に、10月下旬から順次、生活再建等に関する各種の災害給付を行った。また、本市が直接支援するもの以外にも、各種団体等により生活再建等に関する支援が行われた。

(1) 災害弔慰金

ア 制度の概要

既存の制度を活用し、市が東日本台風の災害により死亡した人の遺族に対して、災害弔慰金を支給するもの。

イ 根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、県災害弔慰金等負担金交付要綱、市災害弔慰金の支給等に関する条例、市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

ウ 対象者等

(ア) 対象者

東日本台風災害で死亡した者の遺族¹³

○配偶者・子・父母・孫・祖父母

○兄弟姉妹（死亡した人と同居し、又は生計を同じくしていた場合。ただし、兄弟姉妹にあつては、死亡した人の配偶者、子、父母、孫又は祖父母の誰も存しない場合に限る。）

¹³ 業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。

(イ) 支給金額

生計維持者が死亡した場合は500万円、その他の者が死亡した場合は250万円を支給する。

エ 支給実績

支給実績は、図表 4.3.12 のとおりである。

図表 4.3.12 災害弔慰金の支給実績

種別	認定数	支給額
生計維持者の死亡に対する災害弔慰金	1件	500万円
その他の者の死亡に対する災害弔慰金	7件	1,750万円
合計	8件	2,250万円

(2) 災害見舞金

ア 制度の概要

東日本台風により設立された制度で、市が東日本台風により住家に全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた世帯の世帯主、又は重症者に対して、災害見舞金を支給するもの。

イ 根拠法令等

相模原市令和元年台風第19号に係る災害見舞金支給要綱

ウ 対象者等

(ア) 対象者

- ①東日本台風により住家に全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた世帯の世帯主
- ②重症者

(イ) 支給金額

支給金額は、図表 4.3.13 のとおりである。

図表 4.3.13 災害見舞金の支給の範囲等

区分		金額	
		1人世帯	2人以上の世帯
住家 被害	全壊	2万円	5万円
	半壊（大規模半壊含む）	1万円	2万円
重傷者		3万円	

エ 支給実績

支給実績は、図表 4.3.14 のとおりである。

図表 4.3.14 災害見舞金の支給実績

区分	1人世帯	2人以上の世帯
全壊	22万円（11件）	45万円（9件）
半壊（大規模半壊含む）	10万円（10件）	70万円（35件）
重症者	6万円（2件）	
合計	153万円（67件）	

(3) 災害障害見舞金

ア 制度の概要

既存の制度を活用し、市が東日本台風による災害で負傷し、又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する1級程度の障害がある人に対して、災害障害見舞金を支給するもの。

イ 根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、県災害弔慰金等負担金交付要綱、市災害弔慰金の支給等に関する条例、市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

ウ 対象者等

(ア) 対象者

東日本台風による災害で負傷し、又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する1級程度の障害がある人¹⁴。

(イ) 支給金額

- 生計維持者=250万円以内
- その他の者=125万円以内

エ 支給実績

支給実績なし

(4) 被災者生活再建支援金

ア 実施主体

公益財団法人都道府県センター

イ 制度の概要

既存の制度を活用し、東日本台風に伴う本市への被害状況が、被災者生活再建支援法に基づく、被災者生活再建支援制度の適用要件を満たし、同法の適用が決定されたため、東日本台風による被害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するもの。

図表 4.3.15 被災者生活再建支援制度の適用

支援法適用日	住宅被害(世帯)	適用基準(支援法施行令)
10月12日(土)	全壊10以上	第1条第2号 自然災害により10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村

ウ 根拠法令等

被災者生活再建支援法、被災者生活再建支援法施行令、被災者生活再建支援法施行規則

エ 対象者等

(ア) 対象者

- 市内に居住の世帯で、東日本台風により次のいずれかの被害を受けた世帯
- 住宅が「全壊」した世帯(全壊)

¹⁴ 業務に従事していたことにより支給される給付金等がある人を除く。

- 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体）
- 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯（敷地被害解体）
- 住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊）

(イ) 支給金額（令和3年9月末時点）

支給金額は、次の2つの支援金の合計額となる。

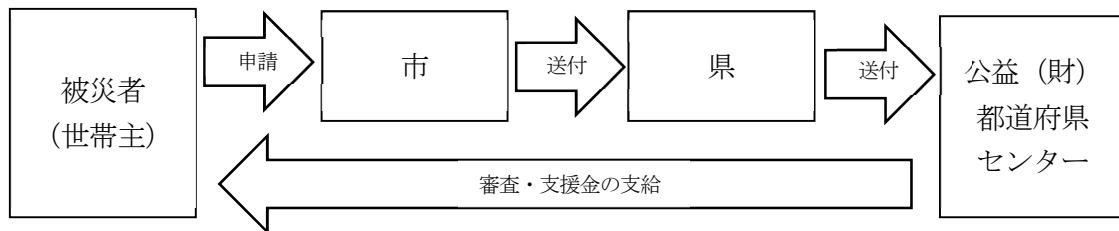
- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

図表 4.3.16 被災者生活再建支援金の支給の範囲等

区分		基礎支援金	加算支援金		支給額
		住宅の被害程度	住宅の再建方法		
複数世帯 世帯の 構成員が 複数	全壊 半壊解体 敷地被害解体	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
単身世帯 世帯の 構成員が 単数	全壊 半壊解体 敷地被害解体	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円

- (※1) 大規模半壊世帯がやむを得ず住宅を解体した場合は、全壊と同じ支援内容となる。
- (※2) 加算支援金の「賃借」については、公営住宅への入居は除く。
- (※3) 所得要件や用途制限はなし。

図表 4.3.17 被災者生活再建支援金の支給フロー



オ 申請期間

基礎支援金：令和3年11月11日（木）まで
 加算支援金：令和4年11月11日（金）まで

カ 申請実績（令和3年9月末時点）

申請実績は、図表 4.3.18 及び図表 4.3.19 のとおりである。

図表 4.3.18 基礎支援金の申請実績

区分		基礎支援金		
		住宅の被害程度	申請件数	申請金額
複数世帯	全壊	100 万円	11 件	1,100 万円
	半壊解体		4 件	400 万円
	敷地被害解体		0 件	0 円
	大規模半壊	50 万円	7 件	350 万円
単身世帯	全壊	75 万円	9 件	675 万円
	半壊解体		2 件	150 万円
	敷地被害解体		0 件	0 円
	大規模半壊	37.5 万円	1 件	37.5 万円
合計			34 件	2,712.5 万円

図表 4.3.19 加算支援金の申請実績

区分		加算支援金			
		住宅の再建方法		申請件数	申請金額
複数世帯	全壊	建設・購入	200 万円	2 件	400 万円
		補修	100 万円	1 件	100 万円
		賃借	50 万円	0 件	0 円
	半壊解体	建設・購入	200 万円	2 件	400 万円
		補修	100 万円	0 件	0 円
		賃借	50 万円	1 件	50 万円
	敷地被害解体	建設・購入	200 万円	0 件	0 円
		補修	100 万円	0 件	0 円
		賃借	50 万円	0 件	0 円
	大規模半壊	建設・購入	200 万円	0 件	0 円
		補修	100 万円	6 件	600 万円
		賃借	50 万円	0 件	0 円
単身世帯	全壊	建設・購入	150 万円	3 件	450 万円
		補修	75 万円	1 件	75 万円
		賃借	37.5 万円	0 件	0 円
	半壊解体	建設・購入	150 万円	0 件	0 円
		補修	75 万円	0 件	0 円
		賃借	37.5 万円	0 件	0 円
	敷地被害解体	建設・購入	150 万円	0 件	0 円
		補修	75 万円	0 件	0 円
		賃借	37.5 万円	0 件	0 円
	大規模半壊	建設・購入	100 万円	0 件	0 円
		補修	75 万円	1 件	75 万円
		賃借	37.5 万円	0 件	0 円
合計				17 件	2,150 万円

(5) 災害援護資金の貸付

ア 制度の概要

既存の制度を活用し、市が東日本台風の被害により、世帯主が重傷を負った世帯又は住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための資金の貸付けを行うもの。

イ 根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、市災害弔慰金の支給等に関する条例、市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

ウ 対象者等

(ア) 対象者

- 被災日（10月12日（土））現在で、市内に居住の世帯
- 次の損害の程度のいずれかに該当する世帯
 - ①世帯主が療養期間おおむね1か月以上の負傷をした場合
 - ②住居が半壊・全壊の場合
 - ③住居の全体が滅失又は流失した場合
 - ④家財についての被害金額が、その世帯の所持する全ての家財の価額のおおむね3分の1以上である損害を受けた場合
- 所得が一定額未満の世帯（図表4.3.20のとおりである。）

図表 4.3.20 災害援護資金の所得基準

世帯人数	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満

(※1) 但し、住居が滅失した場合は、世帯人数に関わらず1,270万円未満

(イ) 貸付限度額

貸付限度額は、図表4.3.21のとおりである。

図表 4.3.21 災害援護資金の貸付限度額

対象	世帯主が1か月以上の負傷をした場合	世帯主に1か月以上の負傷がない場合
当該負傷のみ	150万円	—
家財の3分の1以上の損害	250万円	150万円
住居の半壊	270万円（350万円）	170万円（250万円）
住居の全壊	350万円	250万円（350万円）
住居の全体の滅失又は流出	350万円	350万円

(※1) () 内は、建て直しに際し、被災した住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の限度額

(ウ) 貸付条件

○利率

無利子

○据置期間

3年

○償還期間

10年（据置期間を含む）

○償還方法

年賦、半年賦、月賦（元利均等償還、ただし繰上償還可）※災害援護資金の貸付対象となる世帯は、県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の適用から原則除外

エ 申請期間

令和2年4月30日（木）まで

オ 貸付状況

貸付状況は、図表 4.3.22 のとおりである。

図表 4.3.22 災害援護資金の貸付状況

対象	世帯主が1か月以上の 負傷をした場合		世帯主に1か月以上の 負傷がない場合	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
当該負傷のみ	0件	0円	0件	0円
家財の3分の1以上の損害	0件	0円	0件	0円
住居の半壊	0件	0円	1件	120万円
住居の全壊	0件	0円	1件	150万円
住居の全体の滅失又は流出	0件	0円	0件	0円
合計	0件	0円	2件	270万円

(6) 風水害り災者住宅改良資金利子補給

ア 制度の概要

既存の制度を活用し、市が東日本台風の被害により損傷した住宅を緊急に改良する必要がある市民が、当該住宅の改良資金を（独）住宅金融支援機構等から借り受けた場合にその利子の一部を補助するもの。

イ 根拠法令等

市風水害り災者住宅改良資金利子補給要綱

ウ 対象者等

(ア) 対象者

住宅が東日本台風の被害により半壊以上の損傷を受けた人で、損傷を受けた住宅¹⁵を改良するため、（独）住宅金融支援機構等から融資を受け、約定による期限内に償還金を支払った人¹⁶

¹⁵ 住宅とは、主として人の居住の用に供する家屋のこと。（その一部を店舗その他の人の居住の用以外の用に併用する部分を有するものを含む。）

¹⁶ 土砂のたい積等により居住するのに困難な状態であると市長が認めた場合も対象。

(イ) 利子補給金等

①利子補給金の対象となる借入金の限度額

590 万円（簡易耐火構造及び耐火構造にあつては 640 万円）

②利子補給金の額

①の借入金額に対し、毎年度 3 %以内で予算の範囲内の額

③利子補給の期間

借入れの日から 3 年以内¹⁷

エ 申請期間

り災の日から 5 年以内

オ 利子補給金実績

実績なし

(7) 中小企業融資制度（セーフティネット保証 4 号）

ア 制度の概要

既存の制度を活用し、突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者が、市融資制度取扱金融機関から経営安定支援資金の融資を受けた場合に、市がその利子の一部を補助するもの。また、神奈川県信用保証協会へ支払った信用保証料の一部も補助する。

イ 根拠法令等

中小企業信用保険法、市中小企業融資規則、市中小企業融資制度利子補給規則、市信用保証料補助規則

ウ 対象者

次の①及び②に該当する中小企業者

①指定地域において本店登記地（個人事業主の方は主たる事業所）があり、1 年以上継続して事業活動を行っていること。

②東日本台風の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

エ 申請期間

令和元年 10 月 12 日（土）から令和 2 年 8 月 11 日（火）まで

オ 支給実績

支給実績なし

(8) 市被災中小企業復旧支援補助金（自治体連携型補助金）

ア 制度の概要

東日本台風により設立された制度で、国、県、市が東日本台風等で被害を受けた市内中小企業・小規模事業者等の事業再建を支援するため、事業用建物や機械設備等の復旧に要する経費の一部を補助するもの。

イ 根拠法令等

市被災中小企業者復旧支援事業費補助金要綱

¹⁷ ただし、3 年以内に繰上償還により借入金の支払いが完了した場合は支払完了時の年度まで。

ウ 対象者等

(ア) 対象者

東日本台風等で被害を受けた市内中小企業・小規模事業者等

(イ) 対象経費

施設、設備、車両等の修繕・購入等、復旧に要する経費

(ウ) 補助率

3/4 (県 2/3、市 1/12)

(エ) 補助限度額

3,000万円 (補助対象経費 4,000万円×3/4)

エ 申請期間

令和2年1月27日(月)から令和2年5月29日(金)まで

オ 支給実績

290,270,000円 (26件)

(9) 台風第15号・第19号特別支援資金(設備資金)

ア 制度の概要

東日本台風により設立された制度で、市が本融資制度を利用する市内中小企業・小規模事業者等の利子及び信用保証料の本人負担額の全額を補助するもの。

イ 根拠法令等

市中小企業融資規則、市中小企業融資制度利子補給規則、市信用保証料補助規則

ウ 対象者等

(ア) 対象者

房総半島台風又は東日本台風による被害で、罹災証明書等の発行を受け、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業者等。

(イ) 資金使途

設備資金(事業再建に必要な設備資金)

(ウ) 融資限度額

2,000万円

(エ) 融資期間

7年以内(据置期間1年以内)

(オ) 融資利率

1.6%以内(市が全額助成)

(カ) 信用保証料

市が信用保証料の全額を助成

エ 申請期間

令和2年1月17日(金)から令和2年3月31日(火)まで

オ 融資実績

融資件数: 1件

【保証料補助額: 77万円、利子補給額: 2.8万円(令和元年度)、31.7万円(令和2年度)、29.2万円(令和3年度)】

(10) 被災した農業者の方への補助金（施設の再建・修繕等）

ア 制度の概要

東日本台風により既存の制度に追加された制度を活用し、東日本台風により被災した農業者に対し、農畜産物の生産等に必要な施設等の再建・修繕等に要する経費を国・県・市で助成するもの。

イ 根拠法令等

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱、県被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱

ウ 対象者等

(ア) 対象者

農業経営（農作物を販売している等）を行っている方で、今後も農業経営を継続する方¹⁸

(イ) 支援対象

- 東日本台風により被害を受けた農畜産物の生産に必要な施設等の復旧（修繕用資材等の購入、一時的な附帯設備の整備を含む）。
- 農業継続のための倒壊したハウス等の撤去。

(ウ) 助成率

被災した農業者の方への国・県・市の助成率は図表 4.3.23 のとおりである。

図表 4.3.23 被災した農業者への国・県・市の助成率

支援内容	助成率		
	国	県	市
再建・修繕	○園芸施設共済加入の場合 共済金の国費相当額を合わせて 最大 1/2 ○園芸施設共済未加入の場合 最大 1/3 ○農業用機械・畜舎等（園芸施設共済の加入対象施設以外） 事業費×3/10 以内	残りの部分については、 県・市がそれぞれ 3/10 を負担	
撤去	○助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために支出する（した）費用のいずれか低い額×3/10 ○園芸施設共済に加入している場合 共済金の国費相当額を合わせて 最大 1/2	残りの部分については、 県・市がそれぞれ 2/10 を負担	

エ 申請期間

令和2年1月8日（水）まで

オ 支給実績

- 個人の農業用施設（ビニールハウス等）の申請はなし。
- 農地や農業用施設（水路等受益戸数2戸以上のもの）に関しては、国から激甚災害に指定され、高率補助が可能となったことから市の事業として復旧し、農家からの負担はなしとした。

¹⁸ 家庭菜園・市民農園は対象外。

(11) その他の災害給付・貸付

ア 生活福祉資金の貸付

(ア) 実施主体

神奈川県社会福祉協議会

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、支援を実施した。

①生活福祉資金貸付（緊急小口資金[特例]）

a 支援の内容

○貸付額

10万円以内（ただし、避難先にいる世帯人数が4名以上、又は介護が必要な人がいるなど、個別の状況に応じて20万円まで貸付けできる場合もある。）

○無利子、据置期間

貸付けの日から1年以内、返済期間2年

b 適用条件

房総半島台風及び東日本台風により災害救助法の適用となった地域及び都道府県知事により特例措置が必要として設定された地域に住所を有し、当面の生活費を必要とする世帯（県内居住者又は県内避難者に限る。）

②生活福祉資金貸付（福祉資金[住宅補修費・災害援護費]（特例））

a 支援の内容

150万円を上限（据置期間2年以内、返済期間20年、連帯保証人ありの場合無利子、連帯保証人なしの場合年利1.5%）とし、災害による被害を受け復旧に必要な経費の貸付けを行う¹⁹。

b 適用条件等

房総半島台風及び東日本台風により災害救助法の適用となった地域及び都道府県知事が指定した地域（神奈川県の対象は、県下全市町村）に住所を有する低所得世帯等（収入基準あり）

原則として、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の対象となる世帯は、適用除外。

イ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

(ア) 実施主体

日本政策金融公庫

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行うもの。

○貸付限度額 2,000万円

○貸付金利 1.11%（平成30年11月1日現在）

※日本政策金融公庫へ支払った約定利率の5割を限度に市が3年間補助する。

(ウ) 対象者

¹⁹ 被災から6か月以内の申込みに限る。

次に掲げる①及び②の要件を満たす人

①小規模事業者

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主

②商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている人

ウ 災害復旧貸付

(ア) 実施主体

日本政策金融公庫

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資するもの。

①国民生活事業

a 貸付限度額

各貸付制度の貸付限度額に上乗せ3,000万円

b 償還期間

適用する各貸付制度の貸付期間に準じる

※普通貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）

②中小企業事業

a 貸付限度額

別枠で15,000万円以内

b 償還期間

15年以内（うち2年以内の据置可能）

※沖縄振興開発金融公庫においては、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）の制度の内容に準じる。

(ウ) 対象者

中小企業・小規模事業者等

エ 高度化事業（災害復旧貸付）

(ア) 実施主体

都道府県と（独）中小企業基盤整備機構

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と（独）中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行うもの。

○貸付割合 90%以内

○償還期間 20年以内（うち3年以内の据置可能）

○貸付利率 無利子

(ウ) 対象者

共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う事業協同組合等

オ 災害関係保証**(ア) 実施主体**

神奈川県信用保証協会

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行うもの。

○融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定

○無担保8,000万円、最大で2億8,000万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠で利用できる。

(ウ) 対象者

災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方

カ 令和元年房総半島台風・東日本台風特別支援融資**(ア) 実施主体**

神奈川県

(イ) 支援の内容

東日本台風により設立された制度で、房総半島台風・東日本台風により影響を受けた中小企業の方の事業再建に活用する資金を支援するもの。設備資金の保証期間は最長15年で、保証料負担軽減等を行う。

(ウ) 対象者

房総半島台風・東日本台風により設備等の破損・遺失等の被害を受け、罹災証明書が発行された中小企業及び協同組合等

キ 信用保証制度（セーフティネット保証4号）**(ア) 実施主体**

神奈川県信用保証協会

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行うもの。

○融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（1.0%以内）。

○無担保8,000万円、最大で2億8,000万円まで一般保証とは別枠で利用可能。

(ウ) 対象者

次に掲げる①②の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）

①指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があつて、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。

②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

ク 日本政策金融公庫による資金貸付

(ア) 実施主体

日本政策金融公庫

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、自然災害による被害を受けた農林漁業者に対して資金の貸付けを行うもの。

○主な資金制度（利率は変動）

図表 4.3.24 主な資金制度

資金名	資金の使いみち	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁業施設の被害に必要な資金	負担額の 80%又は1施設あたり300万円(特例1施設あたり600万円(※1))のいずれか低い額	15年以内 (3年以内)
農林漁業セーフティ ネット資金(災害)	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】(※2) 年間経営費等の6/12以内	10年以内 (3年以内)

(※1) 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用

(※2) 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用

(ウ) 対象者

自然災害による被害を受けた農林漁業者

ケ 中小企業組合共同施設等災害復旧事業

(ア) 実施主体

中小企業庁

(イ) 支援の内容

既存の制度を活用し、東日本台風により被害を受けた、事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する経費（本工事費、附帯工事費、設備費）を補助するもの。

①対象施設

組合の共同施設（倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、それらに付随する設備）

②補助率

中小企業組合等が行う共同施設の災害復旧事業に要する費用の3/4（国1/2、県1/4）

※東日本台風以降、交付決定前に実施した施設復旧にも遡及適用が認められる場合がある。

※都県において、予算が成立することが前提。

(ウ) 対象者

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会

コ 雇用調整助成金（房総半島台風・東日本台風に伴う特例）

(ア) 実施主体

神奈川労働局（神奈川助成金センター）

（イ）支援の内容

既存の制度を活用し、東日本台風に伴う「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

図表 4.3.25 雇用調整助成金の助成内容と受給できる金額

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※対象労働者1人1日当たり 8,335円 が上限（令和元年8月1日現在）	1 / 2 【2 / 3】	2 / 3 【4 / 5】
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり 1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日） 【1年間で300日（3年間で150日の制限とは別枠で受給可能）】	

（※1）【 】内は、休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある場合。

（※2）台風に伴う「経済上の理由」とは風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たらないが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となる。

（経済上の理由例）

- 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない。
- 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない。
- 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない。
- 風評被害により、観光客が減少した。
- 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能。

（ウ）対象者

東日本台風に伴う「経済上の理由」により休業等を行う事業主

サ 災害復興住宅支援（建設）

（ア）実施主体

（独）住宅金融支援機構

（イ）支援の内容

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる既存の融資制度。

○融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。

○融資対象となる住宅については、（独）住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

○この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

図表 4.3.26 災害復興住宅支援（建設）の融資内容

種別	構造等	融資限度額（※1）	返済期間（※2）
基本融資額	耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	1,650 万円	35 年
	木造（一般）		25 年
特例加算額		510 万円	併せて利用する基本 融資額の返済期間と 同じ返済期間
土地取得資金		970 万円	
整地資金		440 万円	

（※1）高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（建設資金 2,160 万円、土地取得資金 970 万円、整地資金 440 万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。

（※2）高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。なお、元金据置期間は設定できない。

（ウ）対象者

自らが居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される人で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた人

シ 災害復旧住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）

（ア）実施主体

（独）住宅金融支援機構

（イ）支援の内容

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる既存の融資制度。

○融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が 50 m²（マンションの場合 30 m²）以上 175 m²以下の住宅。

○融資対象となる住宅については、（独）住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

○この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

図表 4.3.27 新築住宅の購入の場合の融資内容

種別	構造等	融資限度額（※1）	返済期間（※2）
基本融資額	耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	2,620 万円	35 年
	木造（一般）		25 年
特例加算額		510 万円	併せて利用する基本 融資額の返済期間と 同じ返済期間

図表 4.3.28 リ・ユース住宅（中古住宅）購入の場合の融資内容と返済期間

対象	融資限度額（※1）	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
基本融資額	2,320万円	2,620万円
特例加算額	510万円	510万円

建て方	種別	返済期間（※2）
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

（※1）高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（リ・ユース住宅及びリ・ユースマンションは2,830万円、新築住宅の購入、リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンションは3,130万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。

（※2）高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。なお、元金据置期間は設定できない。

（ウ）対象者

自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入する人で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた人

ス 災害復興住宅融資（補修）

（ア）実施主体

（独）住宅金融支援機構

（イ）支援の内容

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる既存の融資制度。

- 融資対象となる住宅については、（独）住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない）。

図表 4.3.29 災害復興住宅融資（補修）の場合の融資内容

種別	融資限度額（※1）	返済期間（※2）
基本融資額	730万円	20年
整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間
引当移転資金		

（※1）高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。

（※2）高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。なお、元金据置期間は設定できない。

(ウ) 対象者

自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修する人で、「罹災証明書」の発行を受けた人

7 各種減免・猶予等の措置

(1) 各種税に係る減免・猶予

ア 概要

本市では、相模原市市税条例において、災害等を理由として各種市税を減免することができる」と規定している。

東日本台風では、個人市民税、固定資産税（償却資産含む）に減免を適用した。

イ 個人市民税・県民税

(ア) 根拠法令

地方税法、相模原市市税条例、相模原市市税条例施行規則

(イ) 制度概要

本市では、災害時等における個人市県民税の減免については、災害等により死亡、又は生死不明となるもの、若しくは、障害者となった場合に対象となるほか、居住用の住宅又は家財について損害を受けたものについて、損害の程度と前年度の合計所得金額に応じ、適用されるものとしている。

(ウ) 発災後の対応

発災後、法規等に定められた要件に従い、減免申請に基づき随時減免を行った。減免割合は図表 4.3.30 のとおりである。なお、県民税についても、法令に基づき市民税と同じ割合で減免が適用された。

図表 4.3.30 個人市民税の減免事由及び減免割合

適用事由	前年の合計所得金額	減免額
納税者が死亡・生死不明の場合	—	税額の全額
納税者が障害者となった場合	—	税額の 9/10 の額
家屋又は家財が損害を受けた場合 (損害割合 5/10 以上)	500 万円以下	所得割額全額
	500 万円超～750 万円以下	所得割額 5/10
	750 万円超～1,000 万円以下	所得割額 2.5/10
家屋又は家財が損害を受けた場合 (損害割合 3/10 以上～5/10 未満)	500 万円以下	所得割額 5/10
	500 万円超～750 万円以下	所得割額 2.5/10
	750 万円超～1,000 万円以下	所得割額 1.3/10

(エ) 減免の推奨

従前から普通徴収の納税通知書に同封している「市民税・県民税のしおり」による周知に加え、他の支援制度とともに市ホームページや広報に掲載したほか、専用のチラシを作成し、減免対象者と推測される方に渡すことができるよう、各市税事務所やまちづくりセンターの窓口へ配布するなど、納税者が積極的に制度を活用できるように周知を図った。

ウ 固定資産税・都市計画税

(ア) 根拠法令

地方税法、相模原市市税条例、相模原市市税条例施行規則

(イ) 制度概要

本市では、災害等により、固定資産に損害を受けた場合は、その損害の程度に応じた割合で固定資産税・都市計画税を減免することができる。

(ウ) 発災後の対応

被災家屋の被害認定調査体制を整備し、罹災証明願が提出された資産や、災害対策本部事務局に報告された被災資産について調査を実施し、調査結果に基づき減免を適用した。

減免割合は図表 4.3.31 のとおりである。家屋に係る減免割合については、内閣府より住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る通知が令和元年10月14日付けで発出され、罹災証明書に記載する「被害の程度」の取扱いが変更されたことに併せ、東日本台風においては取扱いを変更した。なお、非住家についても住家に準じて、その損害の程度に応じ、減免を適用した。

図表 4.3.31 固定資産税・都市計画税の減免事由及び減免割合

資産区分	損害の程度（家屋は住家被害認定調査票における損害割合）		減免割合
土地	崖崩れ、地滑り、陥没等により地形を変じた面積が当該土地の面積の10分の6以上であるとき		10分の10
	崖崩れ、地滑り、陥没等により地形を変じた面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の6未満であるとき		10分の6
家屋	50%以上	全壊	10分の10
	40%以上50%未満	大規模半壊	
	20%以上40%未満	半壊	10分の6
	10%以上20%未満	一部損壊（準半壊）	
償却資産	償却資産の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき		10分の10
	償却資産に損傷を受け、修理を必要とするとき		10分の6

(エ) 減免の推奨

広報紙や被災者向けリーフレット等にて制度の周知を図った。なお、東日本台風においては申請書を交付することが困難なケースも想定されたため、調査において損害の程度を認定した資産については、申請がない場合も減免を適用するなど、柔軟に対応した。

エ 減免実績

東日本台風で実施した減免実績については、図表 4.3.32 のとおりである。

図表 4.3.32 各種税の減免実績

税目	減免件数	金額
個人市県民税	13 件	1,086,700 円
固定資産税・都市計画税（土地）	92 筆	246,556 円
固定資産税・都市計画税（家屋）	173 棟	532,719 円
固定資産税（償却資産）	9 件	152,100 円

オ 国税

(ア) 概要

東日本台風により被害を受けられた方に対し、国税においても次のような税制上の措置が適用されることとなった。

※次の内容は、国税庁ホームページ「令和元年東日本台風（台風第19号）に関するお知らせ」から転載している。

(イ) 災害により申告等が期限までにできない方

災害により申告・納付等をその期限までにできない時（交通途絶等）は、所管税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられる。

(ウ) 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合がある。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられる場合がある。

(エ) 災害により納税が困難な方

災害により財産に相当な損失を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付することができない場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができる。

(オ) 被災酒類に係る酒税相当額の救済措置について

販売のために所持していた酒類が台風により被災（容器の破損による酒類の流出等）した場合には、酒税相当額の救済措置がある。

(カ) 税に関するその他の情報

国税庁では、ホームページ等で以上の内容の他にも、各種支援や税制支援措置等が案内されていた。

カ 県税

(ア) 概要

県では、房総半島台風に引き続き、東日本台風による発災後においても、ホームページ等を通じて税制上の支援の案内があった。

※次の内容は、県ホームページ「令和元年台風第15号および第19号の被害に遭われた方に税制上の支援を行っています」から転載している。

(イ) 申告等の期限、納期限の延長

房総半島台風及び東日本台風により被災された方に対し、被害の状況に応じて、県税の申告期限、納期限を延長できる場合があるため、所管の県税事務所へ相談するよう案内があった。

(ウ) 減免・徴収猶予

令和元年台風第15号および第19号により被災された方に対し、県税の減免や徴収猶予が適用される場合があるため、所管の県税事務所へ相談するよう案内があった。

※県税の徴収猶予は、税目にかかわらず、被災の状況に応じて適用される。

(エ) 減免される県税の例示

減免される県税の例については、図表4.3.33のとおりである。

図表 4.3.33 減免される県税

税目	対象	減免額
個人事業税	災害により事業用資産について損害を受けた場合で、その金額が資産価格の総額の2分の1以上であるとき	税額の4分の1～全額
不動産取得税	(1) 災害により取得直後の不動産を滅失または損壊した場合で、被災面積または損害額が不動産の10分の3以上であるとき	税額の10分の5～全額
	(2) 災害により不動産を滅失または損壊した場合で、代替不動産を取得したとき ※ (1) により減免されている場合は、適用されない。	滅失または損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額
自動車税 (自動車税種別割)	災害により自動車が損害を受け、運行不能の状態になった場合	運行不能の期間に相当する税額

キ 台風により滅失した家屋等に対する特例

(ア) 概要

東日本台風による損害のため、平成31年度固定資産税・都市計画税を減免した資産等について、次のとおり令和2年度以降の税額を減額するなどの措置を講じた。

(イ) 根拠法令

地方税法、固定資産評価基準

(ウ) 損耗による減点補正

損耗の状況による減点補正率の算出方法による家屋の損耗の状況による減点補正率は、経過年数に応ずる減点補正率によるものとされている。ただし、天災、火災その他の事由により、当該家屋の状況からみて経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でないと認められる場合においては、損耗の程度に応ずる減点補正率によるとされていることから、通常生ずる損耗の状態に修復していない家屋に対し、家屋の被災の程度に応じた損耗減点補正率を適用し減価した評価額により価格決定した。

(エ) 被災代替資産の特例（家屋）

東日本台風により、滅失又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者が、令和6年3月31日までの間に、被災家屋に代わるものとして認められる家屋（以下「代替家屋」という。）を取得又は改築・改良した場合、代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の税額のうち、被災家屋の床面積に相当する部分について、代替家屋を取得又は改築・改良した年の翌年度から4年度分に限り2分の1の額とする減額措置が適用される。

(オ) 被災代替資産の特例（償却資産）

東日本台風により、滅失又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の所有者が、令和6年3月31日までの間に、被災償却資産に代わるものとして認められる償却資産（以下「代替償却資産」という。）を取得又は改良した場合、代替償却資産に係る固定資産税の課税標準額を、代替償却資産を取得又は改良した年の翌年度から4年度分に限り2分の1の額とする軽減措置が適用される。

(カ) 被災住宅用地の特例（土地）

東日本台風により、住宅が滅失又は損壊した場合で、やむを得ない事情により住宅用地として使用できないものと認められる土地は、発災後2年度分（被災年度の翌年度又は翌々年度）の固定資産税及び都市計画税に限り、引き続き住宅用地とみなし、住宅用地の課税標準の特例が適用される。

※住宅用地の課税標準の特例とは

住宅用地（専ら人の居住の用に供する家屋の敷地）については、税負担を軽減するため、課税標準の特例措置が設けられている。

具体的には、次のとおり計算された額が課税標準額となる。

○小規模住宅用地（住宅1戸あたり200平方メートルまでの部分）

評価額×6分の1（都市計画税は3分の1）

○一般住宅用地（住宅1戸あたり200平方メートルを超える部分）

評価額×3分の1（都市計画税は3分の2）

(キ) 発災後の対応

各制度における発災後の対応は、以下のとおりである。

○損耗による減点補正

令和元年度分について減免を適用した被災家屋について、通常の新築家屋の年末年始確認と併せて修理有無の確認をし、未修繕家屋については、上記損耗減点補正率を適用し評価額を減価した。

損耗減点補正率の適用については、東日本大震災時のものに準じ、全壊相当の場合、残価率を0.4、大規模半壊相当の場合0.55、半壊及び準半壊相当の場合0.75とし、それぞれ経年減点補正率に乗じることで、損耗による減価率とした。

○被災代替資産の特例（家屋）

東日本台風により、被災した半壊以上の家屋所有者が建替え等を行った場合、新築調査時に制度の案内と申告書を渡している。

○被災代替資産の特例（償却資産）

平成31年度固定資産税を減免した償却資産の所有者に対し、特例制度周知文及び特例申請書を送付している。

○被災住宅用地の特例（土地）

家屋の被災情報に基づき、現地調査を行い、やむを得ない理由により住宅用地として使用できないと認められる場合には、引き続き住宅用地の課税標準の特例を適用した。

(ク) 特例の推奨

○損耗による減点補正

損耗による減点補正は、申告による減価ではないので推奨等を行っていない。令和2年度納税通知発送時に、建物を除却・修理した場合は連絡をいただけるよう案内文を同封し発送した。

○被災代替資産の特例（家屋・償却資産）

市ホームページに台風被災者支援メニューを掲載し、制度の案内をした。また、納税通知書発送の際、同封している固定資産税・都市計画税のしおりにも制度案内を掲載した。

(2) 保険料・年金等に係る減免等

ア 概要

本市では、国民健康保険条例、介護保険条例等において、災害等を理由として各種保険料等を減免することができるかと規定している。

東日本台風では、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民年金保険料のほか、介護サービスを受けるに当たっての利用料等も減免を適用した。

また、罹災証明書の発行に併せて減免申請書を受け付けて適用してきたが、被災者の中に

は減免制度を知らない市民等もいたことから、被災者向けリーフレット等にて周知を図るほか、11月に罹災証明書の申請者の中から減免制度を活用していない市民等に対して、制度のアンサンスや介護保険料と合わせて減免申請書を送付し、制度の積極的な利用を図った。

イ 国民健康保険税

(ア) 根拠法令

国民健康保険法、相模原市国民健康保険条例

(イ) 発災前の制度概要

本市では、災害時等における国民健康保険税の減免については、災害等により、その財産に著しい被害を受けたとき、損害程度と前年中の総所得金額に応じた割合で減免が適用される。

(ウ) 発災後の対応

10月13日(日)に厚生労働省より保険税の取扱いに関する通知等が示され、10月25日(金)に「令和元年台風第19号による被災者に係る国民健康保険税減免取扱要綱」を定め、同日から保険税の減免を開始した。

この減免措置の事由及び減免割合は図表4.3.34のとおりである。

図表 4.3.34 国民健康保険税の減免事由及び減免割合

被害程度の区分	減免する額
全壊	全額
大規模半壊	3分の2に相当する額
半壊	2分の1に相当する額

<免除対象期間>

令和元年10月12日(土)から令和2年9月30日(水)まで

ウ 国民健康保険医療費の一部負担金

(ア) 根拠法令

国民健康保険法

(イ) 発災前の制度概要

本市では、災害時における国民健康保険医療費の一部負担金の減免については、災害により世帯の被保険者が死亡、障害者となった場合又は財産に著しい損害を受けた場合に、世帯の実収入額に応じた割合で3ヶ月以内の期間に限り、減免が適用される。

(ウ) 発災後の対応

10月18日(金)に厚生労働省から医療費の一部負担金の取扱いに関する通知等が発出されたことを受け、災害の程度等の要件を満たす被災者に対して、10月12日(土)受診分から一部負担金の免除を開始した。既に医療機関等を受診し、一部負担金を支払った被災者に対しては、一部負担金相当額を還付する手続きも同時に開始した。

<免除対象者の要件>

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である者
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した者

- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
 <免除対象期間>
 令和元年10月12日（土）から令和2年9月30日（水）まで

エ 後期高齢者医療保険料

（ア）根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

（イ）発災前の制度概要

後期高齢者医療制度は、県後期高齢者医療広域連合が運営主体となって制度の運用を行っている。災害時等における後期高齢者医療保険料の減免については、災害等により現住する住宅について著しい被害を受けたとき、減免が適用されるものとしている。

（ウ）発災後の対応

令和2年3月27日（金）に広域連合の定例会で条例の改正が承認され、あわせて「令和元年台風19号に係る神奈川県後期高齢者医療保険料の減免の取扱いに関する要綱」を整備し、令和元年10月12日（土）から適用となった。この要綱と（イ）の適用を受ける減免を比較し、有利となる減免の適用を開始した。

<免除対象期間>

令和元年10月12日（土）から令和2年9月30日（水）まで

図表 4.3.35 免除対象者の要件

対象	被害程度の区分	減免する額	
現に居住する住宅に損害を受けた場合（※有利となる減免を適用）			
	全壊	全額免除	災害が発生した日の属する月以後6か月のうち、被保険者資格を有する月の月割保険料相当額
	半壊・大規模半壊	1/2減額	
	床上浸水 ※上記該当の場合を除く	1/2減額	
世帯の生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合		全額免除	
世帯の生計維持者等の行方が不明の場合		全額免除 ※条件あり	
世帯の生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合 ※所得制限等あり		収入の減少率による	

オ 後期高齢者医療費の一部負担金

（ア）根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律

（イ）発災前の制度概要

後期高齢者医療制度は、県後期高齢者医療広域連合が運営主体となって制度の運用を行っている。災害時等における後期高齢者医療費一部負担金の減免については、災害等により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、当該世帯の実収入額に応じた割合で6ヶ月以内の期間に限り減免が適用されるものとしている。

(ウ) 発災後の対応

10月15日(火)に県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療費の一部負担金の取扱いに関する通知等が発出されたことを受け、災害の程度等の要件を満たす被災者に対して、10月12日(土)受診分から一部負担金の免除を開始した。既に医療機関等を受診し、一部負担金を支払った被災者に対しては、一部負担金相当額を還付する手続も同時に開始した。

＜免除対象者の要件＞

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災者
- ② 主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

＜免除対象期間＞

令和元年10月12日(土)から令和2年9月30日(水)まで²⁰

カ 介護保険料

(ア) 根拠法令

介護保険法、相模原市介護保険条例、令和元年東日本台風による被災者に係る介護保険料の減額又は免除に係る取扱要綱

(イ) 発災前の制度概要

本市では、災害時等における介護保険料の減免については、65歳以上の被保険者又は世帯の主たる生計維持者が、災害等により、その財産に著しい被害を受けたとき、損害の程度と前年の合計所得金額に応じた割合で減免が適用されるものとしている。

(ウ) 発災後の対応

10月25日(金)に厚生労働省より保険料の取扱いに関する通知等が示され、11月1日(金)から保険料の減免申請の受付を開始した。

この減免措置の事由及び減免割合は図表4.3.36のとおりである。

図表 4.3.36 介護保険料の減免事由及び減免割合

対象	被害程度の区分	減免する額
現に居住する住宅に損害を受けた場合	全壊	全額免除
	大規模半壊	2/3減額 ※前年の合計所得金額1,000万円以上の場合は1/2減額
	半壊	1/2減額
	一部損壊	減免の対象外
世帯の生計維持者が死亡、障がい者、又は重篤な傷病を負った場合		全額免除
世帯の生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合		収入の減少率による

²⁰ 医療機関等の窓口での口頭申告による免除は令和2年3月31日(水)で終了。

キ 介護サービス利用料

(ア) 根拠法令

介護保険法、相模原市介護保険条例

(イ) 発災前の制度概要

本市では、災害時における介護サービス利用料の減免について、要介護（支援）者のうち、災害によりその財産に著しい損害を受けた者や世帯の主たる生計維持者の収入が著しく減少した者等について、災害の程度等に応じて利用料を減免するものとしている。

(ウ) 発災後の対応

10月13日（日）に厚生労働省より介護サービス利用料の一部負担金の取扱いに関する通知等が発出されたことを受け、災害の程度等の要件を満たす被災者に対して、10月12日（土）受診分から一部負担金の免除を開始した。既に医療機関等を受診し、一部負担金を支払った被災者に対しては、一部負担金相当額を還付する手続も同時に開始した。

<免除対象者の要件>

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

<免除対象期間>

令和元年10月12日（土）から令和2年9月30日（木）まで²¹

ク 国民年金保険料

(ア) 根拠法令

国民年金法、国民年金法施行規則

(イ) 発災前の制度概要

国民年金保険料は、災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主もしくは属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額がその価格のおおむね1/2以上である損害を受けた場合、厚生労働大臣が指定する期間について、申請に基づきその保険料を免除するものとされている。

(ウ) 発災後の対応と免除の実施

東日本台風では、通常の見取りに基づき、各区役所区民課、各まちづくりセンター等にて申請受付を行った。

<免除対象期間>

令和元年9月分から令和3年6月分まで

ケ 障害福祉サービス等の利用者負担額の減免

(ア) 根拠法令

児童福祉法の施行に関する規則第10条

(イ) 概要

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財等の財産に著しい損害を受けた場

²¹ 医療機関等の窓口での口頭申告による免除は令和2年3月31日（水）で終了。

合や世帯の収入が著しく減少した場合などにおいて、障害児通所支援の利用にかかる費用を負担することが困難な方の利用者負担額が減免となるもの。

(ウ) 必要書類

- 障害児通所給付費特例適用申請書
- 必要に応じて罹災証明書など、困難な状況を証明する書類の添付

(エ) 手続き

各地区の相談窓口連絡の上、手続きを実施する。

(オ) 担当窓口

- 緑・中央・南の障害福祉相談課
- 城山・津久井・相模湖・藤野の保健福祉課
- 障害福祉サービス課

(カ) 実績

実績なし

(3) 各種証明書の手数料免除

ア 概要

東日本台風により被災者への生活支援として、被災を原因とする各種支援制度等の手続きに必要とする住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税課税（非課税・所得）証明書等の交付手数料の免除を行った。

なお、コンビニ交付により取得する証明書については、申請時に罹災の事実及び利用目的を確認できないため、免除の対象外とした。

(ア) 対象者

東日本台風を原因とする「罹災証明書」又は「罹災届出証明書」を提示できる方

(イ) 免除を行った期間

令和元年11月6日（水）から令和2年11月30日（月）まで

イ 住民基本台帳関係

住民基本台帳関係の以下の証明書について、手数料の免除を行った。

(ア) 証明書の種類

印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、その他住民基本台帳に関する証明書

(イ) 受付窓口

各区役所区民課、各区役所まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く。）、緑区役所各出張所、各連絡所

ウ 戸籍関係

戸籍関係の以下の証明書について、手数料の免除を行った。

(ア) 証明書の種類

戸籍全部（個人）事項証明書、除籍全部（個人）事項証明書、その他戸籍に関する証明書

(イ) 受付窓口

各区役所区民課、各区役所まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く。）、緑区役所各出張所、各連絡所

エ 税関係

税関係の以下の証明書について、手数料の免除を行った。

(ア) 証明書の種類

市・県民税課税（非課税・所得）証明書、納税証明書（国民健康保険税含む。）、その他市税に関する証明書

(イ) 受付窓口

①市税の証明書など

市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、各区役所まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く。）、緑区役所各出張所、各連絡所

②国民健康保険税納税証明書など

国民健康保険課、城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター、緑区役所各出張所

(4) 水道料金の減免

ア 県営水道

県企業庁は、県営水道の給水区域内の家屋が被災した方及び給水区域内の応急住宅等に避難された方を支援するため、水道料金の減免を行った。

(ア) 根拠法令

神奈川県県営上水道条例第 46 条

(イ) 対象者及び減免内容

水道料金減免の対象者と減免内容は図表 4.3.37 のとおりである。

図表 4.3.37 水道料金減免の対象者と減免内容（県営水道）

対象者	減免内容
家屋が損壊や浸水等により水道の使用ができなくなった方	10 月分の水道料金の基本料金（1 か月 710 円）及び当該基本料金に係る消費税等相当額を減額
被災した家屋の清掃等を行い、その家屋で引き続き水道を使用している方	10 月分を含む水道料金の基本料金（2 か月 1,420 円）及び当該基本料金に係る消費税等相当額を減額
被災した家屋から応急仮設住宅又は公営住宅に避難された方	家賃が免除される期間における水道料金の基本料金及び当該基本料金に係る消費税等相当額を減額

(ウ) 申請期限

令和 2 年 3 月 31 日（火）

イ 簡易水道

東日本台風により家屋が被災された方の被災後の生活を支援するため、罹災証明書の発行を受けた方を対象に市営簡易水道使用料の減免を行った。

(ア) 根拠法令

相模原市簡易水道条例第 35 条、相模原市簡易水道条例施行規則第 13 条

(イ) 対象者及び減免内容

水道料金減免の対象者と減免内容は図表 4.3.38 のとおりである。

表 4.3.38 水道料金減免の対象者と減免内容（簡易水道）

対象者	減免内容	
	藤野簡易水道	青根簡易水道
公営住宅又は賃貸住宅	使用料の 100%の減免	
被災家屋又は知人・親族の住宅	使用料のうち基本料の減免	使用料の 50%の減免

(ウ) 申請期限

令和 2 年 10 月 12 日（月）

(エ) 実績

件数：1 件

減免額：953 円

(5) 各種使用料等の減免

ア 下水道使用料等

下水道使用料等とは、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、市設置高度処理型浄化槽使用料の事を指し、風水害により、市内の家屋等が罹災した方を対象に被災後の生活支援等を目的として、次のとおり減免した。

(ア) 根拠法令

相模原市公共下水道使用料徴収条例施行規則第 11 条第 1 項第 3 号

相模原市農業集落排水施設使用料徴収条例施行規則第 11 条第 1 項第 4 号

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則第 37 条第 1 項第 4 号

(イ) 対象者及び減免内容

被災した住家での生活が続けられず、応急住宅など他の住家での生活を余儀なくされている場合は、全額減免を行った²²。被災した住家で生活を続けている場合は、基本使用料分の減免を行った。減免の期間は、申請書を受領した日を含む月分から 12 か月に相当する期間とした。

(ウ) 申請方法

罹災証明書の写しと各使用料の減免申請書を下水道料金課へ提出。

(エ) 申請期限

令和 2 年 10 月 12 日（月）

(オ) 実績

○公共下水道使用料

減免世帯：7 世帯

減免額合計：90,942 円（令和 3 年 9 月末時点）

○市設置高度処理型浄化槽使用料

減免世帯：2 世帯

減免額合計：21,823 円（令和 3 年 9 月末時点）

○農業集落排水処理施設使用料

減免世帯：0 世帯

²² 親族や知人の家で間借りしているなど、被災者が下水道使用料の納入義務者でない場合は、基本使用料分の減免を行った。

イ し尿及び浄化槽汚泥等処理手数料

風水害により、市内の家屋等が罹災した方を対象に被災後の生活支援等を目的として、次の使用料及び手数料について次のとおり減免を実施した。

なお、減免に当たっては、罹災証明書及び各減免申請書の提出または事業所管課への連絡により申請を受付し、減免を行った。

(ア) 根拠法令

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則第 32 条第 1 項第 1 号

(イ) 対象者及び減免内容

風水害により家屋が全壊又は半壊、もしくは床上浸水又は床下浸水により被害を受けた方を対象に、事前協議を行った上で手数料の減免を行った。

(ウ) 申請方法

罹災証明書（写し可）を用意の上、次の窓口へ連絡。

- 相模台収集事務所（旧相模原市域の方）
- 津久井クリーンセンター（津久井地域の方）

(エ) 実績

減免件数：22 件

減免額合計：682,400 円（令和 3 年 9 月末時点）

(6) 子育て・教育等に係る減免等

ア 避難先小中学校等への就学

住民登録地を変更せずに一時的に避難する場合、居住地に基づいて避難先の市立小・中学校等に通うことができるもの。

図表 4.3.39 避難先小中学校等への就学

根拠法令	学校教育法施行細則
必要書類	○居住地がわかるもの ○居住地に基づく就学願申立書 ※上記以外にも必要な書類がある場合があります。
手続き	居住地に基づく就学願申立書を提出の上、就学を希望する学校の学校長との面談を実施する。
担当窓口	学務課
実績	9 件

イ 就学支援

子の市立小・中学校（義務教育学校、中等教育学校前期課程含む）への就学にあたり経済的に困難な理由がある方に対し、学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費（入学準備金）、給食費、校外活動費、修学旅行費、通学費を援助するもの。

図表 4.3.40 就学支援

根拠法令	相模原市就学奨励規則
対象者	○収入が少ない人（所得上限、審査あり） ○次のいずれかに該当する人※ ・母子世帯などに対する児童扶養手当を受けている人（児童手当、特別児童扶養手当は対象外。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護が停止または廃止となった人 ・収入のある人全員に障害があり、市民税非課税の人、または寡婦・寡夫で収入のある人全員が市民税非課税の人 ・災害により市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された人 ・国民健康保険税が減免または徴収猶予された世帯に属する人 ・世帯全員の国民年金の掛金が減免された人 ・社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付けを受けた人（低所得世帯で貸付けを受けた世帯に限る。）
必要書類	就学奨励金交付申請書及びその必要書類
担当窓口	学務課
実績	6件：149,617円

(※1) 上記以外の理由により援助が必要な場合で、同一生計の家族全体収入が限度額以下の方は対象となる場合もある。

ウ 学校教材の補填

災害により喪失・損傷した教科書、学用品及び副読本等（市教育委員会で発行しているもの）を補填するもの。

図表 4.3.41 学校教材の補填

担当窓口	教科書・学用品：学務課 副読本等：教育センター
実績	教科書：0件 学用品：3件 15,181円 副読本等：0件

エ 奨学金（給付型、緊急採用）

経済的理由により高等学校等（高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校・専修学校高等課程のいずれかの学校で、特別支援学校は除く。）への就学が困難な方に奨学金を給付するもの。また、災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施するもの。

図表 4.3.42 給付型奨学金

	高等学校入学前	高等学校入学後
資格要件（一部）	<ul style="list-style-type: none"> ○「生徒（学生）」及び「保護者」が本市に居住している方 ○「生徒（学生）」「保護者」及び「生徒（学生）」と住民票で同一の世帯の方が、「市（区町村）民税の所得割額が0円」※の方で、「生活保護」を受給していない方 ※ 災害により自身の居住用の家屋等が被害を受けた場合等により所得が著しく減少し、市（区町村）民税の所得割額全額の減免決定を受けた場合も対象となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年4月1日以降に高等学校に入学した方で、継続して在学し、卒業を目指す意欲のある方
申請時期	中学3年次の11～3月頃	毎年6～2月
申請書類（全員提出）	○奨学金給付申請書（在学の中学校長の推薦が必要）	○奨学金給付申請書 ○在学（在籍）証明書

	高等学校入学前	高等学校入学後
(該当者提出)	【当該年度の市（区町村）民税が本市以外の自治体で決定された場合】 次のいずれかの書類 ○当該年度の「市（区町村）民税課税（非課税）証明書」の写し ○当該年度の「市（区町村）民税額等の税額決定通知書」の写し 【当該年度の市（区町村）民税の減免決定を受けて申請する場合】 次の両方の書類 ○当該年度の「市（区町村）民税減免決定通知書」の写し ○当該年度の減免後の「市（区町村）民税額等の税額（変更）決定通知書」の写し	
給付額	○入学支度金 20,000 円 ○修学資金 最大 100,000 円（年額）	○修学資金 最大 100,000 円（年額）（初年度は申請の時期等により変わる。）
担当窓口	学務課	
実績	0 件	0 件

図表 4.3.43 緊急採用奨学金

対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
担当窓口	在籍する各学校（奨学金担当窓口）
実績	0 件

オ 授業料等の免除

(ア) 高等学校授業料等減免措置

災害による経済的な理由によって高等学校の授業料等の納付が困難な生徒を対象に授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除を行うもの。

図表 4.3.44 高等学校授業料減免措置

対象者	天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方
担当窓口	在籍する各学校（授業料担当窓口）

(イ) 大学等授業料等減免措置

災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行うもの²³。

図表 4.3.45 大学等授業料減免措置

対象者	各大学等において、減免等を必要とすると認める者
担当窓口	在籍する各学校（授業料担当窓口）

カ 保育所等利用料の減免

保育所等を利用する0～2歳児クラスの児童で、被災により利用料の支払いが困難な場合に、申請により減額又は免除するもの。

図表 4.3.46 保育所等利用料の減免

根拠法令	相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担等に関する条例施行規則第8条
必要書類	○罹災証明書、その他の災害の状況を明らかにする書類

²³ 具体的な基準や減額額などは、学校ごとに異なる。

	○減免申請書
減免の適用	被災世帯が居住する家屋が風水害により、半壊、全壊もしくは床上浸水等したときに、次の割合を適用して行う。 ○家屋が全壊、流出、埋没等により家屋の原形をとどめない場合又は半壊等により復旧が不能の場合：100% ○家屋の主要部分が著しく損傷している場合：75% ○家屋の屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住若しくは使用目的を著しく損じたとき又は下壁、畳等に損傷を受け、居住若しくは使用目的を損じ、修理若しくは取替えを必要とする場合：50%
減免の期間	必要と認められる期間
担当窓口	各区の子育て支援センター、城山・津久井・相模湖・藤野の保健福祉課
実績	0件

キ 児童手当の認定

児童手当の認定請求や各種届出に必要な添付書類について、申立書を提出で代えることができるもの。また、被災により認定請求や各種届出が遅れた場合は、災害その他のやむを得ない理由により手続きができなかったことを配慮し、理由の発生した日から15日以内に届けられたものとみなすもの。

図表 4.3.47 児童手当の認定

根拠法令	児童手当法施行規則第11条第2項
対象者	東日本台風に伴う災害に係る被災者
手続き	被災された方は、手続きの際に窓口にてその旨を申し出る。
担当窓口	子育て給付課
実績	0件

ク 各種手当等の特例措置（児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当）

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じるほか必要な書類の提出猶予を設けるもの。

図表 4.3.48 各種手当等の特例措置

根拠法令	○児童扶養手当 児童扶養手当法 ○特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
対象者	自己または所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の所有住宅や家財等の財産について、その価格のおおむね1/2以上の損害を受けた方
適用条件等	○被害金額には保険等で補てんされた額は含まない。 ○被災した年の所得が全部支給限度額以上であった場合は、後日返還が必要となる。 ○所得税法上扶養していない親族の損害については対象にならない。 ^(※1)
必要書類等	○被災状況届 ○罹災証明書
担当窓口	○児童扶養手当 子育て給付課

	○特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当 障害福祉サービス課
実績	0件

(※1) 児童扶養手当が全部支給の方は対象外となる。(手当額の上乗せではない。)

ケ ひとり親家庭等医療費助成の特例措置

被災者に対するひとり親家庭等医療費助成について、所得制限の特例措置を講じるもの。

図表 4.3.49 ひとり親家庭等医療費助成の特例措置

根拠法令	相模原市医療費助成条例施行規則第12条
対象者	自己または所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族の所有住宅や家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方
適用条件等	○被害金額に保険等で補てんされた額は含まない ○所得税法上扶養していない親族の損害は対象外 ○原則として児童扶養手当の特例措置を適用した方が対象 ○ひとり親家庭等医療費助成の福祉医療証の交付を受けている方は対象外
必要書類等	○交付申請書 ○申立書（扶養親族に関する申立書、特例措置の適用に関する申立書） ○罹災証明書 ○保険証 ○印鑑
適用期間	損害を受けた月から翌年の12月31日まで
担当窓口	子育て給付課
実績	0件

コ 母子父子寡婦福祉資金（貸付金の住宅資金、償還金の支払猶予）

(ア) 貸付金の住宅資金

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。

図表 4.3.50 母子父子寡婦福祉資金（貸付金の住宅資金）

根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する規則第2条第1項第7号
対象者	住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯
適用条件等	○工事着工以前に申請があったものに限る。 ○総工事費、総工事費に占める自己資金（申請者本人の所有する現金・預貯金等）の占有率、資金計画等には条件があり、検討の際は担当窓口にて要問合せ。 ○現地調査及び資金計画等の審査を行った上で貸付けの可否を決定する。
貸付限度額	200万円以内
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%
据置期間	6か月
償還期間	7年
担当窓口	緑・中央・南の子育て支援センター
実績	0件

(イ) 償還金の支払い猶予

母子父子寡婦福祉資金償還金の支払を猶予できる場合があるもの。

図表 4.3.51 母子父子寡婦福祉資金償還金の支払い猶予

根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する規則第 15 条
必要書類	罹災証明書の写し 償還金支払猶予申請書
適用条件等	風水害等の災害により、貸付金の貸付けを受けた方が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときに、1年以内の期間で支払いを猶予できる場合がある。
担当窓口	緑・中央・南の子育て支援センター
実績	0 件

サ 図書館資料弁償の免除

風水害による紛失等の場合に、資料の弁償を免除するもの。

図表 4.3.52 図書館資料弁償の免除

根拠法令	相模原市立図書館条例第 13 条
必要書類	図書等弁償免除申請書
担当窓口	○市立図書館 ○市立図書館相武台分館 ○相模大野図書館 ○橋本図書館
実績	2 冊 1,760 円

8 生活必需品等の給与

(1) 概要

避難所として開設した藤野農村環境改善センターにおいて、避難生活に必要な生活必需品等の給与を行ったほか、自主避難を行っていた篠原の里や東野自治会館において、生活必需品や寝具を給与した。

また、罹災証明で半壊以上の判定を受けた 9 世帯に対し、炊飯器や食器等の飲食に必要な物品、シャツや下着等の衣類等を給与した。

給与に当たっては、市の防災備蓄品や、民間の企業から避難所に対して提供された義援物資を活用するとともに、防災備蓄品として備えていない物品に関しては災害時応援協定の活用等により調達した。

(2) 給与した生活必需品等

市が給与した生活必需品は図表 4.3.53 及び図表 4.3.54 のとおりである。

図表 4.3.53 避難所において給与した生活必需品一覧

No.	品物名	給与日	給与先	個数	単位	入手方法
1	ビスケット (60食入り)	10月15日	藤野農村環境改善センター	1	箱	防災備蓄品
2	アルファ米 (50食入り)	10月15日	藤野農村環境改善センター	1	箱	防災備蓄品
3	おかゆ (50食入り)	10月15日	藤野農村環境改善センター	1	箱	防災備蓄品
4	毛布 (10枚入り)	10月15日	藤野農村環境改善センター	2	箱	防災備蓄品
5	敷きシート (5枚入り)	10月15日	藤野農村環境改善センター	4	箱	防災備蓄品
6	ワンタッチパーテーション (28張入り)	10月15日	藤野農村環境改善センター	2	箱	防災備蓄品
7	生理用品 普通用 (30枚入り)	10月18日	藤野農村環境改善センター	1	袋	防災備蓄品
8	生理用品 夜用 (12枚入り)	10月18日	藤野農村環境改善センター	2	袋	防災備蓄品
9	ワンタッチパーテーション (28張入り)	10月18日	藤野農村環境改善センター	2	箱	防災備蓄品
10	紙おむつ 子供用M (174枚入り)	10月23日	篠原の里	1	箱	防災備蓄品
11	紙おむつ 大人用M 横モレ用 (80枚入り)	10月23日	篠原の里	1	箱	防災備蓄品
12	紙おむつ 大人用 外モレ用 (168枚入り)	10月23日	篠原の里	1	箱	防災備蓄品
13	おしりふき (250枚入り)	10月23日	篠原の里	1	箱	防災備蓄品
14	ガソリン	10月24日	篠原の里	20	ℓ	防災備蓄品
15	水 (2ℓ×6本)	10月24日	篠原の里	4	箱	防災備蓄品
16	寝具6点セット	10月15日	藤野農村環境改善センター	18	セット	民間企業からの調達
17	布団セット3点シングル	10月15日	藤野農村環境改善センター	6	セット	民間企業からの調達
18	アルミホイル	10月18日	藤野農村環境改善センター	1	本	商業観光課から寄付
19	サランラップ	10月18日	藤野農村環境改善センター	2	本	学校保健課から寄付
20	シーツ	10月19日	藤野農村環境改善センター	26	枚	民間企業からの調達
21	枕カバー	10月19日	藤野農村環境改善センター	26	枚	民間企業からの調達
22	食器用洗剤	10月19日	藤野農村環境改善センター	2	本	民間企業からの調達
23	水切りポリ袋	10月19日	藤野農村環境改善センター	1	袋	民間企業からの調達
24	ごみ袋	10月19日	藤野農村環境改善センター	10	袋	民間企業からの調達
25	タッパ	10月19日	藤野農村環境改善センター	6	個	民間企業からの調達
26	だしの素	10月19日	藤野農村環境改善センター	1	袋	民間企業からの調達
27	洗濯洗剤	10月19日	藤野農村環境改善センター	2	本	民間企業からの調達
28	ピンチハンガー	10月19日	藤野農村環境改善センター	4	個	民間企業からの調達
29	マジック (細) 赤・黒	10月19日	藤野農村環境改善センター	6	本	民間企業からの調達
30	付箋	10月19日	藤野農村環境改善センター	1	箱	民間企業からの調達
31	マスク (大人用)	10月19日	藤野農村環境改善センター	1	箱	民間企業からの調達
32	マスク (子ども・女性用)	10月19日	藤野農村環境改善センター	1	箱	民間企業からの調達
33	コーヒー (スティック)	10月19日	藤野農村環境改善センター	2	箱	民間企業からの調達
34	紅茶 (スティック)	10月19日	藤野農村環境改善センター	2	箱	民間企業からの調達
35	ジュース 2リットル	10月19日	藤野農村環境改善センター	2	本	民間企業からの調達
36	お茶 2リットル	10月19日	藤野農村環境改善センター	8	本	民間企業からの調達
37	米 (5kg)	10月23日	篠原の里	4	袋	民間企業からの調達
38	トイレットペーパー (18ロール入/袋)	10月23日	篠原の里	7	袋	民間企業からの調達

No.	品物名	給与日	給与先	個数	単位	入手方法
39	ゴミ袋 (450×10 枚/袋)	10月23日	篠原の里	10	袋	民間企業からの調達
40	サランラップ	10月23日	篠原の里	10	本	民間企業からの調達
41	電池 (単一) (2 本入り/パック)	10月23日	篠原の里	5	パック	民間企業からの調達
42	電池 (単二) (2 本入り/パック)	10月23日	篠原の里	5	パック	民間企業からの調達
43	電池 (単三) (10 本入り/パック)	10月23日	篠原の里	1	パック	民間企業からの調達
44	クイックルワイパー (本体&シート)	10月23日	篠原の里	5	個	民間企業からの調達
45	紙皿 (24 枚/袋)	10月23日	篠原の里	8	袋	民間企業からの調達
46	紙コップ (50 個入り/袋)	10月23日	篠原の里	4	袋	民間企業からの調達
47	紙椀 (8 個入り/袋)	10月23日	篠原の里	5	袋	民間企業からの調達
48	割り箸 (100 膳入り/袋)	10月23日	篠原の里	2	袋	民間企業からの調達
49	手指消毒液 (ワンプッシュタイプ)	10月23日	藤野農村環境改善センター	1	個	地域保健課より借用
50	手指消毒液 (ワンプッシュタイプ)	10月23日	篠原の里	1	個	地域保健課より借用
51	布団セット	10月26日	東野自治会館 (津久井まちづくりセンター経由)	2	組	民間企業からの調達
52	シーツ	10月26日	東野自治会館 (津久井まちづくりセンター経由)	2	枚	民間企業からの調達
53	トレーナー	10月27日	篠原の里	1	着	民間企業からの調達
54	トレーナー	10月27日	篠原の里	1	着	民間企業からの調達
55	サラヤアルコール 520 ml	10月27日	藤野農村環境改善センター	6	個	民間企業からの調達
56	専用ホルダー	10月27日	藤野農村環境改善センター	3	個	民間企業からの調達
57	専用ノズル	10月27日	藤野農村環境改善センター	3	個	民間企業からの調達
58	物干しスタンドX型ステンレス	10月30日	藤野農村環境改善センター	5	個	民間企業からの調達
59	物干しスタンドX型木目	10月30日	藤野農村環境改善センター	2	個	民間企業からの調達
60	テレビ 23 インチ	10月30日	藤野農村環境改善センター	1	台	民間企業からの調達
61	テレビケーブル	10月30日	藤野農村環境改善センター	1	本	民間企業からの調達
62	単4 電池 (12 本/パック)	10月30日	藤野農村環境改善センター	1	パック	民間企業からの調達
63	単3 電池 (4 本/パック)	11月3日	藤野農村環境改善センター	3	パック	民間企業からの調達
64	片手鍋	11月3日	藤野農村環境改善センター	1	個	民間企業からの調達
65	養生テープ	11月3日	篠原の里	4	個	民間企業からの調達
66	模造紙	11月3日	篠原の里	3	枚	民間企業からの調達
67	電気ストーブ	11月8日	藤野農村環境改善センター	2	台	民間企業からの調達
68	アルコールタオル	11月8日	藤野農村環境改善センター	2	個	民間企業からの調達
69	アルコールタオル 詰め換え用	11月8日	藤野農村環境改善センター	2	個	民間企業からの調達
70	貼る便座シート	11月8日	藤野農村環境改善センター	10	組	民間企業からの調達
71	掛け布団カバー	11月8日	藤野農村環境改善センター	3	枚	民間企業からの調達
72	タッパー	11月16日	藤野農村環境改善センター	20	個	民間企業からの調達
73	どんぶり	11月16日	藤野農村環境改善センター	32	個	民間企業からの調達
74	液体洗濯洗剤	11月16日	藤野農村環境改善センター	4	袋	民間企業からの調達
75	トイレ掃除用ブラシ	11月16日	藤野農村環境改善センター	4	本	民間企業からの調達

No.	品物名	給与日	給与先	個数	単位	入手方法
76	トイレ掃除用替えブラシ	11月16日	藤野農村環境改善センター	4	個	民間企業からの調達
77	エボルタ NEO 単3形	11月18日	藤野農村環境改善センター	1	個	民間企業からの調達
78	アルコールハンドジェル	11月29日	藤野農村環境改善センター	4	個	民間企業からの調達
79	流せるトイレブラシ本体	11月29日	藤野農村環境改善センター	3	個	民間企業からの調達
80	流せるトイレブラシ替え シトラス	11月29日	藤野農村環境改善センター	6	個	民間企業からの調達
81	ビオレハンドソープS ポンプ	11月29日	藤野農村環境改善センター	2	個	民間企業からの調達
82	ビオレハンドソープS フルーツポンプ	11月29日	藤野農村環境改善センター	2	個	民間企業からの調達
83	ビオレハンドソープS フルーツ詰替	11月29日	藤野農村環境改善センター	3	個	民間企業からの調達
84	ビオレハンドソープS 詰替	11月29日	藤野農村環境改善センター	3	個	民間企業からの調達
85	クイックルワイパー本体	11月29日	藤野農村環境改善センター	6	個	民間企業からの調達
86	TV フローリングドライ	11月29日	藤野農村環境改善センター	6	個	民間企業からの調達
87	クイックルW 立体吸着ローズ	11月29日	藤野農村環境改善センター	6	個	民間企業からの調達
88	速乾性手指消毒剤	12月6日	地域保健課 ※	1	個	民間企業からの調達
89	ボールド香りのサプリインジェル詰替	12月6日	藤野農村環境改善センター	3	個	民間企業からの調達
90	トイレ用流せるお掃除シート	12月6日	藤野農村環境改善センター	4	個	民間企業からの調達
91	水切りスポンジ	12月16日	藤野農村環境改善センター	3	個	民間企業からの調達
92	台所漂白泡スプレー	12月16日	藤野農村環境改善センター	6	個	民間企業からの調達
93	ソイジョイ バナナ	10月15日	藤野農村環境改善センター	48	本	民間企業からの提供
94	ソイジョイ チョコ	10月15日	藤野農村環境改善センター	48	本	民間企業からの提供
95	ソイジョイ プレーン	10月15日	藤野農村環境改善センター	48	本	民間企業からの提供
96	カロリーメイト チョコ	10月15日	藤野農村環境改善センター	30	個	民間企業からの提供
97	カロリーメイト ゼリー	10月15日	藤野農村環境改善センター	24	本	民間企業からの提供
98	OS-1 液体	10月15日	藤野農村環境改善センター	24	本	民間企業からの提供
99	OS-1 ゼリー	10月15日	藤野農村環境改善センター	24	本	民間企業からの提供
100	ボカリスエット	10月18日	藤野農村環境改善センター	48	本	民間企業からの提供
101	カロリーメイト チョコ	10月18日	藤野農村環境改善センター	48	個	民間企業からの提供
102	チオビタゴールド	10月23日	篠原の里	50	本	民間企業からの提供
103	チオビタゴールド	10月24日	藤野農村環境改善センター	50	本	民間企業からの提供
104	チオビタゴールド	10月30日	藤野農村環境改善センター	50	本	民間企業からの提供

(※1) 避難所開設時に地域保健課の備品を使用したため、補完した。

図表 4.3.54 半壊以上の世帯へ給与した生活必需品一覧

品名	個数	単位	入手方法
毛布 (シングル)	14	枚	市内経済団体に調達要請
布団 (シングル)	10	枚	
靴下	16	足	
下着	6	枚	
肌着	6	枚	
フェイスタオル	3	枚	

ガスコンロ	2	台	市内経済団体に調達要請
炊飯器	2	台	
鍋	3	個	
フライパン	3	枚	
やかん	3	個	
まな板	1	枚	
包丁	4	本	
茶碗	3	個	
箸	2	膳	
箱ティッシュ	6	パック	
トイレットペーパー	7	パック	
電気ストーブ	8	個	
カーテン	17	枚	
室内照明	11	個	

9 応急住宅の供与

(1) 概要

東日本台風では、特に緑区を中心に甚大な被害を受けており、被災者の住宅を緊急に確保する必要があるとのことから、10月15日付けで国から通知が発出され、公営住宅や高齢者向け公共賃貸住宅への入居を希望した場合の取扱いが示された。

また、災害救助法第4条第1項第1号で規定されている応急仮設住宅の供与について適用することを決定し、公営住宅等と合わせた被災者の一時的な居住の安定を図ることとした。

(2) 公営住宅（市営住宅）の活用

市営住宅の提供は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可として、原則として3か月（最長で6か月）の期間を無償（光熱水費、共益費等は自己負担）にて提供を行った。

市営住宅の提供に当たっては、例年11月に実施している定例募集を取りやめ、10月18日（金）より順次、64戸の入居者募集を行った。結果として、令和2年2月までに2世帯3人が居住した。

(3) 応急仮設住宅（賃貸型）の供与

応急仮設住宅（賃貸型）は、災害救助法第4条第1項第1号で規定されている救助の種類の一つであり、住家を滅失した被災者が民間賃貸住宅を借り上げる際、入居から2年間を限度として賃料等を市が負担することにより、早期の住まいの確保と提供を図るものである。

応急仮設住宅（賃貸型）の供与に当たっては、市と災害協定を締結している関係団体（（公社）神奈川県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会神奈川県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会）の協力により市内の賃貸住宅を活用し、被災者の速やかな居住の確保を図った。

10月から順次、応急仮設住宅（賃貸型）への入居が始まり、令和2年8月末の入居者募集の終了までに全19世帯が市内の各地区に入居し、令和3年9月末までに16世帯が退去した。

10 住宅の応急修理

(1) 概要

住宅の応急修理は、災害救助法第4条第1項第6号で規定されている救助の種類の一つであり、大規模半壊、半壊又は一部損壊(準半壊に限る。)となった住宅等についての応急修理を行うものである。

具体的には、被災した住宅の屋根・柱・床・基礎、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等日常生活に必要で欠くことのできない部分で緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理する支援事業で、本市では10月29日(火)から実施された。

(2) 実績

ア 申請受付

申請受付は、10月29日(火)より津久井総合事務所、相模湖総合事務所、藤野総合事務所で開催したほか、郵送でも申請可とした。このほか、鳥屋出張所、青根出張所、串川出張所、青野原出張所でも臨時の受付窓口を開設した。

イ 実績件数

住宅の応急修理については、合計10世帯から申請があり、内訳については次のとおりである。なお、近隣の道路や河川の復旧状況により工事の着工が遅れたことから、最後の工事の完了は令和3年2月となった。

図表 4.3.55 住宅の応急修理実績

(単位：世帯)

状態	津久井地区	相模湖地区	藤野地区
全壊	0	1	0
大規模半壊	2	0	0
半壊	5	1	0
一部損壊(準半壊)	0	1	0
合計	7	3	0

11 土砂混じりがれき撤去

(1) 概要

市内の宅地内に堆積した土砂混じりがれき(土砂、流木又は岩石及びがれき(家財等を含む)が混ざった状態のもの)について、所有者等の申請に応じて市が所有者等に代わって撤去を行うこととした。

本事業の対象者は、東日本台風により土砂混じりがれきが流入し、堆積した市内の宅地等を所有する個人又は中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者とし、津久井土木事務所、津久井土木事務所相模湖班、津久井土木事務所藤野班の3箇所に受付場所を設けた。

また、撤去した土砂混じりがれきの仮置場を青野原グラウンドに設置した。

(2) 実績

土砂混じりがれきの撤去は令和元年10月18日(金)から令和2年3月31日(火)までの期間に受け、141件の申請のうち、88件の撤去を実施した。内訳は、図表4.3.56のとおりである。

なお、88件のうち、86件は令和元年度中に撤去が完了しており、残りの2件は令和2年度中に完了した。

図表 4.3.56 土砂混じりがれき撤去の実績

地区	申請	撤去実施	取り下げ	対象外
津久井	84 件	61 件	12 件	11 件
相模湖	18 件	7 件	5 件	6 件
藤野	39 件	20 件	5 件	14 件
合計	141 件	88 件	22 件	31 件

12 家屋等の解体

(1) 概要

家屋等の所有者の依頼により、所有者に代わり解体及び撤去を行う「公費解体」と、自らの費用負担で解体及び撤去された方に費用の償還を行う「自費解体」を実施した。

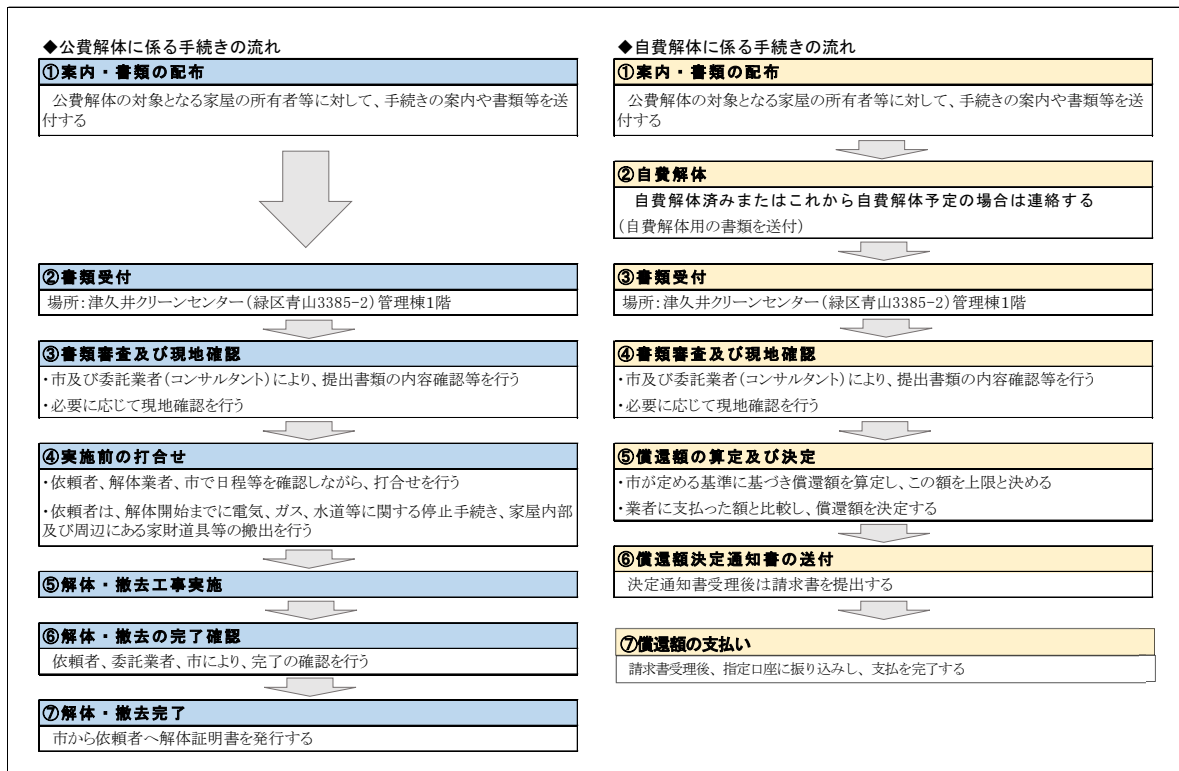
公費解体、自費解体の対象はいずれも、罹災証明書で半壊以上の判定（全壊、大規模半壊、半壊）を受けた住家であり、被災家屋等のすべてについて解体・撤去を希望するものを対象とし、家屋等の一部のみの解体やリフォームは対象外とした。

受付期間は令和2年1月14日（火）から3月31日（火）までの所定の日とし、被災家屋が津久井地域に多いことから津久井クリーンセンター管理棟1階の小会議室を受付場所とし、青野原グラウンドを仮置場として、撤去物を搬入した。

解体及び撤去に伴う費用は、環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象であり、令和元年11月7日付け環境省事務連絡「令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について（周知）」において、補助対象が「全壊」から「半壊以上」へ拡充された。

家屋等の解体及び撤去の流れは図表 4.3.57 のとおり。

図表 4.3.57 家屋等の解体及び撤去の流れ



(2) 実績

公費解体及び自費解体の依頼件数は26件であり、3年間で図表4.3.58のとおり実施した。

図表 4.3.58 家屋等の解体の実績

年度	公費解体		自費解体	
	実施数	事業費	実施数	事業費
令和元年度	0件	0円	2件	8,875,491円
令和2年度	21件	193,914,796円	0件	0円
令和3年度	3件	6,874,002円	0件	0円

1.3 農地・農業用施設の復旧支援

(1) 概要

東日本台風により農地や農業用施設に被害があり、一定の条件²⁴を満たした場合、国の補助制度を活用して復旧を実施した。東日本台風では被害額が大きかったため、国庫補助率の嵩上げ申請を行った。結果、高率補助が可能となり、国庫補助率は、農地：94.0%、農業用施設：97.9%となった。地方負担分については、被災農家からの意見や地元農協からの農家の負担軽減を目的とした災害寄附金を受領したこと等を踏まえ、「令和元年東日本台風豪雨災害に伴い相模原市が実施する農地等災害復旧事業取扱要領²⁵」を制定し、農家の負担なしで市が復旧事業を実施した。東日本台風では、この要領に基づき、国庫補助事業に該当しない小規模災害復旧事業についても、対象として市が復旧事業を実施した。

(2) 実績

災害復旧事業及び小規模災害復旧事業の実績は図表4.3.59のとおり。

図表 4.3.59 災害復旧事業及び小規模災害復旧事業の実績

【国庫補助】災害復旧事業（市施工・事業費40万円以上）	
農地	3箇所（津久井1、藤野2）
農業用施設	1箇所（大島1）
【市単独】小規模災害復旧事業（市施工）	
農地	26箇所 （津久井12、相模湖4、藤野10）
農業用施設	5箇所（津久井4、相模湖1）

1.4 その他の支援

(1) 入浴支援

断水の影響で入浴が困難な市民を対象に、県やさがみ湖リゾートプレジャーフォレストの協力により、「愛川ふれあいの村」（愛川町半原）の入浴施設や「さがみ湖温泉うるり」（緑区若柳）が10月15日（火）から無料で開放された。さらに、20日（日）には「湯楽の里」（緑区下九沢）より、被災者へ入浴券100枚が無料で提供された。このほか、本市でも「やまな

²⁴ 1箇所の工事費が40万円以上（原形復旧）。受益戸数2戸以上の施設であり、ビニールハウスや農業倉庫を含まない。

²⁵ 令和2年3月6日（金）施行。

み温泉」等の温泉施設で入浴支援を実施した。

図表 4.3.60 入浴支援実施施設の内容

施設名	実施期間
さがみ湖温泉うるり	10月15日(火)～令和2年3月29日(日)
愛川ふれあいの村	10月15日(火)～10月18日(金)
湯楽の里	10月20日(日)～11月30日(土)
藤野やまなみ温泉	10月12日(土)～令和2年2月29日(土)
青根みどりの休暇村いやしの湯	10月16日(水)～10月21日(月)
緑の休暇村センター	10月23日(水)～11月1日(金)

(2) 床上浸水した家屋の消毒

10月24日(木)から、床上浸水した家屋所有者等へ消毒薬の配布を開始した。相談及び受付対応は疾病対策課が行い、緑区内の各まちづくりセンター・出張所・連絡所の窓口で消毒薬の受渡しを実施した。

図表 4.3.61 床上浸水した家屋に対する消毒液配付の内容

窓口	実施期間	実績件数
緑区内の各まちづくりセンター・出張所・連絡所窓口	10月24日(木)～12月27日(金)	9件

(3) リユース家具の提供

ア 概要

東日本台風により家屋が被災した市民の生活支援及び早期の生活再建に資するため、リユース家具²⁶の提供を行った。

(ア) 対象者

- 東日本台風により居住する家屋が被災し、市より「罹災証明書」又は「罹災届出証明書」が交付された市民 ※居住しない家屋は対象外
- 東日本台風により応急仮設住宅(賃貸型応急住宅)に入居する市民

(イ) 手続き方法

- ①資源循環推進課に電話連絡を行い、提供場所への来館日や希望家具の種類等を調整。
- ②橋本台リサイクルスクエアに「罹災証明書」、「罹災届出証明書」又は「賃貸型応急住宅入居承認通知書」を持参(12月29日～1月3日を除く9時～16時)し、申込書に記入のうえ提供家具を自己搬出する。

(ウ) 提供点数

1世帯につき3点まで(1世帯につき1回に限る)²⁷

(エ) 提供期間

令和元年11月1日(金)から令和3年3月31日(水)まで²⁸

²⁶ リユース家具とは家庭から排出された粗大ごみのうち再使用が可能な家具類を補修・清掃したものである。

²⁷ テーブルと椅子等組み合わせて使用することを前提とするものは1点とみなす。

²⁸ 当初、令和2年3月31日(火)までとしていた提供期間を1年間の延長実施。

図表 4.3.62 リユース家具案内 (チラシ)

リユース家具を提供します

台風第19号により家庭が被災された皆様の生活を支援するため、市が保管するリユース家具を無償で提供いたします。

対象者 次のどちらかに該当する方

- ・令和元年台風第19号により家庭が被災し、市から「罹災証明書」又は「罹災届出証明書」が交付された方
- ・令和元年台風第19号により応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）に入居される方

期間 令和元年11月1日（金）～令和2年3月31日（火）

提供場所 橋本台リサイクルスクエア（緑区下丸沢2084-3）

たんす、ラック、机、いす、ベッドなどのリユース家具を提供いたします。
 ※1世帯3点まで。搬出はご自身をお願いします。
 ※リユース家具の在庫状況によっては休止する場合があります。

リユース家具の例 提供場所




ご希望の方は下記受付窓口へご連絡ください。

担 当：市役所資源循環推進課
電 話：042-769-8334（直通）
受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）8時30分～17時00分

イ 実績

リユース家具の申し込みは7件あり、19点の家具の提供を行った。

図表 4.3.63 リユース家具提供実績

提供日	件数	家具提供点数	提供家具（抄）
令和元年11月13日（水）	2	6	シングルベッド
令和元年11月18日（月）	1	3	メタルラック
令和元年11月28日（木）	1	3	洋服ダンス
令和元年12月4日（水）	1	1	キッチンボード
令和元年12月26日（木）	1	3	書棚
令和2年2月3日（月）	1	2	2人掛けソファ
令和2年2月19日（水）	0	1	回転椅子
合計	7	19	

（※1）令和2年2月19日（水）の家具提供は、令和元年12月4日（水）の提供者に対して再度提供を行ったもの。

第4節 災害ボランティア

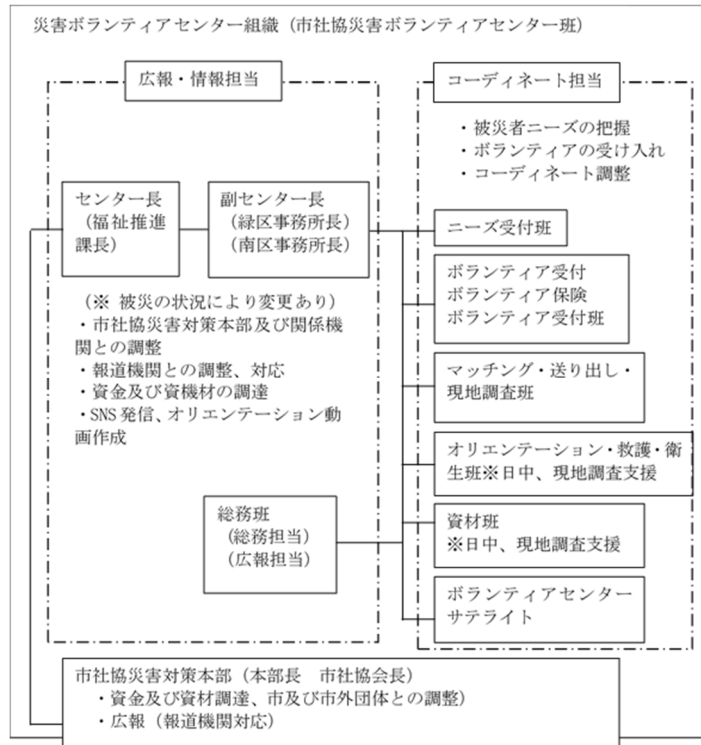
1 災害ボランティアセンターの設置

(1) 災害ボランティアセンターの概要

災害ボランティアセンターは、生活支援ボランティアの活動拠点であり、主な活動としては、①被災者のニーズ把握、②ボランティアの募集・受入れ、ボランティア活動保険の加入手続き、③ボランティアと被災者のニーズとのコーディネート、④被災状況及び必要な災害ボランティア活動内容等の把握、⑤災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達、⑥ボランティアの安全管理、⑦市をはじめとする関係機関や団体との連絡調整、⑧その他必要と認められる活動である。災害ボランティアセンターの設置に当たっては、設置場所等の事前協議を踏まえ、本市が（社福）相模原市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）に要請することとなっている。また、運営は、市社協及び関係ボランティア団体が主体となり、協働型で行うこととなっている。

災害ボランティアセンターの組織図は図表 4.4.1 のとおりである。

図表 4.4.1 災害ボランティアセンター組織図



(出所: 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル (相模原市社会福祉協議会) (令和3年3月作成) から作成)

(2) 災害ボランティアセンターの開設

東日本台風は、緑区を中心に甚大な被害をもたらしたことから、市は、「災害時における社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の協力に関する協定」に基づき、市社協へ災害ボランティアセンターの設置要請を行い、市社協は10月17日付けで、被害が集中していた地区の地域住民等に対する災害ボランティアによる支援を行うため、津久井、相模湖、藤野の3地区に災害ボランティアセンターを設置した。

災害ボランティアセンターでのボランティア活動内容は、主に居宅内に流入した土砂の片

付け、土砂の流入予防、ブルーシート張り、家財の移動であった。支援件数は図表 4.4.4 のとおりである。各ボランティアセンターの運営に当たっては、市社協のほか、(公社)津久井青年会議所、津久井商工会青年部、相模湖商工会青年部、藤野商工会青年部、相模原市赤十字奉仕団、(公社)相模原青年会議所等からも協力の申出があった。また、神奈川県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)にセンターの運営支援に係るスタッフの派遣の依頼を行い、10月29日(火)から11月16日(土)までの間、県社協及び県内他市社会福祉協議会職員から津久井地区センターに1クールを4日間として延べ33名の応援派遣を受けた。

図表 4.4.2 災害ボランティアセンターの主な活動内容

月日	主な活動内容
10月15日(火)	市と市社協で災害ボランティアセンター開設に向けた打合せを実施。民生委員・児童委員を通じて被災者への災害ボランティアセンター開設周知を実施
10月17日(木)	協定に基づき、市から市社協に災害ボランティアセンターの開設を要請。津久井地区(津久井総合事務所内)、相模湖地区(相模湖総合事務所内)、藤野地区(藤野総合事務所内)に災害ボランティアセンターを開設し、被災者からのニーズの受付を開始
10月19日(土)	災害ボランティア活動の受付を開始(雨のため活動は中止)
10月20日(日)	災害ボランティア活動の開始
11月23日(土)～ 11月28日(木)	災害ボランティアセンターを開所して約1か月を経過した段階で、災害ボランティアに係るニーズの再調査を協力団体等と実施 ①津久井地区センター 23日(土)、24日(日) (公社)津久井青年会議所と現地調査を実施 ②相模湖地区センター 29日(金) 自治会長会議で現状把握と調査依頼 ③藤野地区センター 14日(木) 自主防災隊に調査依頼 28日(木) 自治会長会議で現状把握
12月10日(火)	災害対策本部の廃止
12月12日(木)	市と市社協の協議により、災害ボランティアセンターを移行
12月13日(金)	城山地区を含む4地域に「さえあセンター」開設

図表 4.4.3 地区別災害ボランティア活動者数

項目	活動者 総数	内 訳		
		個人 活動者	団 体	
			団体数	活動者
津久井	1,987人	1,437人	68団体	550人
相模湖	752人	588人	13団体	164人
藤野	715人	477人	24団体	238人
3地区合計	3,454人	2,502人	105団体	952人

図表 4.4.4 地区別支援件数（令和元年12月12日時点）

項目	相談	内訳			
		完了	継続	保留	他対応等
津久井	134件	112件	1件	3件	18件
相模湖	37件	31件	1件	0件	5件
藤野	56件	30件	1件	6件	19件
3地区合計	227件	173件	3件	9件	42件

2 ささえあいセンターへの移行

12月に入り、土砂の片付け等に関する相談が減少しつつあったが、引き続き、災害ボランティアの派遣依頼への対応に加え、要配慮者を中心とした被災者の生活支援ニーズに係る相談支援に注力するために、新たな体制づくりを検討することとなった。体制づくりに当たっては、本市や津久井・相模湖・藤野のボランティアセンターの関係諸団体と調整を実施し検討を行った。被災者のニーズが「応急対応」から「生活再建」に移行してきている状況を踏まえ、本市が12月10日（火）に災害対策本部を廃止し、復旧・復興推進本部に移行したことに合わせ、13日（金）に災害ボランティアセンターから新たな体制である「ささえあいセンター²⁹」への移行を行った。

ささえあいセンターでは、被災地域の居住地の土砂の片付けや家財の搬出等、移行前の災害ボランティア活動を引き続き実施したほか、「相模原市復旧・復興推進本部」及び各地区の市保健福祉課等と連携し、被災に起因する日常生活での「不安なこと」「困りごと」を把握し、行政等「公的なサービス・専門相談窓口」へのつなぎを行うとともに、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア等と連携し、「地域の支えあい活動」を通じた、孤立・孤独の予防、解消への取組等、被災者に寄り添う地域づくりの推進に取り組んだ。

ささえあいセンターは、令和4年3月末をもって閉所し、支援延べ件数は1,055件となった。

²⁹ 設置場所は、津久井地区（津久井総合事務所3階）、相模湖地区（相模湖総合事務所3階）、藤野地区（藤野総合事務所3階）に、城山地区（城山総合事務所第1別館3階）を新たに加えて、4箇所となっている。

第5節 義援金・義援品

1 義援金

(1) 義援金

ア 義援金の募集

日本赤十字社・共同募金・県での義援金の募集のほか、本市では、独自に義援金の募集を行った。令和元年10月25日（金）から令和2年3月31日（火）までに受け入れた実績は、図表4.5.1のとおりである。

図表 4.5.1 義援金受入実績

市義援金	42,553,070 円
県義援金	23,079,420 円
合計	65,632,490 円

イ 募金箱の設置

市内計47箇所義援金箱を設置した。

- ・市役所本庁舎、各区役所、各まちづくりセンター等 17箇所
- ・あじさい会館、南保健福祉センター
- ・単独公民館 14箇所
- ・指定管理施設等 14箇所

(2) 義援金配分委員会

被災された方に対して、市内外から寄せられた義援金を、相模原市令和元年東日本台風災害義援金配分委員会の協議を経て決定した基準である被害区分に応じた配分を実施した。義援金の配分単価比率及び被害区分別の配分合計額は、図表4.5.2及び図表4.5.3のとおりである。

図表 4.5.2 義援金の配分単価比率

被害区分		配分単価比率					
		第1次配分	第2次配分	第3次配分		第4次配分	
		県	市	県	市	市	
人的被害	死亡	10	10	10		10	
	重傷	5	5	5		5	
住家被害	全壊	10	10	10		10	
	半壊	大規模半壊	5	10	5		10
		半壊	5	10	5		10
	一部損壊	一部損壊(準半壊)	1	1.5	1		1.5
		一部損壊(10%未満)	1	1.5	1		1.5
長期避難	住家被害を受けていない世帯				10	10	
	住家被害(一部損壊)の対象世帯				8.5	8.5	
	非住家被害				1	1	
	宅地被害				1	1	
	農地被害				1	1	
義援金配分総額		12,600,000円	19,090,000円	10,479,420円	7,420,000円	16,042,272円※	

(※1) 住家被害のうち一部損壊被害を受け、既に第2次配分を受けた方で、第1次及び第3次配分の対象となっていない世帯への配分額(1,025,752円)を含む。

図表 4.5.3 被害区分別の配分合計額

被害区分		1件当たりの配分合計額	対象件数	配分合計額
人的被害	死亡	679,630円	8人	5,437,040円
	重傷	339,815円	2人	679,630円
住家被害	全壊	679,630円	20世帯	13,592,600円
	半壊	大規模半壊	8世帯	3,971,680円
		半壊	37世帯	18,369,020円
	一部損壊	一部損壊(準半壊)	7世帯	585,389円
一部損壊(10%未満)		136世帯	11,373,272円	
長期避難	住家被害を受けていない世帯	313,290円	5世帯	1,566,450円
	住家被害(一部損壊)の対象世帯	266,297円	4世帯	1,065,188円
非住家被害		31,329円	58世帯	1,817,082円
宅地被害		31,329円	101世帯	3,164,229円
農地被害		31,329円	128世帯	4,010,112円
合計			514世帯	65,631,692円

(※1) 義援金受入総額 65,632,490円(図表 4.5.1)と配分総額 65,631,692円(図表 4.5.3)との差引差額 798円は、配分単価の設定上生じた端数の金額で、相模原市社会福祉基金への繰入れをすることとした。

2 災害支援寄附金

インターネット等を通して、ふるさと納税制度を活用した災害支援寄附金の受入れを行った。令和2年3月31日(火)でインターネット受付を終了し、令和2年4月以降は、財政課窓口にて受付を継続している。令和3年9月末時点で合計754件、29,064,727円を受け入れ、受領した寄附金は災害関連経費として東日本台風に係る災害復旧のための経費に活用した。

3 他自治体等からの見舞金

(1) 他自治体

他自治体の公費で贈呈された見舞金を、本市が一般財源(諸収入)として受領した。受領した見舞金の実績は図表 4.5.4 のとおりである。

図表 4.5.4 見舞金実績(他自治体)

	贈呈元	金額
1	大船渡市	1,000,000円
2	指定都市市長会	1,000,000円
3	岡山市	500,000円
4	鉏路市	200,000円
5	北九州市	500,000円
6	横浜市	1,000,000円

7	札幌市	1,000,000円
8	岡山県	1,000,000円
9	能代市	1,000,000円
10	長崎市	610,000円
11	大樹町	500,000円
12	肝付町	1,000,000円
	合計	9,310,000円

(2) 議会

各団体から受領した見舞金は、市への災害支援寄附金として入金³⁰した。各団体へは、議長名による礼状を送付した。受領した見舞金は図表 4.5.5 のとおりである。

図表 4.5.5 見舞金実績（議会）

	団体名	金額
1	全国市議会議長会	50,000円
2	関東市議会議長会	50,000円
3	全国市議会議長会 政令指定都市協議会	50,000円
4	横浜市会	172,000円
5	大船渡市議会	200,000円
6	札幌市議会	200,000円
7	鋸南町議会	50,000円
8	その他 ³¹	286,811円
	合計	1,058,811円

4 義援品³²

被災者への配分を目的とした企業等からの義援品のうち、必要な物資のみ本市で受け付け、避難所や災害対応現場等へ配分を行った。義援品の受付実績及び配布先は、図表 4.5.6 のとおりである。

図表 4.5.6 義援品実績及び配布先

贈呈元	品目	配分先
大塚製薬（株）	経口補給水、栄養補助食品	消防・警察・自衛隊、避難所、ボランティアセンター
大鵬薬品工業（株）	栄養ドリンク	消防・警察・自衛隊、避難所、ボランティアセンター
（株）エナコム	作業用手袋	ボランティアセンター

³⁰ 議会からの見舞金は「2 災害支援寄附金」の合計額に含まれる。

³¹ 各市議会からの見舞金（全国市議会議長会が取りまとめ、被災状況に応じて配分されたもの）

³² 個人からの義援品は、仕分けや処分に過大な時間と労力を要することから受け付けないものとした。

第6節 広報

1 広報さがみはら

「広報さがみはら」と「広報さがみはら（各区版）」において、台風の被害状況を伝えるとともに、被災者支援の各種制度や復旧の状況などについて情報発信を行った。

図表 4.6.1 広報さがみはらへの主な掲載内容

発行日等	主な掲載内容
令和元年 11 月 1 日号	り災証明書の申請、災害ごみの持ち込み、土砂混じりがれきの撤去、災害ボランティアの募集、緑区災害相談室の開設、その他各種支援制度の窓口一覧など
令和元年 11 月 15 日号	災害ボランティアの募集、災害義援金の案内、住宅関係の支援策の案内、被災者生活再建支援金の支給など
<みどり区版> 令和元年 11 月 15 日号	災害ボランティアの活動状況、災害専門相談会の実施など
令和元年 12 月 1 日号	災害義援金の案内、各種証明書の手数料免除の案内、市税の納付の延長・減免など
<ちゅうおう区版> 令和元年 12 月 15 日号	災害時の避難所の様子、防災メールの案内、マイ・タイムラインの周知など
令和 2 年 1 月 1 日号	災害復旧工事実施のお知らせ、復旧・復興推進本部設置のお知らせ
令和 2 年 1 月 15 日号	被災した中小企業の支援制度のお知らせ
<みどり区版> 令和 2 年 5 月 15 日号	東日本台風災害義援金相模原市第 2 次配分額決定のお知らせ
令和 2 年 6 月 1 日号	東日本台風の教訓を踏まえた災害への備えについて（さがみはらマイ・タイムラインなど）など
令和 2 年 7 月 1 日号	東日本台風災害義援金相模原市第 2 次配分額決定のお知らせ
令和 2 年 7 月 15 日号	東日本台風各種支援制度の申請期限周知
<みどり区版> 令和 2 年 9 月 15 日号	東日本台風時の地域（自治会）の取組の振り返りなど
令和 3 年 6 月 1 日号	道路復旧の状況について

図表 4.6.2 広報さがみはら（令和元年11月1日号）



NO.1420
毎月1日・15日発行
11/1
2019
令和元年
SAGAMIHARA

LINE Up 今号の主な内容

台風第19号による災害支援にご協力を	4
みんなのすこやかナビ	6・7・10
未来のために知っておきたいSDGs	8
台風第19号で被災された方へ各種支援をご利用ください	16

発行：相模原市 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
編集：総務局渉外部広報広聴課 ☎042-769-8200
ホームページ：http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/
携帯端末用：http://mobile.city.sagamihara.kanagawa.jp/

市の手続き、イベントや施設のお問い合わせに…

相模原市コールセンター
午前8時～午後9時 年中無休
☎042-770-7777



相模原市はSDGsを推進します

発行：相模原市 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
編集：総務局渉外部広報広聴課 ☎042-769-8200
ホームページ：http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/
携帯端末用：http://mobile.city.sagamihara.kanagawa.jp/

市の人口 722,828人 (258増)
男 361,423人 女 361,405人

世帯 327,027世帯 (279増)

令和元年10月1日現在、12月31日の推定

台風第19号により被災された皆さまへ

このたびの台風第19号により、お亡くなりになられた方々ならびに大切なご家族を亡くされた皆さま、また、お怪我や被災された皆さまには、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今も津久井地域を中心に、土砂崩れなどにより通行止めや停電・断水が続いている箇所があり、不安な時を過ごされている方もいらっしゃると思います。市といたしましては、市民の皆さまに寄り添って、一日も早く安心な生活を取り戻していただけますよう、国や県と連携しながら全力で復旧に取り組んでおります。

相模原市長 本村 賢太郎



国道413号(緑区青根付近) 10月14日撮影



県道520号(吉野上野原停車場)(緑区日蓮付近) 10月16日撮影

台風第19号による被災

一日も早い復旧に向けて取り組んでいます



県道76号(山北森野)(緑区牧野付近) 10月13日撮影



国道413号(緑区三ヶ木付近) 10月14日撮影

10月12日、台風第19号による被害は、関東をはじめとする広い範囲に及びました。本市でも、津久井地域を中心とした災害による被害に見舞われ、現在も一日も早い復旧に向けた取り組みを実施しています。今回は、当面の生活に必要な手続きなどを紹介します。

家屋などが破損した時は 災証明書を申請

自然災害によって破損した家屋などの保険請求や免除申請などに必要となる場合があります。

☑家屋などを所有している人や借りている人など

☑被災した物件が所在している各区役所区民課・まちづくりセンター(橋本、本庁地域、大野南を除く)・出張所へ

※台風第19号の被害に関するり災証明書に限り、津久井中央・牧野・佐野川連絡所でも受け付けます。

※各区役所区民課では、毎月第2・第4土曜日の午前8時30分～正午も開庁しています。

☎緑区役所区民課 ☎042-775-8803
☎中央区役所区民課 ☎042-769-8227
☎南区役所区民課 ☎042-749-2131

災害ごみを持ち込む時は 11/16(出まで) (予定)

土砂混じりがれきなどを市が撤去します

☑土砂などが堆積した居住用宅地を所有する個人または中小企業

実施期間 令和2年3月31日まで(予定)

受付場所 津久井・相模湖・緑野の名総合事務所

※受付場所など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※受け付けから撤去まで時間がかかる場合があります。

☎建築・住まい政策課 ☎042-707-7041

災害に関する各種支援制度など、詳しくは4冊、16冊が市ホームページをご覧ください。



2 市ホームページ、SNS

台風通過前の10月11日（金）から災害対応に関する情報（注意喚起、避難場所開設情報、施設休止情報など）を市ホームページに掲載して情報発信を行った。

また、被災者等が簡単に情報を得ることができるよう、台風による被災状況や交通規制の情報、各種支援制度の案内やイベントの休止情報などを台風関連の情報としてトップページに集約した。

災害関連情報の発信については、市ホームページだけでなく、Facebook や Twitter といった SNS のほか、ひばり放送やさがみはらメールマガジン「防災」、tvk データ放送など様々な媒体を活用して実施した。

図表 4.6.3 市ホームページ（令和元年10月15日時点）

台風第19号に関する重要なお知らせ

相模原市内の被災地では、市消防、市消防団、県警察等が活動しているほか、災害派遣要請に基づき、10月13日から、陸上自衛隊座間駐屯地所属第4施設群が緑区青根、牧野地区等で災害派遣活動を実施中です。

災害情報

- 台風第19号による災害対応に伴う市の通常業務について
- 給水活動情報について
- 災害状況
- 災害ボランティアについて など

① [台風第19号による災害情報](#)

交通情報

- ① [台風第19号に伴う道路の被災状況について（速報）](#)
- ① [道路の通行規制（迂回路）等について](#)
- ① [鉄道・バス等の運行情報について](#)

手続き

- ① [罹災証明書（りさいしょうめいしょ）について](#)

ごみ

- ① [台風第19号による粗大ごみの受付について](#)
- ① [台風第19号によるごみと資源の収集への影響について](#)

休止・休館情報

- ① [台風第19号に伴うイベント等の情報について](#)
- ① [台風第19号に伴う施設の休館等の情報について](#)

注意

- ① [水害時の衛生対策と消毒方法について](#)
- ① [台風などの災害に便乗した悪質商法にご注意ください](#)

3 その他広報手段

（1）懸垂幕・横断幕、のぼり旗の掲出

各区役所では、東日本台風の影響により、市内でも特に甚大な被害を受けた緑区（津久井地域）の復旧・復興に向けた機運の醸成や、被災者や復興にあたる関係者を応援するため、キャッチフレーズ及びシンボルマークを使用した懸垂幕・横断幕及びのぼり旗を掲出した。

図表 4.6.4 緑区役所の取組

	緑区役所
キャッチフレーズ	「一歩ずつ前へ、がんばろう！緑区」
シンボルマーク	
掲出開始日	令和元年 12 月 18 日（水）
懸垂幕	緑区合同庁舎、城山総合事務所、相模湖総合事務所
横断幕	津久井総合事務所、藤野総合事務所
のぼり旗	緑区合同庁舎、緑区内の各総合事務所、出張所（連絡所）、大沢まちづくりセンター

図表 4.6.5 中央区役所、南区役所の取組

	中央区役所	南区役所
キャッチフレーズ	「心ひとつに ともに歩もう ー津久井地域の一日も早い復興をー」	
シンボルマーク		
掲出開始日	令和元年 12 月 26 日（木）	
懸垂幕	ウェルネスさがみはら	南区合同庁舎、南保健福祉センター
横断幕	市役所本庁舎、J R 相模原駅前ペDESTリアンデッキ、J R 淵野辺駅前ペDESTリアンデッキ	小田急相模大野駅前ペDESTリアンデッキ
のぼり旗	市役所本庁舎、中央区内のまちづくりセンター又は公民館、あじさい会館、市民会館	南区合同庁舎、南保健福祉センター、南区内のまちづくりセンター又は公民館、相模女子大学グリーンホール、おださがプラザ、ユニコムプラザさがみはら、市民健康文化センター

(2) デジタルサイネージ等

中央区では、中央区役所や中央区内のまちづくりセンター、公民館において、被災状況や災害支援寄附金、災害ボランティアセンター等の情報について、デジタルサイネージ及びパネル展示によって区民へ情報発信を行った。

また、南区では、南区合同庁舎や南区内のまちづくりセンター、公民館等において、東日本台風に係る災害復旧状況等の情報の掲示を行った。

その他、被災者支援（ボランティア、義援金等）への協力をお願いするため、災害ボランティアや災害支援寄附金・義援金に係る情報を記載したチラシについて、イベント等での配布や窓口での配架を行った。

第7節 道路復旧

1 災害復旧班の編成

(1) 災害復旧班の整備

土砂崩落により通行止めとなっている道路等の復旧工事等に対応するため、10月28日(月)に災害復旧班(2班)を道路整備課に新設した。班員は道路整備課職員2名のほか、都市建設局職員12名が兼任した。

(2) 用地班の整備

復旧工事の施工に向け、12月1日(日)に用地班を津久井土木事務所内に整備した。班員は津久井土木事務所職員2名のほか庁内から5名が兼任した。

(3) 応援職員の派遣

11月14日(木)以降に、他自治体から応援職員(土木職員)が派遣され、国の災害復旧事業査定等に従事した。派遣期間や業務内容は図表4.7.1のとおりである。

図表4.7.1 応援職員の派遣

【令和元年度】

派遣元自治体	人数	派遣期間	業務内容
神奈川県	2名	令和元年11月14日(木) ～ 令和2年3月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井地域における道路の災害査定に向けた調査、設計及び積算業務 ・災害復旧工事の調査、設計、積算及び監督業務 ・農地・農業施設の災害復旧工事の設計、施工監理及び検査業務
横浜市	1名	令和元年11月18日(月) ～ 令和元年12月27日(金)	
厚木市	1名	令和元年12月1日(日) ～ 令和2年3月31日(火)	
座間市	1名	令和元年12月1日(日) ～ 令和2年9月30日(水)	
東京都	1名	令和2年1月1日(水) ～ 令和2年3月31日(火)	
町田市	1名	令和元年12月1日(日) ～ 令和2年3月31日(火)	

【令和2年度・令和3年度】

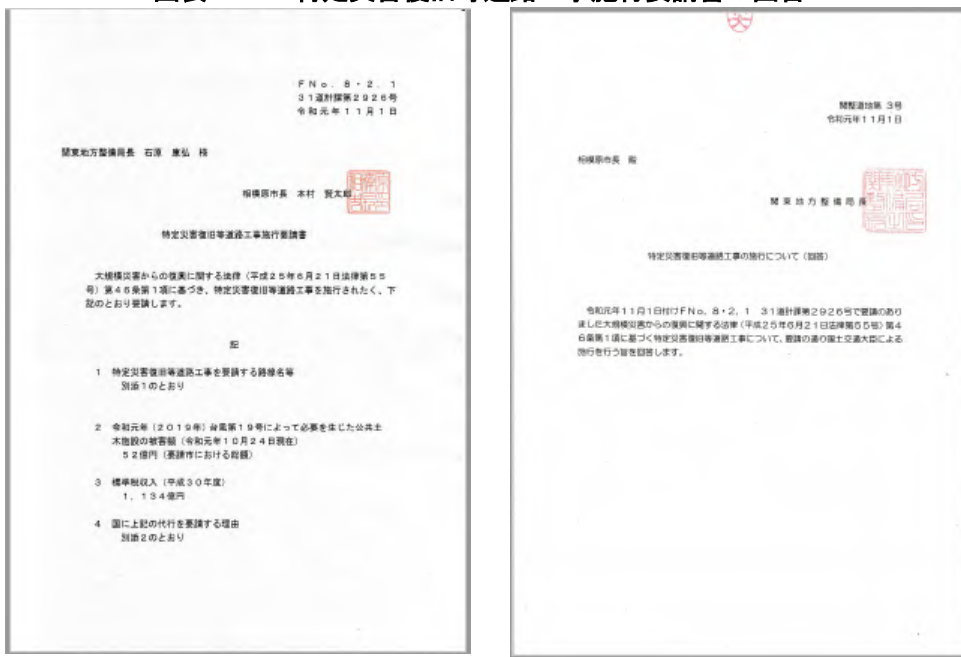
派遣元自治体	人数	派遣期間	業務内容
横須賀市	1名	令和2年4月1日(水) ～ 令和3年3月31日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井地域における道路の災害復旧工事の調査、設計、積算及び監督業務
座間市	1名	令和2年10月1日(木) ～ 令和3年3月31日(水)	
町田市	1名	令和2年4月1日(水) ～ 令和4年3月31日(木)	
熊本市	1名	令和2年4月1日(水) ～ 令和3年9月30日(木)	

2 非常災害の指定による直轄権限代行

(1) 経過

国道 413 号では、道路法面や路体などに甚大な被害が発生し、約 14km の区間が全面通行止めとなった。この路線は、本市から道志村を経て山中湖に至る幹線道路であり、通勤・通学、産業活動、観光などに利用される重要な路線で、早期の復旧が必要であったが、被害が甚大かつ広範囲であるため、市では早急な復旧に支障を来していたことから、11 月 1 日（金）に、大規模災害からの復興に関する法律第 46 条第 1 項に基づく特定災害復旧等道路工事の施行を要請し、国土交通大臣による施行（直轄権限代行）が行われることとなった。

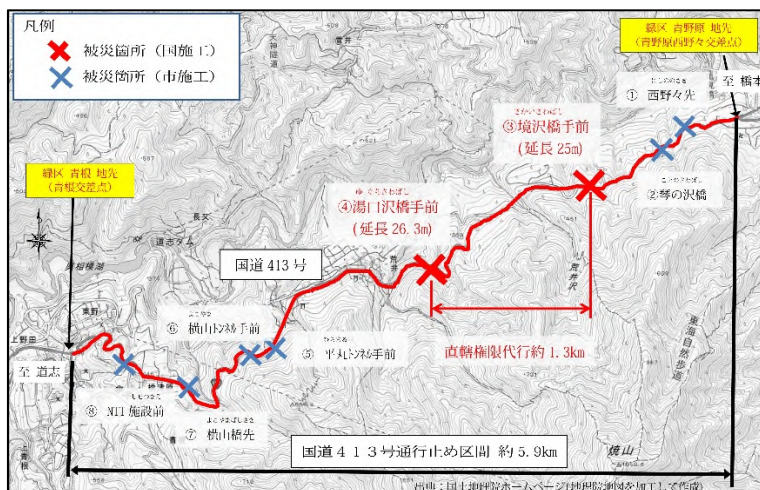
図表 4.7.2 特定災害復旧等道路工事施行要請書・回答



(2) 工事区間等

緑区青根 112-1（湯口沢橋手前）から緑区青野原 3730-1（境沢橋手前）の約 1.3km 区間において、直轄権限代行による道路復旧工事が実施された。なお復旧工事は 11 月 26 日（火）に本体工事（盛土工）が着手され、12 月 26 日（木）に通行止めが解除された。

図表 4.7.3 直轄権限代行による復旧工事位置図



(3) 事業費

直轄権限代行による道路復旧に係る事業費は約3億7,500万円で、市は事業費の1/3にあたる約1億2,500万円を負担した。

(4) 国道413号災害復旧連絡調整会議

緑区青野原から緑区青根の区間の早期復旧にあたって、都市建設局（道路部）は、国土交通省関東地方整備局と「国道413号災害復旧連絡調整会議」を設け、緊密な連携を図りながら、事業の推進を図った。

この連絡調整会議は、令和元年11月14日（木）、12月24日（火）、令和2年3月25日（水）の3回開催し、令和2年3月27日（金）15時の通行止め解除をもって解散した。

図表 4.7.4 国道413号災害復旧連絡調整会議の構成員

国土交通省 関東地方整備局 (5名)	道路部 地域道路調整官、道路工事課 建設専門官
	相武国道事務所 副所長（2名）、工物品質管理官
相模原市 都市建設局（4名）	道路部参事、道路計画課長、道路整備課長、道路整備課 担当課長

3 道路復旧

(1) 災害査定

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法令第97号）に基づき災害査定を申請した。

災害査定申請にあたり、「災害時における設計、調査等の応急対策業に関する協定書」に基づき、建設コンサルタント会社10社と設計業務委託を契約し、復旧工法の検討等を行い、令和元年12月23日（月）から令和2年1月24日（金）にかけて国による災害査定の結果、61件（78箇所）が災害復旧事業として採択された。

(2) 災害復旧事業

復旧工事にあたっては、採択された61件を47件に集約して発注し、45件の工事が完了した（令和4年3月末時点）。

図表4.7.5は主な復旧状況の一例である。

図表 4.7.5 復旧状況



【被災時】



【復旧工事後】



【被災時】



【復旧工事後】

第8節 公共施設等の復旧

1 河川

河川のうち、市が管理する普通河川は、22箇所では護岸の崩落や河道・水路の閉塞等の被害が発生しており、そのうち、被害が大きい11箇所について災害査定を受け、復旧工事を進めている。

令和3年12月末時点において、災害査定を受けていない11箇所を含む21箇所の復旧が完了し、令和4年7月末に、全ての箇所の復旧が完了する見込みである。

また、県が管理する河川について、相模川の被害は令和3年3月に全て復旧を終え、串川、境川等の河川は令和4年3月末時点で35箇所の復旧が完了している。

図表 4.8.1 河川的主要な復旧状況

	被災時	復旧後
普通河川 青野原019		
普通河川 藤野30-032		
相模川 護岸(緑区大島)		

	被災時	復旧後
串川 中村橋付近 (緑区青山)		
境川 風戸橋付近 (緑区川尻)	 溢水発生 (10月12日20時以降に撮影)	

2 公園・緑地等

(1) 公園・緑地

土砂崩落や倒木等の被害が発生した公園・緑地は、立入禁止措置を実施した上で復旧工事を行い、令和2年3月までに復旧が完了した。

なお、土砂等の受入れを行っていた相模湖林間公園については、令和3年7月まで土砂等の受入・搬出を行い、令和3年11月に原状復旧工事を完了した。

図表 4.8.2 公園・緑地の主な復旧状況

	被災時	復旧後
相模湖林間公園		



	被災時	復旧後
長竹白山公園		
金丸斜面緑地		

(2) スポーツ施設・広場等

ア 名倉グラウンド・青野原グラウンド

災害廃棄物等の仮置場として利用するため、一時利用を休止していた青野原グラウンドや名倉グラウンドは、令和3年3月に原状復旧工事を実施し、翌4月から供用を開始した。なお、名倉グラウンドについては、グラウンドへの進入路やテニスコート脇の法面の崩落が発生しており、テニスコート脇の法面は令和2年3月に復旧工事を終え、進入路法面の崩落は、令和3年3月の原状復旧工事に併せて実施した。

図表 4.8.3 名倉グラウンドの復旧状況

	被災時	復旧後
進入路法面崩壊		



図表 4.8.4 青野原グラウンドの復旧状況

	被災時	復旧後
進入路周辺		
野球グラウンド周辺		

イ 昭和橋スポーツ広場・多目的広場・相模川散策路

相模川の増水により、グラウンドや備品の損壊が発生した昭和橋スポーツ広場は、令和2年2月に堆積していた玉石等を撤去後、同年6月まで原状復旧工事を行い、翌7月から供用を開始した。

また、相模川の増水により、広場の洗堀、砂の流出、不陸等の被害が発生した3箇所の多目的広場は、令和2年3月までに復旧を終え、供用を開始した。

相模川散策路については、令和2年3月までに4箇所の原状復旧工事を行ったが、諏訪森下中州の散策路は、県との調整が必要となったことから、県による緑区大島の内水護岸の復旧工事が完了した令和3年3月以降に復旧工事を行い、令和4年2月に復旧が完了した。

図表 4.8.5 昭和橋スポーツ広場等の復旧状況

	被災時	復旧後
昭和橋スポーツ広場		
神沢多目的広場		
高田橋下流多目的広場		
三段の滝下流広場		

	被災時	復旧後
相模川散策路 (緑区大島)		
相模川散策路 (緑区大島)		

3 農道・林道等

(1) 農道・林道

法面の崩落、土砂崩れ、土砂流入等の被害が発生した農道9路線は、令和2年3月までに8路線の復旧工事が完了し、残り1路線の復旧工事についても、令和3年3月までに終了し、全ての復旧が完了した。

法面や路肩の崩落、倒木、土砂流出等の被害が発生した林道22路線は、令和2年3月までに2路線の復旧工事が完了し、令和4年3月時点では13路線の復旧工事が完了しているが、8路線が一部通行止めで、残り1路線が全面通行止めの状態が続いている。

図表 4.8.6 農道・林道の主な復旧状況

	被災時	復旧後
正沢農道 (緑区牧野)		

	被災時	復旧後
釜立林道 (緑区青根)		
猪窪林道 (緑区青野原)		

(2) 農業用施設

取水口部付近への土砂が堆積した諏訪森下頭首工等の取水施設や、浸水等により被害を受けた下大島ポンプ場等の揚水施設は、堆積土砂の浚渫や機器の修繕・更新等を行い令和2年6月までに全て復旧が完了した。

図表 4.8.7 農業用施設の主な復旧状況

	被災時	復旧後
諏訪森下頭首工 (浚渫工)		


(3) 小原市有林

法面の崩落と水路への土砂堆積が発生した小原市有林は、法面崩落対策として、令和2年度に丸太筋工による復旧工事を行った。今後、更なる崩落対策として、令和4年度以降に擁壁工による復旧工事を行う予定である。

また、水路への土砂堆積については、堆積箇所上方の保安林が被災していることから、県

に対し、治山工事の要求を行うとともに、令和2年3月に土砂等の堆積を防止するための大型土嚢を設置した。

図表 4.8.8 小原市有林の復旧状況

	被災時	復旧後
法面崩壊		
水路の土砂堆積		

4 藤野北小学校

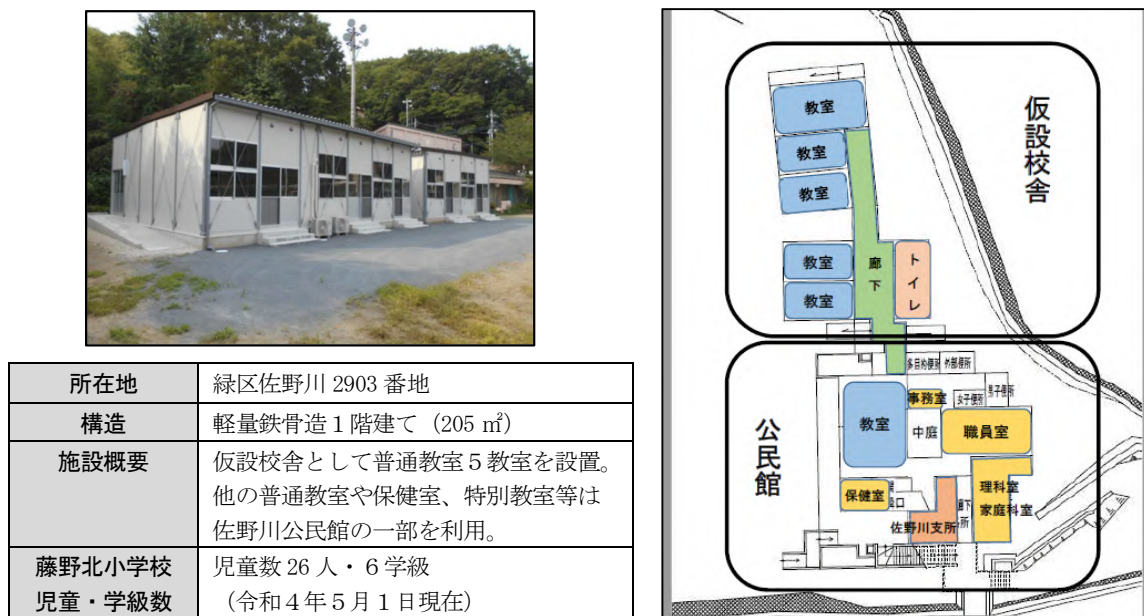
(1) 佐野川公民館の改修

藤野北小学校は10月18日（金）から「やませみ」で暫定的に授業を再開した後、11月8日（金）に佐野川公民館を改修し、学校として使用することを決定した。

12月23日（月）には、文部科学省による藤野北小学校、佐野川公民館及びやませみの視察が行われ、仮設校舎の設置が災害復旧事業として扱われることとなり、令和2年2月から、佐野川公民館の仮設校舎設置に向けた復旧事業が進められた。

仮設校舎は令和2年8月6日（木）の完成検査を受け、21日（金）に引き渡しが行われ、24日（月）から使用を開始した。

図表 4.8.9 佐野川公民館の仮設校舎の概要



(2) 本校舎の復旧に向けて

地すべりが発生した藤野北小学校東側の山林は、県が管理する「水源協定林」(民有地)であることから、災害発生後から、県と復旧に向けた対応について協議を行った。その結果、県は、令和 2 年 10 月末まで地下水位等を観測するための調査を実施し、その調査の結果を踏まえ、令和 3 年 1 月から令和 4 年 12 月末(予定)までの間、県による上方斜面の対策工事(地すべり防止工及び山腹工)が行われることとなった。

また、市は、県による上方斜面の対策工事が完了した後、崩壊土砂の除却、下方斜面の地すべり対策、擁壁等の復旧を行うこととし、令和 5 年 1 月に着手、令和 5 年 8 月末に復旧工事完了を予定している。

これらの工事が完了後、藤野北小学校本校舎への復帰は、令和 5 年 8 月末を想定している。

図表 4.8.10 藤野北小学校の復旧に係る主な経過

日付	対応		経過
	県	市	
10 月 12 日(土) 深夜 ～13 日(日) 未明			藤野北小学校に隣接する山腹斜面が崩落しグラウンドに多量の土砂が流入
18 日(金)		●	「やませみ」にて授業再開
11 月 9 日(土)		●	土砂流出留めの大型土嚢設置の施工開始
18 日(月)		●	大型土嚢設置完了
21 日(木)	●		流土の立木伐採
12 月 11 日(水)	●		災害関連緊急治山事業の事業費決定(林野庁)
19 日(木)～21 日(土)	●		崩壊部分への養生シート張り
23 日(月)	●	●	文部科学大臣政務官、初等中等局長、市教育長等による現地視察
26 日(木)	●		上河原調査業務委託契約(地表伸縮計等設置)
27 日(金)	●		上河原測量調査設計業務委託契約(地質調査及び測量、設計)
令和 2 年			
1 月 9 日(木)	●		地質調査、測量等を行うに当たり、工事完了までの安全対策として斜面崩壊箇所「地すべり監視システム(地表伸縮計)」を設置
27 日(月)	●		仮設足場の設置、ボーリング作業開始(2 月～10 月まで測量・調査を実施)

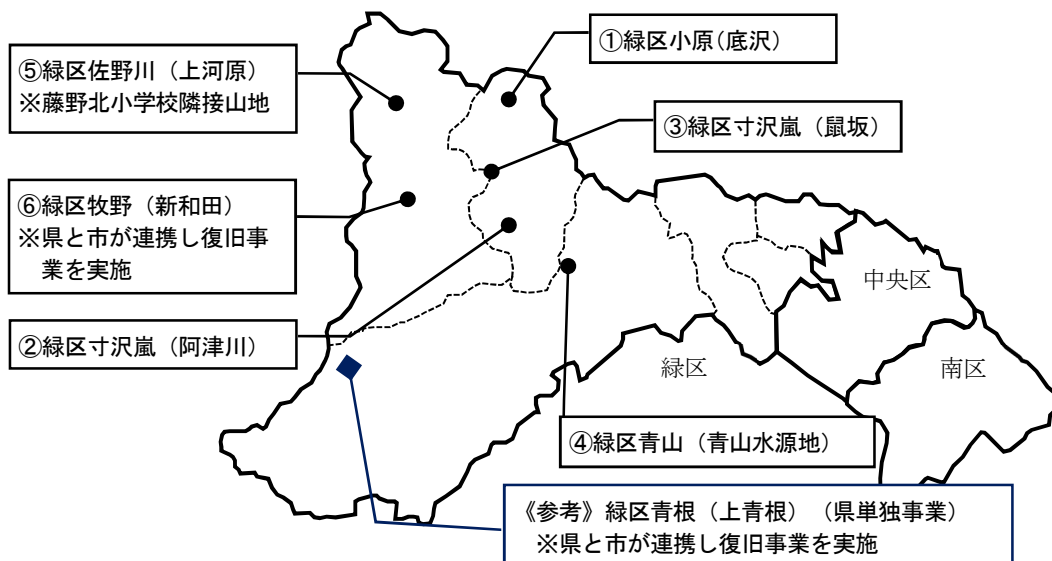
日付	対応		経過
	県	市	
2月 6日 (木)	●	●	保護者説明会の開催
19日 (水)		●	仮設校舎賃貸借契約
3月 14日 (火)		●	保護者等へ仮設校舎「工事開始のお知らせ」を送付
6月 13日 (土)		●	仮設校舎工事着手
6月 19日 (金)		●	擁壁等復旧工事設計業務委託締結 (6月～測量・調査を実施)
8月 6日 (木)		●	仮設校舎完成検査
21日 (金)		●	仮設校舎の引渡し
24日 (月)		●	仮設校舎使用開始
10月 2日 (金)		●	保護者説明会 (書面開催)
11月 27日 (金)	●		測量調査設計業務委託完成検査
12月 1日 (火)	●		工事入札公告
8日 (火)		●	擁壁等復旧工事設計業務委託中間報告書受領
22日 (火)	●	●	保護者説明会の開催
令和3年			
1月～	●		県治山工事の実施
2月 8日 (月)	●	●	公立学校施設災害復旧費事業申請に係る現地調査
令和4年			
12月末 (予定)	●		県治山工事の終了
令和5年			
1月～ (予定)		●	市復旧工事の実施
8月末 (予定)		●	市復旧工事の完了、本校舎への復帰
9月末 (予定)		●	仮設校舎賃貸借契約期間終了

5 治山関連事業

(1) 災害関連緊急治山事業

東日本台風により100箇所以上の被害が発生した山地のうち、緊急に復旧整備が必要な6箇所について、県は令和元年12月に林野庁から災害関連緊急治山事業の採択を受け、復旧工事を行った。令和4年3月末時点において、緑区寸沢嵐(阿津川、鼠坂)、緑区青山(青山水源地)、緑区牧野(新和田)の4箇所の工事が完了している。

図表 4.8.11 災害関連緊急治山事業が採択された被災箇所



(2) 新和田地区

災害関連緊急治山事業に採択された緑区牧野の新和田地区の山腹崩壊は、県と市が連携して令和2年9月から各種災害復旧事業が進められ、令和4年3月末で完了した。

図表 4.8.12 新和田地区の災害概要³³

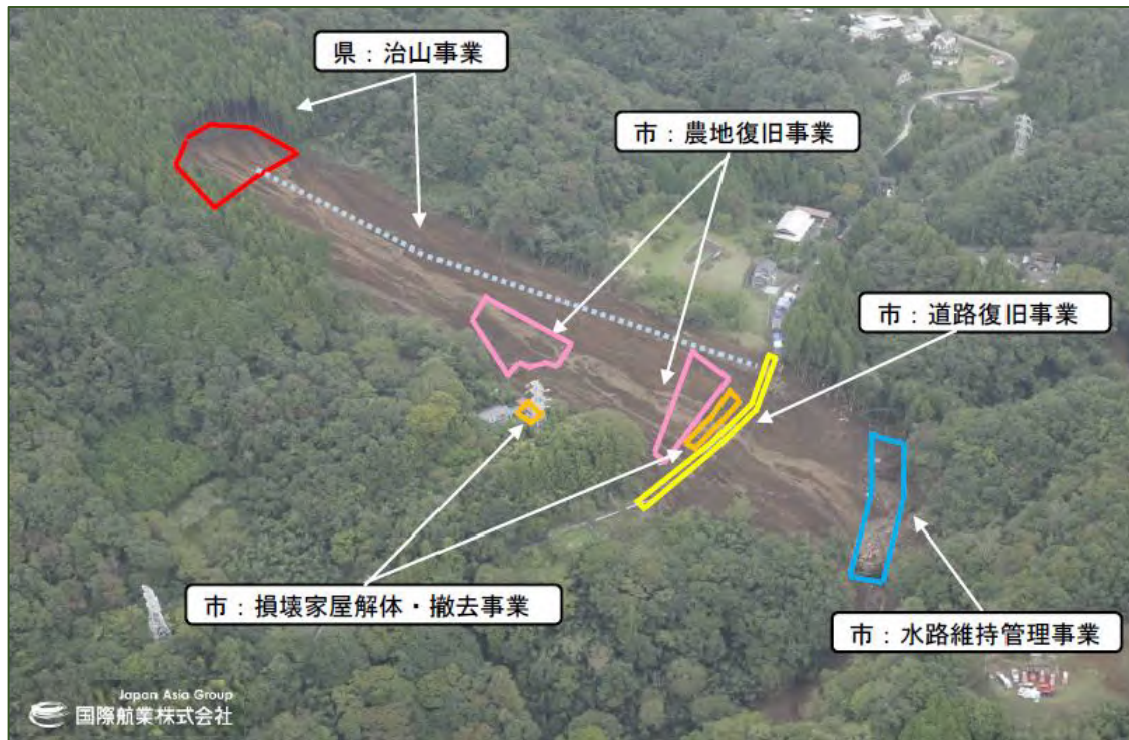
災害概要	10月12日(土)(報道によると午後9時45分頃)、神奈川県相模原市緑区牧野(新和田)において山腹崩壊が発生し、流下した土砂は山腹脚部の市道沿いの人家を巻き込み、市道を越え斜面下の溪流まで流下した。これにより、死者2名、人家1戸全壊、市道が通行止めとなるなどの被害となった。
災害形態	調査地の崩壊地源頭部から人家等の被害箇所までは、最大長さ(水平距離)約250m、比高差約100m、崩壊斜面幅は70~100m程度、源頭部の滑落崖の深さは6~7m程度であった。このうち崩壊は源頭部の長さ約50m、勾配が30°前後の急斜面で発生し、崩壊した土砂が下方の緩斜面(勾配15°前後)上を流下したと推定される。
災害原因	記録的な集中豪雨(24時間雨量603.5mm(令和元年10月11日(金)22時~令和元年10月12日(土)22時まで)アメダス相模湖観測所)に伴い、斜面上部(標高350~380m付近、勾配30°程度)に厚く堆積した火山灰土などからなる表土層において、地下水位が上昇し土層が著しく飽和したことに加え、表土層の滑落面から湧水痕もみられたことから、崩壊発生にはこの付近での地下水位の上昇が影響したと推定される。 すなわち、斜面上部の火山灰土などが、記録的な集中豪雨に伴う地下水位の上昇により著しく不安定化したことで崩落し、斜面中腹部で傾斜が緩やかになった農地の地表に沿って流下し、人家等に被害を与え、そのまま下方の市道、溪流まで到達したと推定される。

³³ 出所:「令和元年台風第19号に伴い丸森町及び相模原市で発生した山地災害の学識経験者による現地調査結果」(林野庁・令和元年12月)から作成。

図表 4.8.13 新和田地区の災害復旧事業の概要

事業名	事業内容	担当部署
道路復旧事業	被災した道路構造物の復旧工事	道路整備課（災害復旧第1班）
水路維持管理事業	水路の維持管理工事	
損壊家屋解体・撤去事業	損壊家屋等の解体・撤去工事	廃棄物指導課
農地復旧事業	土砂等の撤去・整地工事	津久井地域経済課（農地災害復旧班）
治山事業（県が実施）	崩落した斜面の復旧	県央地域県政総合センター農政部治山課
道路維持管理事業	道路の土砂清掃 斜面地に設置した大型土のう等の撤去	津久井土木事務所（藤野班）

各復旧事業の箇所（被災直後の復旧事業概要）



復旧状況（令和4年4月撮影）



山腹、農地の復旧状況



道路の復旧状況

(3) 上青根地区

上青根地区は、県が単独事業で復旧工事を実施した。新和田地区と同様、県と市が連携して令和2年5月から各種復旧事業を進めており、令和3年6月に完了した。

図表 4.8.14 上青根地区の災害復旧事業の概要

事業名	事業内容	担当部署
道路復旧事業	市道上青根・上野田釜立災害復旧工事	道路整備課（災害復旧第1班）
堆積土砂等撤去事業	宅地や農地に堆積した土砂や流木の撤去工事	廃棄物指導課
損壊家屋解体・撤去事業	損壊家屋等の解体・撤去工事	
農地・農業用施設復旧事業	土砂撤去後の畔（法面）や用水路の復旧工事	津久井地域経済課（農地災害復旧班）
治山事業（県が実施）	崩落した斜面の復旧	県央地域県政総合センター農政部治山課

各復旧事業の箇所



復旧状況（令和3年10月撮影）



市道復旧及び治山事業施工後



家屋解体撤去・土砂撤去及び農地の復旧後

6 砂防関係事業

(1) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊が生じ、死者1名、住家の全壊4棟等の被害が発生した緑区牧野の上野久保地区³⁴について、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがあることから、県は令和2年1月に国土交通省から災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の採択を受け、復旧工事を行った。

復旧工事は、令和3年9月に土砂防止柵の設置が完了し、令和4年5月末までに吹付法枠工事が完了した。

図表 4.8.15 上野久保地区の災害復旧の状況



³⁴ 登記上は「上ノ久保」と表記されている。

(2) その他の砂防施設に係る復旧事業

上野久保地区のほか、県により砂防施設に係る災害復旧事業が行われ、令和3年11月時点で、土砂の撤去等、8箇所において復旧が完了している。

図表 4.8.16 砂防施設における主な復旧状況

	被災時	復旧後
関川 (緑区寸沢嵐)		 関川ダム埋そく土の撤去
鬼取沢 (緑区佐野川)		 鬼取ダム埋そく土の撤去

第9節 応援要請

1 経過

緑区における東日本台風の被害が甚大であり、災害対応の長期化が見込まれたことから、10月16日（水）、本部事務局（受援班）が各局・区本部に対し、「相模原市災害受援計画³⁵」に基づき、応援要請の必要性について照会を行い、環境経済局及び都市建設局への中長期の職員派遣を見据え、本部事務局（受援班）と本部職員課班が連携し11月5日（火）から具体的に調整を進めていった。

図表 4.9.1 応援要請を必要とする業務及び必要人員

応援要請局 (所管課)	応援要請業務	必要人員・職種
環境経済局 (津久井地域 経済課)	農地及び農林業施設などの災害復旧に関すること。 (国の災害査定に向けた調査、設計、積算や災害復旧工事 の調査、設計、積算、監督)	土木職（農業土木） 4名
都市建設局 (道路計画課)	公共土木施設の災害復旧に関すること。 (国の災害査定に向けた調査、設計、積算や災害復旧工事 の調査、設計、積算、監督)	土木職5名

2 派遣調整

(1) 県との調整

県との調整は、本部職員課班が主体となり、県の市町村課に対し「総務省、全国市長会及び全国町村会による被災市町村に対する中長期の職員派遣のスキーム」に基づく派遣要請を行い、県人事課から県職員2名の派遣のほか、県市町村課から鎌倉市、横須賀市、座間市及び厚木市において各1名の派遣について回答を得られたため、それぞれ個別に調整を行い、11月14日（木）から県職員2名、12月1日（日）から座間市及び厚木市の職員各1名の派遣を受け入れた。また、横須賀市は、令和2年4月1日（水）から1名の派遣を受け入れることとなった。

なお、派遣の形態について、11月14日（木）から30日（土）までの間に派遣された県職員2名は出張として取り扱うこととし、12月1日（日）以降の派遣については、県職員2名を含め、全て地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定に基づく職員派遣として取り扱うこととした³⁶。

(2) 九都県市³⁷との調整

九都県市との調整は、本部事務局（受援班）が主体となり、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づき、応援調整都県市である東京都に対し派遣要請を行い、横浜市及びさいたま市から各1名の派遣について回答があった。この回答を受け、具体的な調整を職員課が行い、11月18日（月）から12月27日（金）までの期間、横浜市職員1名の派遣を受け入れた。

なお、当初、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」ではなく、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づく応援要請による派遣とするよう調整を行っていたが、最終的には他の自治体と同様に地方自治法に基づく職員派遣として取り扱うこととした。

³⁵ 平成27年策定（平成31年3月改訂）。

³⁶ 派遣職員の受入れに当たり、派遣職員の服務、給与等の取扱いについて、派遣元自治体と個別に協定を締結している。

³⁷ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市。

さいたま市は短期派遣のみ可能である旨の回答であったため、受け入れを行わないこととした。
また、東京都に対しても、本部職員課班が個別に調整を行い、令和2年1月1日（水）から都職員1名を地方自治法に基づく職員派遣として受け入れることとした。

(3) その他の自治体との調整

県や九都県市との調整と並行して、災害時相互応援協定を締結している自治体に対しても派遣要請を行うこととし、本部職員課班が八王子市及び町田市と調整を行った。

調整の結果、12月1日（日）から町田市職員1名の派遣を受け入れた。

また、災害対策本部廃止後は、総務局（職員課）が職員派遣に係る事務を承継し、派遣元自治体と令和2年度以降の派遣期間に係る調整を行ったほか、熊本市と調整し、令和2年4月1日（金）から熊本市職員1名を地方自治法に基づく職員派遣として受け入れた。

図表 4.9.2 派遣調整に係る主な経過（災害対策本部廃止まで）

日	主な対応
10月 16日(水)	○本部事務局（受援班）から庁内に対し、応援要請の必要性について照会。
18日(金)	○本部職員課班の設置。
21日(月)	○都市建設局（道路計画課）から土木職5名の応援要請の回答。
25日(金)	○環境経済局（津久井地域経済課）から土木職（農業土木）4名の応援要請の回答。
11月 5日(火)	○本部職員課班が県市町村課に対し、土木職9名の派遣を要請。 ○本部事務局（受援班）が九都県市（応援調整都県市：東京都）に対し、土木職9名の派遣を要請。
6日(水)	○県人事課から、県土整備局職員2名の応援派遣が可能である旨の回答。 ○九都県市から、さいたま市及び横浜市の職員各1名の応援派遣が可能である旨の回答。
7日(木)	○横浜市と派遣調整。派遣期間を11月18日（月）から12月27日（金）とすることで合意。
8日(金)	○県市町村課から、鎌倉市、横須賀市、座間市及び厚木市の職員各1名の応援派遣が可能である旨の回答。 ○県と県職員に係る派遣調整。11月14日（木）から応援派遣を開始し、派遣の形態は出張として扱うことで合意。 ○八王子市へ職員応援を打診。年内の派遣は困難である旨の回答。
11日(月)	○東京都へ職員応援について打診。
12日(火) ～20日(水)	○厚木市及び座間市と派遣調整。12月1日（日）から応援派遣を開始することで合意。 ○横須賀市及び町田市へ職員応援を打診。 ○14日（木）から県職員2名の応援を受入れ。 ○18日（月）から横浜市職員1名の応援を受入れ。
21日(木) ～27日(水)	○町田市と派遣調整。12月1日（日）から応援派遣を開始することで合意。 ○東京都と派遣調整。令和2年1月1日（水）から応援派遣を開始することで合意。 ○横須賀市と派遣調整。令和2年4月1日（水）から応援派遣を開始することで合意。
12月 1日(日)	○座間市、厚木市及び町田市の職員各1名の応援を受入れ。
10日(火)	○災害対策本部廃止

3 派遣受入れ実績

本市への応援派遣について、派遣元自治体、派遣期間及び派遣人数については、図表 4.9.3 のとおりである。

図表 4.9.3 応援派遣受入れ実績一覧

年度	派遣元自治体	人数	職種	派遣期間	業務内容
令和元年度	神奈川県	2名	土木技師	令和元年11月14日(木) ～令和2年3月31日(火)	○津久井地域における道路の災害査定に向けた調査、設計及び積算業務
	横浜市	1名		令和元年11月18日(月) ～令和元年12月27日(金)	
	厚木市	1名		令和元年12月1日(日) ～令和2年3月31日(火)	
	座間市	1名		令和元年12月1日(日) ～令和2年9月30日(水)	○災害復旧工事の調査、設計、積算及び監督業務
	東京都	1名		令和2年1月1日(水) ～令和2年3月31日(火)	
	町田市	1名		令和元年12月1日(日) ～令和2年3月31日(火)	○農地・農業施設の災害復旧工事の設計、施工管理及び検査業務
令和2年度 ・ 令和3年度	横須賀市	1名	土木技師	令和2年4月1日(水) ～令和3年3月31日(水)	○津久井地域における道路の災害復旧工事の調査、設計、積算及び監督業務
	座間市	1名		令和2年10月1日(木) ～令和3年3月31日(水)	
	町田市	1名		令和2年4月1日(水) ～令和4年3月31日(木)	
	熊本市	1名		令和2年4月1日(水) ～令和3年9月30日(木)	

第10節 災害救助法

1 災害救助法の概要

(1) 災害救助法の概要

災害救助法は、災害対策基本法に対する特別法として位置付けられ、詳細については災害救助法、災害救助法施行令(政令)、災害救助法施行規則(府令)及び内閣府告示のほか、災害救助事務取扱要領、災害救助の運用と実務等に記載されている。

また、災害救助法に基づく救助は、被災した市町村に代わり、都道府県が行うものとされている。

(2) 救助実施市の指定

平成30年6月の災害救助法改正において、内閣総理大臣の指定を受けた政令指定都市は、道府県に代わり、主体的に救助活動を行うことができる「救助実施市」となることができる規定が明記された。

このことを受け、神奈川県、横浜市、川崎市及び本市の4県市において協調しながら救助実施市の指定申請に向けた調整を進め、平成31年4月1日(月)に横浜市、川崎市及び本市の3市が救助実施市として内閣総理大臣より指定を受けた。

2 災害救助法の適用及び救助活動の実施

(1) 災害救助法の適用

東日本台風では、10月12日(土)に災害救助法を適用することを決定し、国への報告とともに公示を行った。

決定に当たっては、災害が発生し、市域での生命・身体への危害又はそのおそれが生じることが予測されたことから、災害救助法施行令第1条第1項第4号のいわゆる「4号基準」に基づき、災害救助法を適用することとし、次の9つの救助活動を実施した。

なお、東日本台風において実施した救助活動の中には、災害救助法を適用しない救助活動も実施しているが、本節では災害救助法を適用した次の救助活動について掲載するものとする。

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅(賃貸型)の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服寝具その他生活必需品の給与
- 医療
- 被災住宅の応急修理
- 不明者の搜索
- 要配慮者利用施設からの輸送

(2) 救助活動の実施

ア 避難所の設置

避難所及び風水害時避難場所(以下「避難所等」という。)については、台風が近づいている10月11日(金)の時点から開設が始まった。避難者数は最大で6,114人(10月12日(土))であった。

避難所等の生活環境については、各避難所等のために確保した食料や飲料、毛布や衛生用品のほか、市が集中備蓄している物品も活用しながら、長期化に備える物品を供給した。

避難所等は、12月26日（木）の藤野農村環境改善センターの閉鎖をもって、全避難所が閉鎖となった。

イ 応急仮設住宅（賃貸型）の供与

本市では、被災者が速やかに居住する場所を確保できるよう賃貸型の応急仮設住宅を供与することとし、最大で19世帯41名の入居者があった。

応急仮設住宅は、入居から2年間を居住可能期限としており、入居者の多くは、それぞれの入居可能期限までの間に新たな居住地に転居した。

ウ 炊き出しその他による食品の給与

東日本台風では、多くの避難所等が3日以内に閉鎖したことや、避難所の備蓄品やボランティアからの義援品等を活用したため、避難所等の多くで炊き出しや食品の給与を実施することはなかった。

一方、開設期間が長くなった藤野農村環境改善センター臨時避難所においては、避難所での生活が長期化したことから、地域の弁当業者からの配食のほか、炊き出しのための定期的な米等の配給等を行い、12月の避難所閉鎖までに延べ700食を超える食料を給与した。

エ 飲料水の供給

本市の一部の地域は、地域の住民同士がいわゆる簡易水道管理組合を組織し、自立的な飲料水の確保を行っている。

東日本台風では複数の簡易水道の供給区域にて断水が発生したことから、給水車を持つ神奈川県（横須賀市）、横浜市及び川崎市からの応援を受け、応急給水活動を実施した。

オ 被服寝具その他生活必需品の給与

罹災証明で半壊以上の判定が出た世帯に対し、罹災区分や世帯人数に応じた限度額の範囲内で9世帯に対して生活必需品を給与した。

給与した物には、炊飯器や食器等の飲食に必要な物品、シャツや下着等の衣類等があり、これらの中から被災者の希望にできるだけ添えるよう供給事業者と調整しながら給与に当たった。

カ 医療

災害救助法の適用による医療行為としては、藤野地区の一部の避難所においてインフルエンザ感染症の兆候が見られたことから、日連診療所の医師により避難者に対して予防接種を行った。

キ 被災住宅の応急修理

応急修理の工事完了期間は一般基準では発災から1か月となっているが、東日本台風においては、資機材の運搬ができない、隣接する河川の復旧が完了できない等の課題が多く存在し、工事の着工までに時間を要したことから、最後の工事が完了したのは、令和3年2月となった。

この応急修理の制度を活用した世帯の多くが半壊以上の判定を受けており、10世帯に対して応急修理を実施した。

ク 不明者の搜索

10月12日（土）の発災以降、緊急消防援助隊や国土交通省TEC-FORCEによる活動も行われたほか、救助活動のための障害物の除去等の専門業者による作業が行われた

が、今回の災害により死亡した8名のうち、2名が発災後3日を超えて発見された。

ケ 要配慮者利用施設からの輸送

東日本台風では、これまでにない大きな雨量を記録し、城山ダムの許容量を超える可能性があったことから、初めて緊急放流が実施された。

緊急放流の実施に伴い、相模川の水量に大幅な増大が見込まれたことから、同河川の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に居住する市民を安全な地域まで輸送するため、緊急的にバス運行会社との委託契約を締結し、輸送活動を実施した。

3 災害救助費（国庫補助金）

災害救助法の適用による救助活動に係る費用は、国の災害救助費負担金(国庫補助金)及び本市災害救助基金から支出することとしており、令和元年度から令和3年度における支出額は次のとおりであった。

図表 4.10.1 災害救助法の適用による救助活動費用

年度	救助費総額	(救助費内訳)	
		災害救助費負担金 (国負担)	災害救助基金等 (市負担)
令和元年度	26,112,252 円	13,056,126 円	13,056,126 円
令和2年度	30,847,310 円	15,423,655 円	15,396,625 円
令和3年度 (概算交付)	5,991,195 円	2,995,597 円	2,995,598 円
合 計	62,950,757 円	31,475,378 円	31,448,349 円

第 1 1 節 財務・契約

1 予算

(1) 令和元年度 12 月補正予算

令和元年度 12 月補正予算において、東日本台風に係る応急的な対応に要する経費を計上した。応急的に必要な救助、施設の災害復旧、既に執行した災害復旧費の補填、弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け、応援として出動した消防機関への負担金の支払い、消防団への費用弁償、派遣受入職員の給料、手当及び共済費の負担等、約 42 億 8,300 万円を計上した。

また、令和元年度 12 月補正予算以前に、東日本台風に係る緊急対応に要する経費として、予備費から約 1 億円を充用した。

図表 4.11.1 令和元年度 12 月補正予算における東日本台風関連経費の内訳

事業名等	金額	主な内容
令和元年東日本台風災害救助費	656,518 千円	災害に対して応急的に必要な救助等を行うもの。
令和元年東日本台風災害復旧費	3,017,000 千円	被害を受けた施設の災害復旧をするもの。また、既に執行した災害復旧費を補填するもの。 (一部繰越明許費設定)
災害援護事業	120,000 千円	犠牲となった方の遺族に対して、弔慰金を支給するもの。また、被害を受けた世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行うもの。
令和元年東日本台風 消防活動関連経費	76,481 千円	被災者の救助活動へ県下消防相互応援協定に基づき出動した消防機関への応援負担金の支払い及び消防団への費用弁償等を行うもの。
派遣職員受入負担金	56,000 千円	災害復旧業務に従事する地方自治法に基づく派遣受入職員の給料、手当及び共済費について本市が負担するもの。
職員給与費・教職員給与費	357,000 千円	人事委員会勧告等に対応する増額、令和元年東日本台風に係る災害復旧に伴う増額及び職員構成の変動等に伴う減額をするもの。

(2) 令和元年度 3 月補正予算

令和元年度 3 月補正予算において、農林水産施設及び公共土木施設の災害復旧に要する経費として、17 億円を計上した。

(3) 令和2年度当初予算

令和2年度当初予算においては、主に、災害救助に要する経費である災害救助費と復旧に要する経費である災害復旧費に東日本台風の被害に係る経費を計上した。

災害救助費は、家屋解体や災害廃棄物仮置場の維持管理、応急仮設住宅（賃貸型）の賃料等に係る経費として約3億6,800万円を計上し、災害復旧費は道路等の復旧や藤野北小学校の被災に伴い設置したプレハブ仮設校舎の賃貸借に係る経費として、約21億3,700万円を計上した。

(4) 令和3年度当初予算

令和3年度当初予算においても、令和2年度と同様に災害救助費と災害復旧費を計上した。

災害救助費は、家屋解体や応急仮設住宅（賃貸型）の賃料等に係る経費として約2,400万円を計上し、災害復旧費では道路等の復旧や藤野北小学校の被災に伴い設置したプレハブ仮設校舎の賃貸借に係る経費として、約1億500万円を計上した。

2 契約

(1) 物品契約等の応急措置・対応

契約課では、東日本台風に係る災害対応のため急遽必要となった物品を可能な範囲で早期に調達できるよう、共通物品の早期納品、総括調達物品の早期契約を図った。

(2) 中小企業・小規模事業者に対する配慮

本市は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的に、「相模原市がんばる中小企業を応援する条例」³⁸を施行している。

東日本台風の被害を受け、契約課及び産業政策課は、官公需における中小企業の受注機会の増大を図るため、改めて市内中小企業・小規模業者に対する配慮について周知を行った。

また、11月8日（金）には、中小企業庁長官より「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）」の文書が本市に送付された。

(3) 災害復旧工事等の契約の取り扱い

東日本台風により災害復旧事業に係る入札及び契約は、短期集中的に行う必要が想定されていたことから、当面の災害復旧工事等（工事等とは、工事、測量、地質調査及び設計監理の委託契約を指す。）の入札及び契約についての基本的な考え方を示すとともに、担当課で執行する修繕等の参考とするため、10月18日付けで「災害復旧工事等の契約事務について（通知）」を全庁に発出した。基本的な考え方の概要は次のとおり。

ア 1者随意契約

災害復旧工事のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事や、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧工事について、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第5項に基づき、適宜、随意契約を締結することが可能である。

このことから、原則として、東日本台風により被災し、緊急を要する災害復旧工事等のうち、随意契約ガイドラインに基づき、「緊急の必要があり、競争入札に付す時間的余裕が

³⁸ 平成26年4月1日施行

ない」と判断できるものについて、随意契約を活用する。

イ 指名競争入札、一般競争入札

1者随意契約によらないものは、契約課により指名競争入札及び一般競争入札の契約事務を行う。

契約課執行の工事等については、原則 1,000 万円以上を一般競争入札で行っているが、国土交通省が定める「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」に基づき、対象となる工事等は指名競争入札を適用する。

また、災害復旧工事の入札執行の際は、迅速に業者を決定し、工事に着手する必要があることから、手持ち制限の緩和等の入札参加条件の検討をする。

見積期間は建設業務法及び建設業務法施行令のとおりであるが、建設業務法施行令では「やむを得ない事情があるときは、5日以内に限り短縮することができる。」とあることから、入札日程の短縮を可能とする。

(4) 入札・契約制度の改正

東日本台風の被害により、災害復旧工事の発注が多数見込まれており、災害復旧を円滑に進める必要があったことから、東日本台風に伴う災害復旧工事の入札条件緩和及び入札手続きの簡略化を次のとおり行った。

ア 主任技術者の選任義務の緩和

法令等に基づき、次のとおり兼務を認めた。

図表 4.11.2 主任技術者の選任義務の緩和内容

請負金額	通常	災害復旧工事
3,500 万円以上※ 1	兼務不可	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり調整を要する工事で、かつ工事現場の間隔が 10km 程度の隣接した場所において施工する工事に限り、2 件まで兼務を認める。
3,500 万円未満※ 1	2 件まで可	条件なし

(※ 1) 建築一式の場合 7,000 万円

(※ 2) 監理技術者の兼務は不可

イ 現場代理人の常駐義務の緩和

工事の現場代理人について、兼任を認める工事の対象範囲を次のとおり拡大した。

図表 4.11.3 現場代理人の常駐義務の緩和内容

通常	災害復旧工事
① 受注した 2 件の箇所指定工事の請負金額合計が 2,500 万円未満	① 請負金額（単価契約の場合発注上限額）が 2,500 万円未満の工事 2 件
② 発注上限額 2,500 万円未満の単価契約工事を 2 件	② 請負金額（単価契約の場合発注上限額）が 2,500 万円以上の場合でも、現場代理人と主任技術者が同一人物で、主任技術者が兼務する工事 2 件
③ 請負金額 1,250 万円未満の箇所指定工事 1 件と発注上限額 2,500 万円未満の単価契約工事 1 件を受注した場合	

ウ 等級区分の参加条件緩和

より多くの業者の入札への参加を促すため、等級区分による参加条件を緩和し、直近下位等級の業者まで参加を認めた。

エ 地域要件の一部緩和

予定価格3,000万円未満の工事については、旧津久井地域と旧相模原市域で地域要件を付して発注しているところ、入札不調などの状況に応じ、地域要件を緩和して発注することとした。

オ 見積期間の短縮・入札方式の変更

必要な案件について、法令に基づき見積期間を5日程度短縮して発注することとした。

1億円以上の工事については、原則として、総合評価方式を適用することとなっているところ、見積期間を短縮する場合などにおいては、通常の一般競争入札により実施することとした。

カ 手持制限の緩和

東日本台風の災害復旧工事については、手持制限の対象外として発注することとした。

キ 一般競争入札における入札参加資格の事後審査

一般競争入札の参加資格確認については、入札参加申請終了後、参加者全者について審査を行い、翌々日に資格確認結果を通知していたところ、東日本台風の災害復旧工事については、開札後落札候補者のみ資格の確認を行うこととした。

3 決算

(1) 令和元年度決算

令和元年度における東日本台風の被害に係る経費は、令和元年度12月補正予算に計上した災害救助費や災害復旧費のほか、当初予算での執行や予備費充用等を活用し、応急的な対応や施設の災害復旧等に要する経費を執行した。

ア 災害救助費

東日本台風による災害に対して応急的に必要な救助等を行う経費として、313,561千円を執行した。

図表 4.11.4 【令和元年度】東日本台風災害救助費決算額の内訳

経費	決算額
災害廃棄物仮置場の設置及び災害廃棄物の収集・処分等	185,490千円
宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去	65,790千円
救助現場における捜索活動	11,000千円
破損した救助資機材の整備	9,091千円
被災家屋の解体	8,903千円
災害ボランティアセンター運営経費負担金	7,000千円
応急仮設住宅（賃貸型）の供与	6,335千円
その他	19,952千円

イ 災害復旧費

東日本台風により被害を受けた施設の災害復旧を行う経費として、1,322,193千円を執行した。

図表 4.11.5 【令和元年度】災害復旧費決算額の内訳

経費	決算額
農林水産施設災害復旧費 揚水機場、林道、農道等の災害復旧	49,149 千円
公共土木施設災害復旧費 道路や河川、緑地や公園などの災害復旧	1,259,614 千円
文教施設災害復旧費 藤野北小学校における応急措置	4,004 千円
その他公共施設災害復旧費 し尿処理施設、取水施設における災害復旧	9,426 千円

(2) 令和2年度決算

令和2年度における東日本台風の被害に係る経費は、主に、令和元年度から継続して実施した災害救助、災害復旧に要する経費を執行した。

ア 災害救助費

東日本台風による災害に対して、引き続き実施する、応急的に必要な救助等を行う経費として、366,262 千円を執行した。

図表 4.11.6 【令和2年度】東日本台風災害救助費決算額の内訳

経費	決算額
被災家屋の解体	193,881 千円
災害廃棄物仮置場の維持管理、撤去及び災害廃棄物の収集・処分等	155,183 千円
応急仮設住宅（賃貸型）の供与	12,802 千円
その他	4,396 千円

イ 災害復旧費

東日本台風により被害を受けた施設の災害復旧を行う経費として、2,048,648 千円を執行した。

図表 4.11.7 【令和2年度】災害復旧費決算額の内訳

経費	決算額
農林水産施設災害復旧費（繰越明許費分） 揚水機場、林道、農地等の災害復旧	33,249 千円
公共土木施設災害復旧費 道路及び河川の災害復旧	175,936 千円
公共土木施設災害復旧費（繰越明許費分） 国道、県道等の災害復旧	1,773,265 千円
文教施設災害復旧費 藤野北小学校、昭和橋スポーツ広場等の災害復旧	66,198 千円

第12節 協定の活用状況

1 概要

本市では、災害時に円滑に災害応急対策や被災者支援を実施すること等を目的に、他自治体や民間企業、団体等と災害協定を締結しており、令和元年10月1日時点で221の災害協定³⁹を締結していた。

図表. 4. 12. 1 災害協定の内訳⁴⁰（令和元年10月1日時点）

協定の性質	協定数	協定先
自治体間等の相互応援	30	九都県市、21大都市、銀河連邦、神奈川県、県内市町村、町田市、上野原市、八王子市、国土交通省関東地方整備局、在日米陸軍、東京消防庁 等
各種災害応急対策に係る応援	43	神奈川県、(一社)相模原市建設業協会、(公社)神奈川県産業廃棄物協会、(一社)神奈川県建物解体業協会、(社福)相模原市社会福祉協議会、(公社)神奈川県LPガス協会 等
施設等の使用	31	在日米陸軍、神奈川県、(公財)相模原市まち・みどり公社、相模原市障害者福祉事業所協会、(一社)相模原市高齢者福祉施設協議会 等
物資等の調達・供給等	30	相模原市職員生活協同組合、相模原市防災設備協同組合、神奈川県トラック協会 等
帰宅困難者支援	41	神奈川県、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、神奈川県美容業生活衛生同業組合 等
広報・情報発信	10	(株)エフエムさがみ、(株)ジェイコム湘南・神奈川、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株) 等
災害時医療救護活動	9	(一社)相模原市医師会、(公社)相模原市病院協会、(公社)神奈川県看護協会相模原支部、(公社)神奈川県柔道整復師会相模支部、(公社)相模原市薬剤師会、(公社)相模原市歯科医師会 等
その他(包括連携等)	27	神奈川県、相模原市自治会連合会、日本郵便(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂、イオン(株) 等
合計	221	

2 協定の活用実績

東日本台風に係る各種災害応急対策や被災者支援を実施するに当たっては、台風通過後から災害協定を活用していたが、改めて10月25日(金)に危機管理監から庁内に対し、締結している災害協定を確認するとともに、災害対応及び被災者支援に有用な協定を積極的に活用するよう通知し、各種対策・支援の促進を図った⁴¹。

東日本台風においては32の災害協定を発動しており、その実績は図表4.12.2のとおりである。

³⁹ 協約や覚書、申合せとして締結しているものを含む。

⁴⁰ 重複して計上することがないように協定の主となる目的に応じて協定を区分している。

⁴¹ 令和元年10月25日付け危機管理監通知「被害発生時の各協定の確認及び活用について(通知)」

図表. 4. 12. 2 東日本台風における災害協定の発動実績

番号	協定名	協定先	実績等
1	風水害時における避難場所としての施設使用に関する協定	神奈川県 (県立相模湖交流センター)	風水害時避難場所の開設
2	風水害時における避難場所としての施設使用に関する協定	神奈川県 (藤野芸術の家)	風水害時避難場所の開設
3	災害時における避難施設としての施設使用に関する協定	神奈川県(さがみロボット産業特区プレ実証フィールド)	風水害時避難場所の開設
4	災害情報等の放送に関する協定	(株) エフエムさがみ	市から発信する災害情報等の放送
5	災害時における放送要請に関する協定	横浜エフエム放送 (株)	避難情報等の発信
6	防災行政用同報無線放送の再送信に関する協定	(株) ジェイコム湘南・神奈川 相模原・大和局	避難情報等の発信 (発災時に限らず常時運用)
7	災害時における放送等に関する協定	(株) ジェイコム湘南・神奈川	避難情報等の発信
8	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー (株)	アプリと連携して、災害情報や避難場所の情報等を発信 (発災時に限らず常時運用)
9	避難所等の情報提供に関する協定	三井住友海上火災保険 (株) 及びファーストメディア(株)	避難場所の情報発信等 (発災時に限らず常時運用)
10	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン	ドローンによる被災状況空撮
11	災害時相互協力に関する申合せ	国土交通省関東地方整備局企画部 ほか14団体	リエゾン (連絡員) の派遣
12	災害時における応援に関する協定	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	道路、河川の応急復旧作業
13	日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書の全部を改正する覚書	横浜市、川崎市、ほか県内市町村	会員事業者 (横浜市、川崎市、横須賀市) による応急給水活動
14	災害時における燃料供給の協力に関する協定	神奈川県石油商業組合津久井支部	①避難場所の暖房用灯油の供給要請 ②津久井地域の復旧作業用車両への燃料供給要請
15	災害時の職員会館における応急食料供給等の協力に関する協定	相模原市職員生活協同組合	行方不明者捜索活動に従事する市消防職員への応急食料等の調達 (10月13日発動)
16	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	段ボール製簡易ベッド、段ボール製シート、段ボール製間仕切り各20セットを調達し避難所へ搬入
17	相模原市とイオン株式会社との包括連携協定	イオン (株)	避難所への生活必需物資 (食料・日用品等) 供給 (配送は市職員)
18	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定	(株) カインズ	避難所への生活必需物資 (電化製品・雑貨等) 供給 (配送は市職員)
19	災害時における生活必需物資の協力に関する協定	相模原商工会議所	みなし仮設住宅入居者への生活必需物資を商工会議所会員企業から調達及び配送。
20	災害時における応援に関する協定	(一社) 相模原市建設業協会	災害廃棄物仮置場の設置・維持管理等についての協力 (対応可能な事業者の紹介)

番号	協定名	協定先	実績等
21	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会	災害廃棄物等の分別・処分についての協力（対応可能な事業者の紹介）
22	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定	神奈川県建物解体業協会	倒壊建物の解体業務等についての協力（対応可能な事業者の紹介）
23	神奈川県下消防相互応援協定	神奈川県下 23 消防機関	緑区牧野の土砂災害現場での捜索救助活動に係る救助隊員の応援（10月15～18, 20, 21, 28～30日 計9日）
24	消防相互応援協定	東京消防庁	緑区牧野の土砂災害現場での捜索救助活動に係る重機の搬入方法、活用方法等の助言を受けるための職員派遣（現地確認）（10月20日）
25	災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定	（有）トータルサービス	緑区牧野の土砂災害現場での捜索救助活動が長期化することに伴い仮設トイレ2台を設置（10月14日）
26	大規模災害時における建設機械器具等の支援に関する協定	（一社）日本建設機械レンタル協会神奈川支部	緑区牧野の土砂災害現場での捜索救助活動にエンジン式根切りチェーンソー7台を9日間借受け（10月16～24日）
27	災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定	神奈川県建設コンサルタント協会及び（社）建設コンサルタント協会関東支部	災害復旧に必要な現地調査、設計業務
28	災害時における広報紙等の印刷に関する協定	相模原市印刷広告協同組合	災害復旧チームによる道路復旧の方策検討に当たって必要な、紙媒体の津久井道路台帳をデータ化（発災後12日に発動）
29	災害時における社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の協力に関する協定	（社福）相模原市社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの設置要請 ②災害ボランティアセンター設置後のボランティア募集、ボランティア活動による生活支援の実施
30	災害時における相互協力に関する協定	（社福）相模原市社会福祉協議会、（公財）相模原青年会議所	災害ボランティアセンターの運営に要する物資の提供
31	大学と相模原市との包括連携に関する協定	青山学院大学、麻布大学、和泉短期大学、桜美林大学、北里大学、相模女子大学、女子美術大学、東海大学、横浜国立大学、多摩美術大学、東京家政学院大学	包括連携協定締結大学の学生に災害ボランティアの募集情報の周知を実施。
32	銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定	銀河連邦（北海道大樹町、秋田県能代市、岩手県大船渡市、宮城県角田市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町）	職員派遣・物資支給等の支援

第13節 東日本台風を踏まえた新たな取組

1 災害対応等の検証

(1) 災害対応の検証部会に係る検証作業部会の設置

災害対策本部体制配備時における災害対応及び被災者への支援体制について、当時の対応状況を検証するとともに、課題を抽出し、課題に対する今後の対応を検討していくことにより、災害対策に係る施策の見直しにつなげていくため、令和2年1月22日（水）に開催した第2回災害対応の検証部会において、作業部会を設置し、具体的に検討を進めていくことを決定した。

作業部会は、「災害応急対策・被災者支援・応援受援」に係る3部会とし、作業部会の構成課及び検証内容は図表4.13.1のとおりである。

図表 4.13.1 作業部会の構成課と検証内容

①災害応急対策に係る検証作業部会	
構成課 (15)	緊急対策課（部会長）、危機管理課、総務法制課、企画政策課、区政支援課、健康福祉総務室、こども・若者政策課、環境経済総務室、都市建設総務室、緑区役所地域振興課、中央区役所地域振興課、南区役所地域振興課、議会総務課、教育総務室、消防総務課
検証内容	風水害時避難場所・臨時避難所の開設・運営、救助活動、孤立地区への対応、道路啓開、電気・水道・通信被害への対応、災害対策用地の活用、災害廃棄物処理、BCP、災害広報、被害情報の収集、災害時における公共施設の運営 等
②被災者支援に係る検証作業部会	
構成課 (8)	緊急対策課（部会長）、危機管理課、資産税課、区政支援課、地域福祉課、商業観光課、建築・住まい政策課、緑区役所地域振興課
検証内容	災害救助法・被災者生活再建支援法の適用、被災者支援システムの運用、避難者世帯等支援チームの運用、義援金品の受付、避難者・自主避難者への対応 等
③応援・受援体制に係る検証作業部会	
構成課 (13)	緊急対策課（部会長）、危機管理課、職員課、職員厚生課、管財課、情報政策課、地域福祉課、生活衛生課、津久井土木事務所、緑区役所地域振興課、中央区役所地域振興課、南区役所地域振興課、警防課
検証内容	庁内の応援体制（職員派遣、車両・資器材等の手配、派遣先職場環境の整備）、他自治体・機関等への応援要請、自衛隊・消防機関への応援要請、災害ボランティアの要請、応急給水に係る応援要請 等

(2) 課題の抽出及び検証の結果

作業部会では、令和2年3月末までにそれぞれの検証内容に係る課題の抽出及び課題に対する対応検討の方向性を導き出すことを目標とし、月1～2回の部会開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症に係る対応が生じたことから、関係課と個別に検討を行うこととし、最終的に作業部会は2回又は3回の開催で終了することとなった。

作業部会において抽出した課題は11項目91課題⁴²にわたっており、課題解決に向けた取組は、令和2年4月、新型コロナウイルス感染症対応に基づく業務継続計画の実施を決定したことを踏まえ、優先して改善していくべき課題を関係部局でそれぞれ改善の実施を進めていくこととした。

⁴² 項目分類上、一部の課題は重複して計上。

図表 4.13.2 検証結果に基づき抽出した課題

No.	項目	課題の概要
1	災害対策本部の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○職員参集・動員体制 ○避難情報の発令 ○被害情報の収集・情報共有体制 ○土砂仮置場・災害廃棄物仮置場に係る運用整理
2	避難場所の運用	<ul style="list-style-type: none"> ○風水害時避難場所の見直し ○運営体制 ○車での避難の受入れ体制 ○ペットの受入れ体制 ○災害時要援護者の受入れ体制 ○物資提供 ○広報 ○避難場所の閉鎖の時期
3	ライフライン被害に係る対応	<ul style="list-style-type: none"> ○応急給水体制 ○断水地域における災害時要援護者支援 ○応急給水に係る情報共有・広報 ○通信被害に係る情報共有・広報 ○市内停電に係る情報収集・共有 ○停電地域における災害時要援護者支援 ○庁舎の停電対応
4	災害時要援護者に係る対応	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者に係る情報共有 ○避難困難者移送に係る支援体制 ○危険区域内に居住する災害時要援護者への支援 ○危険区域内に所在する要配慮者利用施設への支援 ○災害時要援護者に係る情報発信 ○断水地域における災害時要援護者支援（再掲） ○停電地域における災害時要援護者支援（再掲） ○災害時要援護者の受入れ体制（再掲）
5	施設運営・継続の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画 ○施設・事業運営 ○施設・事業に係る広報 ○公用車の安全対策 ○燃料の調整 ○庁舎の停電対応（再掲）
6	災害時における広報体制	<ul style="list-style-type: none"> ○避難情報の発令に係る広報 ○避難場所に係る広報 ○災害時要援護者に係る情報発信（再掲） ○施設・事業に係る広報（再掲） ○市ホームページの更新 ○緊急性のない119番通報への対応 ○被災者支援に係る広報
7	罹災証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口の開設 ○被害認定 ○庁内体制 ○被災者支援システム
8	被災者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の支援 ○住宅等の支援 ○再建資金・生活資金の支援、見舞金等 ○被災者支援チーム ○土砂災害（宅地以外）に対する対応 ○被災者支援に係る庁内体制
9	庁内応援体制	<ul style="list-style-type: none"> ○長期化への対応 ○車両等資器材の手配 ○環境の整備
10	他自治体・機関等への応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ○協定・法令に基づく派遣要請 ○車両等資器材の手配（再掲） ○環境の整備（再掲） ○災害ボランティアの要請 ○応急給水に係る応援要請
11	自衛隊・消防機関等への応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊災害派遣要請 ○警察への応援要請 ○消防への応援要請 ○TEC-FORCEへの応援要請 ○消防研究センター等への応援要請

2 各種施策の推進

(1) 地域防災計画の修正

東日本台風の教訓を踏まえ、令和2年度から令和3年度にかけて、地域防災計画の修正を行った。

令和2年8月の修正においては、風水害時避難場所の指定基準の見直し、市民への情報伝達の強化、ライフライン対策の強化、受援体制の強化、交通マネジメント施策の実施に関する事項等について修正を行った。

令和3年5月の修正においては、相模原市復旧・復興推進本部の取組を踏まえた修正として、土砂等の処理対策、災害ボランティアへの対応、マイ・タイムライン（防災行動計画）の作成等に関する事項等について修正を行った。

(2) 風水害時避難場所の拡充

東日本台風において、市内全域で6,000名を超える避難者が発生し、臨時に風水害時避難場所に指定されていない施設を開設したことを踏まえ、避難者受入体制の強化を図るため、令和2年9月に風水害時避難場所を53箇所から114箇所に拡充した。

図表 4.13.3 風水害時避難場所の拡充の概要

拡充の視点	○風水害時避難場所までの距離が遠い地区において、地域の声を踏まえた施設を追加指定し、住民の避難行動を支援する。		
	○城山ダムの緊急放流等により、多数の避難者が発生する相模川流域への避難情報発令に備えた風水害時避難場所を確保する。		
風水害時避難場所の指定に係る新たな考え方	○新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、可能な限り多くの風水害時避難場所を確保し、「三密」を避けるための対策等を講じる。		
	これまで、風水害時避難場所は、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない区域に所在する公共施設等を指定していた。 新たな指定の考え方として、地域の状況により、風水害時避難場所が十分に確保できない場合、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内に所在する公共施設等であっても、施設の場所や建築物の構造・階数等の状況により、避難者の身の安全が守られる場所が確保できる際は指定できるものとした。		
拡充の内訳	区	地区	追加した風水害時避難場所
	緑区 (24箇所 ↓ 56箇所)	橋本 (3⇒8箇所)	相原公民館、橋本公民館・ソレイユさがみ、相原中学校、橋本小学校、旭中学校
		大沢 (2⇒6箇所)	大沢小学校、作の口小学校、九沢小学校、北総合体育館 ^(※2)
		城山 (2⇒5箇所)	川尻小学校、中沢中学校、広陵小学校
		津久井 (8⇒16箇所)	中野小学校 ^(※1) 、津久井中央公民館・津久井老人福祉センター ^(※1) 、津久井生涯学習センター、串川ひがし地域センター、串川地域センター、串川中学校 ^(※1) 、青和学園 ^(※1) 、鳥屋中学校 ^(※1)
		相模湖 (4⇒6箇所)	相模湖公民館、内郷中学校
		藤野 (5⇒15箇所)	藤野総合事務所、シュタイナー学園吉野校舎、シュタイナー学園名倉校舎、ふじの幼稚園、藤野小学校、藤野中学校 ^(※1) 、藤野南小学校、ふるさと自然体験教室 ^(※1) 、旧菅井小学校 ^(※1) 、篠原の里センター ^(※1)

区	地区	追加した風水害時避難場所
中央区 (14箇所 ↓ 29箇所)	小山 (1⇒2箇所)	小山公民館
	清新 (0⇒3箇所)	清新公民館、小山小学校、小山中学校
	横山 (1⇒3箇所)	横山小学校、さがみはらグリーンプール ^(※2)
	中央 (0⇒1箇所)	中央公民館
	星が丘 (0⇒2箇所)	星が丘公民館、上溝中学校
	光が丘 (1⇒3箇所)	陽光台小学校、光が丘公民館
	大野北 (4⇒6箇所)	大野北公民館、共和中学校
	田名 (3⇒5箇所)	田名北小学校 ^(※2) 、新宿小学校 ^(※2)
	上溝 (4⇒4箇所)	追加指定なし
南区 (15箇所 ↓ 29箇所)	大野中 (3⇒6箇所)	大沼公民館、大野台公民館、若松小学校
	大野南 (5⇒6箇所)	大野南公民館
	東林 (2⇒2箇所)	追加指定なし
	麻溝 (3⇒5箇所)	総合体育館 ^(※2) 、市民健康文化センター ^(※2)
	新磯 (2⇒2箇所)	追加指定なし
	相模台 (0⇒3箇所)	相模台公民館、若草小学校 ^(※2) 、若草中学校 ^(※2)
	相武台 (0⇒5箇所)	相武台公民館、相武台小学校 ^(※2) 、緑台小学校 ^(※2) 、もえぎ台小学校 ^(※2) 、相武台中学校 ^(※2)

(※1) 土砂災害警戒区域内に所在する施設であるため、避難者を受け入れる場所を限定し開設する風水害時避難場所。

(※2) 城山ダムの緊急放流などの際に開設する風水害時避難場所。

(3) 災害協定の締結

従来からの災害協定に加え、本市の防災力の向上を目的に、東日本台風以降、令和3年9月までの間に26の災害協定を新たに締結した⁴³。

図表 4.13.4 東日本台風以降に締結した災害協定一覧（令和3年9月末まで）

協定	相手先
災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定	富士急行（株）
国道413号の強靱化に関する協定	山梨県
消防活動の協力に関する協定	（一社）神奈川県建物解体業協会
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド（株）
災害時における風水害時避難場所としての施設使用に関する協定（計5協定）	（一社）藤野観光協会
	篠原地区振興協議会及びNPO法人篠原の里
	学校法人シュタイナー学園
	市民健康文化センター運営共同企業体
災害時におけるペットの飼養管理に係る物資の提供等の支援に関する協定	イオンペット（株）
災害時における施設等の使用に関する協定	JR 東京西駅ビル開発（株）
法政大学と相模原市との包括連携に関する協定	法政大学
損保ジャパンと相模原市とのSDGsの推進に向けた包括連携協定書	損害保険ジャパン（株）
災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定	神奈川県土地改良事業団体連合会
電気自動車を活用した災害連携協定	日産自動車（株）、神奈川日産自動車（株）、（株）日産サテリオ湘南、日産プリンス神奈川販売（株）、東京電力パワーグリッド（株）相模原支社、（株）ノジマ
災害時における施設等の使用に関する協定書	（独）国民生活センター
災害時におけるレンタカーの協力に関する協定	（一社）神奈川県レンタカー協会
災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定書	アパホテル（株）
災害時における復旧支援協力に関する協定	（公社）日本下水道管路管理業協会
損害保険ジャパン株式会社、株式会社DeNA SOMPO Mobility、株式会社ディー・エヌ・エー及び相模原市による災害連携等の検討に関する協定書	損害保険ジャパン（株）、（株）DeNA SOMPO Mobility、（株）ディー・エヌ・エー
災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定	（株）赤ちゃん本舗
無人航空機による情報収集等に関する協定書による活動協力に関する協定	（株）AIRWOLF
相模原市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	日本郵便（株）相模原郵便局、座間郵便局、橋本郵便局、津久井郵便局、相模原古淵郵便局（神奈川県西北部地区連絡会）
津久井消防署使用不能時における施設の借用について	相模湖リゾート（株）
災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書	イオンビッグ（株）
災害時における相互協力に関する協定書	（公社）相模原青年会議所、（公社）津久井青年会議所、（社福）相模原市社会福祉協議会

⁴³ 市単独で締結した協定数。（協定締結後に廃止した協定も含む。）

なお、包括連携に関する協定等、協定の内容に防災が含まれているものについても計上。

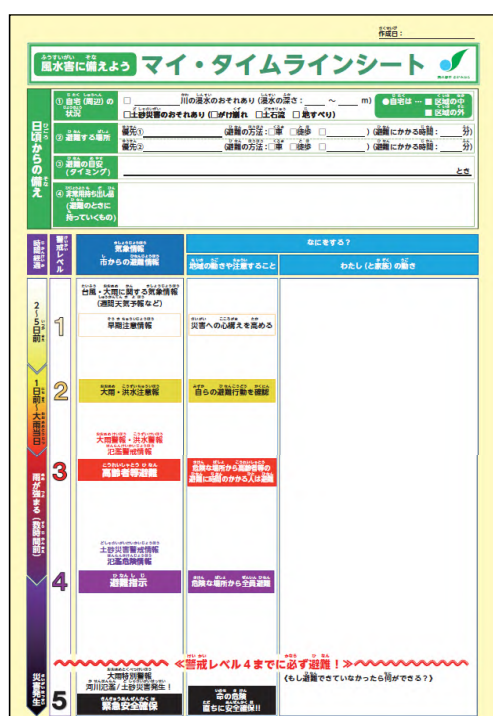
(4) マイ・タイムライン作成の促進

東日本台風では、逃げ遅れなどにより8名の方が犠牲となり、また、避難に関する問合せが多く寄せられたことから、風水害による「逃げ遅れ」などのリスクを軽減するため、マイ・タイムライン⁴⁴の作成を促進し、市民の防災意識の向上を図っている。

さらに、令和2年10月以降、市内の風水害のリスクが高い小学校に対し、マイ・タイムラインを作成する出前授業を行うなど、児童への防災教育を推進している。

図表 4.13.5 マイ・タイムラインの様式及び主な取組

年月	主な取組
令和元年10月	マイ・タイムラインシートを作成し、市ホームページに掲載
令和2年2月	「マイ・タイムライン作成ガイドブック」を作成し、市ホームページに掲載
令和2年6月	広報さがみはら6月1日号の特集記事にマイ・タイムラインを掲載
令和2年10月	田名小学校(4年生)において、市内で初めてマイ・タイムラインを作成する出前授業を実施
令和3年6月	広報さがみはら6月1日号の特集記事にマイ・タイムラインを掲載
令和3年9月	マイ・タイムラインシートと作成ガイドブックを防災ガイドブックと統合し、市ホームページに掲載



図表 4.13.6 マイ・タイムライン作成授業の様子



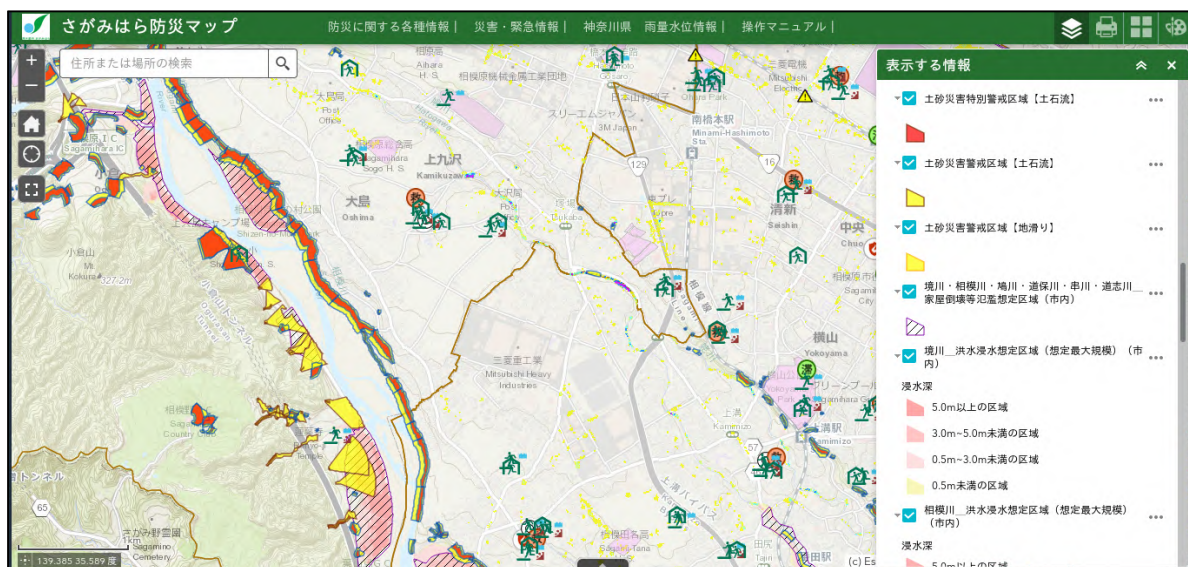
⁴⁴ 風水害が発生するおそれがあるときに、自分や家族が取る避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておく防災行動計画。

(5) さがみはら防災マップの公開

東日本台風の際には、市民から風水害時避難場所の位置や避難の判断に関する問合せが相次いだことから、市民が災害から身を守るための避難経路の確認や災害の危険性が高い区域の把握等、安全な避難行動を行うための資料として、各種ハザードマップに掲載している情報を集約し、一元的に表示することを可能とした「さがみはら防災マップ」を令和2年10月に公開した。

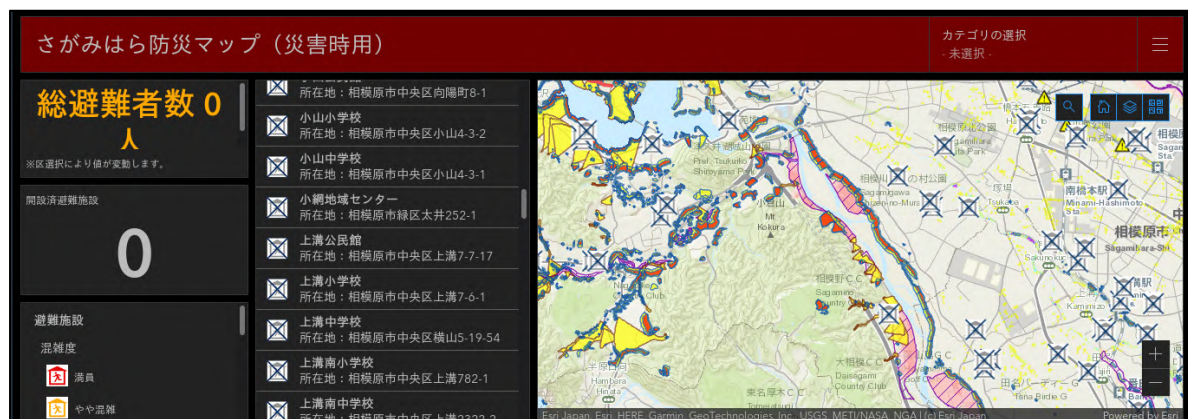
また、令和3年8月には、災害時に避難所等の開設状況や混雑状況を「さがみはら防災マップ」から確認できるよう、機能を強化した⁴⁵。

図表 4.13.7 さがみはら防災マップ画面



(c) Esri Japan | Esri, HERE, Garmin, FAO, NOAA, USGS

図表 4.13.8 避難所混雑状況確認画面（さがみはら防災マップ（災害時用））



⁴⁵ 避難所等の混雑状況は、「余裕あり（緑色）」「やや混雑（黄色）」「満員（赤色）」の3段階で表示される。

令和元年東日本台風災害記録誌

令和4年7月

編集・発行 相模原市 危機管理局 危機管理課

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8208